

民間にても稀にはかゝる風習あれど、それはたゞ簡略に従へるに過ぎざれば本文の趣とは同視すべからず。

いづれにしても、貴人間に近世の雑遊を俗風とする説の存し、また雑遊を段上に置くの習なかりしとの傳へあるは、深く考ふべき値あるならむ。夜話の著者がいふところの論は、庶民階級に於ける雑遊が祭祀的なる理由を側面よりして説明せる者ともいふべし。

さりながら、前章にも既に述べし如く、雑の形態は極めてさまざまにして、官服を着するはたゞその一類に過ぎず。(此種の方面については先進諸家の手になれる圖録類雑百種「雑」と人形の類一々あげず)に譲らむ。

九

終に民間雑遊の風俗について少しく記さむとす。

「ひな」の語は恐らく小なることを意味する梵語より出でしならむ。然れども近代の俗間には「少彦名神」を祭ると信せしが如く諸書みなそのことをいへり。

(1)筆のまゝ卷三 新井白蛾

雑祭は少彦名の命を祭る、其形少き神なる故に人形も少く拵へ祭るとなり彦名を中略してヒナト唱へ來る

(2)年中行事大成卷二 三日條

今日良賤の兒女子雑祭とて雑人形を祭る雑は小きの謂なり是少彦名命を祭なりとぞ、

新見氏の昔々物語、山下氏の雑遊起源考風俗畫 報所收などこれを説く者頗ぶる多けれど、その採るに足らざるは明なり。さりながら、少なくとも民間に於て「上己」シヤウキミ或は桃節句守貞漫稿 卷廿六等の中心風俗たりしものは雑人形にして、當日の飲食物なども殆ど皆そのためにするものと信せられしが如し。二月の下旬より三月に涉り、京江戸、大阪、いづれも雑市と稱する、ひなひなな専賣設備の開設せらるゝあり。維新後も廢絶せずして今日に至る。(雑市についてのくはしきことは今述べず)

菱餅シラギ及白酒シラギの類も古くは雑のためにせしにあらざれど、近世の人々はみな一種の供物と信じたりしこと、今日人々の知るところなり。(菱餅は江戸初世より見ゆ

れど、白酒は比較的に用ゐらるゝに至りしならむ。寛文三年に成れる年齋拾啄三月上元祿十年の民間年中故事要言卷三などにも見えす一三月三日條また同し。これを要するに「ひゝな遊は古く不定期のものなりしが、近古以來いつしか定期性の傾向を生じ江戸の中世以後三月の風俗とほゞ定れるに至れるものに過ぎず。従て蓬餅、菱餅、白酒○或は桃花酒なども古くは人のためにする飲食品にして、雛への獻品としてつくられしにあらす。然るに、ひゝな遊が一般に三月節供の中心なること誤解せられし結果は、それ等の品もみな雛に對する獻供の料と信せらるゝこととなりて今日に及べるなり。(大正十一、三、十六)

註

(1) ライン氏著、Japan (nach Reise und Studien……) 卷一、五二四―五二九頁なる人類學及土俗學的記載の内に三月節供のことを述べ六三三頁ヒ、ナまたヒナといふは「小」の義を有する梵語ヒーナなる由をいへり。

(2) これについては諸書にみゆれど、一二例のみをあぐ。

天保十四年卯年三月十八日

本石町二丁目同三丁目尾張町一丁目元地○中同新地麴町五丁目

右町々例年二月二十一日より三月四日迄、羅市仕候に付御法 八寸已上之羅並梨子地蒔繪金銀等相用ひ候道具類紋所之外一切賣買致問數旨被仰渡候 天保御改正諸事留五)

廿五日

羅市今日より三月二日、(中略)京師は四條五條の東江戸は中橋尾張町○中大阪は御堂前願慶町○中にあり夜は蠟燭を耀し光影羅綺彩粉に映じ行人の目を奪 云々(年中行事大成二之)

(3) 守貞漫稿卷六には、

古ハ如何ナル形ニ製シケン今ハ三都トモニ菱形ニ造リ京阪ニテハ蓬ヲ搗交ヘ青粉ヲ加ヘテ綠色ヲ美ニス江戸ハ蓬ヲ交ユルハ稀ニテ多クハ青粉ニテ○中染シノミ也○中江戸ニテハ大概草モチ京阪ニテハヨモギ餅ト云也○中餅ニ同シキ菱形ノ壺ニ居ル○中三枚上下青中白也。

などいへり。

(4) 東都歳時記卷二に、

當月中旬より江戸酒肆白酒を造りて商ふ中にも鎌倉町豊島屋酒店には二十日頃一朝に商ふ○中未明より戸外市をなせりなどいへるもその一例にして、稀に桃花酒をも用ふ。本書上已宮廷等にては桃花酒なるが常なれど、民間は然らず。

(5) 本書には、三日條に「女童羅遊」スル事ナリ……昔ヨリ有遊ナルベシ、または「本朝の風俗三月三

日ハ女子節供トテ婦女尤重ンズル事ナリ云々などみゆ。かくの如く近代的なる記載に及べるにもかゝはらず、節日の飲料としてはたゞ桃花酒をあぐるのみ。

(6) 本書にも難のことはあれど、白酒については一言も費さず。

初春に於ける江城の大奥

鎌倉幕府の時代は、未だ内廷年中の行事を傳へず、足利氏の世よりは多少の資料あるも、今は單に徳川家、及その將軍たりし頃、諸侯家に行はれたる年始の規式に就て記さんとす、然れども資料多く存せず、從て史的推移の狀を明示しがたきは、遺憾の至といふべし。

將軍は先づ諸侯伯及有司以下の賀を受け了りて、大奥に赴き夫人と祝辭を交換し、女薦等みな迎賀す、大奥向御規式之次第¹⁾によれば、

御表御禮過大奥え被爲成、御對面所御上段公方様御直垂御着座、御祝之次第、

御吸物(ひれ) 御盃(土器) 御長柄 御加松立御肴 御捨土器

右被爲濟、公方様御臺様御對顔、年始之御祝儀被仰上、御熨斗上、萬年寄差上之云々、御臺所はこれよりさき服飾を改め、物具即ち公家風の正装をなす、その居室に於て「おさゞれ石」の祝をなし、柳營公廷の儀畢るを俟つ定めなりしとぞ、

註

- (1) 千代田大奥上を見るに、將軍先て口祝を述べ、御臺所は答拜しつゝ、賀辭を申さるゝ由云へり。
- (2) 禮典錄附錄廿六所收、安政年中の調査なれば、前後に於て沿革あるべし。
- (3) 「當番の中臈御座の間へ注連飾りしたる白木造の盥と湯桶とを備へ御案内申上ぐ……着座の後中臈は湯桶を取上げる、御臺所は手を出し湯を受くる眞似して君が代は千代に八千代にさゞれ石のいはほとなりて苦のむすまでと唱へ……御拜す是れ御清めの式也」と見ゆ、往年風俗畫報十四にも大槻氏？の説出でたり、他書に載する所なければ疑を存す。

女臈は目見以上の者すべて賀禮をなすと雖も、御流れ頂戴は表使迄にして、祐筆以下はその祭に浴せず、參列者の服飾は、地黒地白にて掛け隨意也、又は若輩は地赤もあり、相衣紅桃色の縫入、老女之外綸子重は不相成、帯は縞子或は縮緬の縫入を用ゐるといへりかくて將軍は我居室に退き、酒饌雜煮其他を味ひ今日の勞を慰む、御守殿及三家賀州等の女使を引見するは此際にして、繁忙察すべきなり、御臺所もその

私室に女臈を引見し酒饌を與ふ、禮典錄にいふ

御臺様御對面所におゐて、上臈年寄老女始役々並御目見以上之分、一統御禮申上之御流被下之、

本書の前後を通見するに、前にいへる女臈は將軍附或は大奥すべての者にして、本文にいへるは、御臺所附のそれのみなるべきか、

註

- (1) 禮典錄による、原文に「御祐筆以下者不被下」とあれば、上臈老女御客會釋中臈同相小姓表使の數役に留れども、人員は數十人を下らず、因みにいふ、千代田大奥上には、御流頂戴を五日とせるも、元三とする本書の方正しからん、或は沿革あるためか猶考ふべし。
- (2) 及(3) 同書

二

西ノ丸の女臈等は、世子の本城より還るを俟つて、歳首の禮を行ふ、巳の時にぞ女房の拜賀は侍とあれど、多少の異例は免れざるべし、惇信公重家に侍したる某氏、その麗

筆を以て當時の次第を録せる者世に存す。

うへゆるされたる限、老も若もさうぞきつれて……れち正しうなみゐて拜し奉る、さて御はがため何くれと御ことぶきすませ給ひて後、御ながれの順のまゝにくだしたまはす云々、

紀州家にては、四ツ時過四ツ時は十時なれば、前に表より奥へ中納言様被爲成……御装束召し、若年寄御先立、御側若年寄御刀あけ致、御簾中様及兩上臈兩老女御供申上、御清ノ間御拜參、蓋まづ賀を祖靈に申すの意なるべし、御清間は祖宗の靈牌を安ずる所なればなり、かくてその儀了れば、迎謁の首席上臈祝詞を陳べ、以下皆これに同じ、尾州家の例によれば、元日の夕簾中親しく子女を訪ふ、右兩家はいふ迄もなく、他藩にても、名家の夫人息女は、皆公家風の服飾を用ゐ、平常の武家式姿容とは全く趣を異にしたりき、

註

(1)及(2) 西城女臈日記元文四年正月條。

(3) 御簾中様年中作法に見ゆ。

(4) 同書に「一の上臈より元旦の御祝儀申上、一統御祝儀申上」といへり。

(5) 同家女臈日記に「夕つかた上の上まへ公達の御方へわたらせ給ふ、年ごとの御例にぞ有ける、うへは紅梅の御衣松かされの御うちぎ、紅のうちめつややかなる御張袴奉りて、御繪扇もたせ給」といて、他にも證多けれど今擧げず。

畫家の採筆を弄んで、初春に於ける柳營諸侯の賀宴を寫し出せるもの無きにあらず、ざれど、華麗莊重の一斑をも傳ふるに足らず、今や此種的美觀はたゞ昔を偲ぶ者の夢にのみ殘されて、空しく史上にその片影を留む、本邦儀禮史の末段は、西嵐に散ゆく菊と櫻の憾みを以て充さるゝを如何せん、

三

元三恒例の嘉禮は既に述べ畢りぬ、されば進んで年頭に行はるゝ他の諸習俗を記さんとす。

(イ)讀 初

徳川家のそれは二日なりしも、他家にては元日を以て行へるもありき、御簾中様年

中御作法に、御對面所に於て御用人……御目見後、御よみ初御書初被遊²⁾と見ゆ³⁾は書初出にヨミソメは物語歌集類を主としたるが如く、書目は一々考ふべからず。

(ロ)掃初書始

「御はき初御書始……とて御祝ことく數しらす³⁾」幕府にては、當日將軍の大奥を辭去せられたる後、御臺所及侍女等の書始あり掃初は特に式あるにあらず、たゞ日々の例としての洒掃を行ふに留る、(元朝には掃除せざるを以て、二日より行はるゝなり)故に古老も記して、

未明よりまづ御掃除初……女中の間にて御掃除初といひ習はすのみ、其實式もなく作法もなく、云々、

といへるなるべし、

註

(1)及(5) 千代田大奥上巻、

(2) 紀州家の例にして、次文を見れば、す、諸式畢りて後、殿の入御ある趣あり、(柳營の式とは正しく相反せり。)

(3) 西城女鷹日記元文四年正月二日條

(4) 幕末の制にては、二條流の作法に従ひ、色紙或は短冊に歌を認められたりとぞ、千代田大奥に、⁴⁾侍女が私室にて行ふ所のものは如何ありけん、恐らくは大同小異ならんと思はる。

(ハ)裁始或は縫初

正月二日の行事にして、江戸中世のものには、ぬひそめ¹⁾とあれど太田氏の著書には裁初として、呉服の間の女中、呉服の間にて御年寄の見立てし織物……を裁つ、素袍大紋上下地杯將軍の御召物をも裁つなり、といひ縫ふことなしと辨せり、されど古くは又ヌヒソメの實ありしものか。

註

(1) 前條所引女鷹日記同日條、

(2) 千代田大奥上二日條、

(ニ)料理始、樂始

四日、尾州家にて行はる、その委細は知らざれど、同家女鷹梅崎の記に見ゆ、¹⁾紀州家にては、午後御目見以上の侍女に、雑煮を賜ふこと舊記にあれば、

初春に於ける江城の大奥

おかしん御祝上ル、晝夜上、蔭初、御目見以上御側にて、御雑煮致候、末々は次に被下候事。

料理初もこの類ならんと思はる、又今日樂始を行ふは尾張亞相家の慣例にして、多く夜なるが如し、梅崎いはく、

夜に入れば御樂始なり、玉だれの御簾の追風のどやかに、ひゞきあひたる御物の音……しるもしらぬもめでたてまつりてなん云云。

蓋女蔭は、陪聽するに留まれりと覺ゆ、稀には雅樂をよくして参加せし人もあるべし、諸家にてはヒキソメと唱へ、女蔭輩主としてこれを行ふなれども、下文當家の大奥にては十一日別に女樂始をなすがため、四日は俗樂の演奏なきものと察せらる。

註

(1)及(3) 梅崎日記明和七年正月條。

(2) 御簾中様年中御作法に出づ。

(4) これも梅崎の記による。

因みにヒキゾメ(彈始)の様を窺はんか、幕府にては、今日七ツ時(四時)過よりお彈初の

事あり、御年寄詰所の脇お茶の間にて、お次の女中……御祝儀の曲を奏す、されど紀州家は十一日なりき、

今日御引初めに付、御簾中様御召御縫入召事、御相手の人御一所に……琴歌、

富貴といふも草の名、めうがといふも草の名云々²⁾」

合奏の女蔭は、曲了りて御祝儀を受け、侍女一同酒饌を賜ふといへり、3)徳川家の彈初は樂器三絃なりと傳へ、餘興の踊なども行はれぬ、御臺所はこれを見るのみにて、親しく手を下さすといふ。

註

(1)及(4) 千代田大奥上四日條。

(2)及(3) 御簾中様年中御作法。

四

六日の夜七種のハヤシは、御賄頭勤仕し、翌朝粥祝及爪切の慣例あり、御剪膳所より瀬戸焼の壺へ七種を盛り、白木の三寶へ載せて出す、御臺所……草の露に爪を濕し

て剪る、是を七種瓜を取るといふ、若菜の祝賀には近親の諸藩皆女使を登城せしめて賀を申す、左にその一例をあぐれば、

七日雪ふる……おさゝの方とみづからと御使にまいる……御門松の枝おもげになびきぬるは、十がへりの花ともみゆめり……九段坂のわたりなど、いづこもくみみな白妙にみわたされて、こよなう面白し……大樹公の御まへに召出て上意かふむる……御臺所姫君のおまへに召出ること例のごとし、さて御料理御使のろく給はりて、申の剋斗にまかんで侍る云々。²⁾

「おさゝの方」は同伴の上臈ならんか、かゝる人々の途上を往來するや、その格式威容は、頗る堂々たりしと見え、諸侯の行列を相争ふに至れるが如き例さへ傳へらる、又今日女臈等の服飾は、すべて元三に准ずといふ、かくて兩三日を経れば、鏡開十一日の祝を行はれ、參列者には「御ゆるこ」を賜はる、梅崎日記に今日のさまを述べて、

御鏡びらきなり、こなたの女房も北の臺へ召寄てえんたまふ……たうべつと³⁾けてゑみさかへたり云々、

「食亂損者」流の人々に對しては、元三の御流頂戴よりも、遂に大なる恩遇といふべき

なり。

註

(1) 千代田大奥上七日條。

(2) 及(6) 女臈梅崎日記七日及十一日條。

(3) 西野宣明日記に見ゆ、別稿引用。

(4) 禮典錄附錄二十六。

(5) 宣明日記嘉永四年正月十七日條にユルコは汁粉なることをいへり。

(7) 國芳筆十六利勘錦繪參看。

五

十二日の藏開は、特にその式なく、¹⁾反てその前夜は、表方なる具足祝の儀了りてより、大奥に於て將軍女臈を引見す、²⁾大奥向年中略記 十四日年越の作法は、略六日のそれに均し、同削掛を御臺所居室の北側にかくる由傳ふれど、作法詳ならず、廿日以前必ずこれを撤去せしむ、³⁾御簾中様年中御作法にも六日之通りと記せれば、他家の風もまた察すべし、⁴⁾翌朝に小豆粥を祝ふこと、民間とことならねど、調理法は小差あり、

註

(1) 殊に記すべき儀式とてはなしといふ(千代田大奥上)

(2) 同書にその理由を傳へて「廿日の風に當つるときは、此の年風邪を召すこと度々なりと唱ふ」とあり。

(3) 尾州家にては今日福引の興あり、梅崎日記明和七年正月十五日條等但定れる儀とも見えず、

(4) 「初めより砂糖を和して煮るが故に其の甘きこと……食べられるものにあらず」とぞ、

十六日に及び、紀州家にては嘉例ナゲモノの風習あり、藩侯親しくこれを行はる(柳營にては特に今日と定れることなきが如し)

中納言様御座敷にて御なげ物被遊、御次御三之間、御膳所、御遣ひ番、茶所子供戴に出候、此品青物くわし、澤山に被下候事、御簾中様御簾越しに御覽被遊候事、

想ふに元日——十五日に至る諸役勤仕の勞を慰するものならんか、これより月末に至るまで、述ぶべきこと尙ほ少なからざるも、其の二三を説きて他は省略すべし。

(い) 舊女薨參賀

既に殿中を辭して法體となり、或は人に嫁せし者なども、毎春必ず參賀の例なりき、紀州家は十七日、水戸家は九日又は十三日をその期とす。

今日昔勤候御比丘尼衆、御座の間にて御二所様に御目見、法衣ヲ着……御仕度

頂戴晝後御簾中様御側ニテ御料理御品被下(御簾中様年中作法)

九日、執政ノ婦女、或ハ幼年ノ時奥ヲ勤タル婦人ナド登城奉賀公在國ナレバ十

三日、登城(水戸歳時記)

幕府の制にては、例年正月十日を以て、御年始の登城日とす、(千代田大奥下卷 比丘尼條)

(ろ) 諸社參詣

正月十七日女薨紅葉山に代參す、上下の人数定めなく、供物を靈前に獻じ、禮拜了れば祖廟城内の景趣を尋ねて心を慰むといふ、特に命あれば出で他社に詣るも珍しからざりき西城女薨日記にいふ、

去月十日餘りに、山王の御社へ御神樂奉らせたまふ事あり、はじめて御使かうふりて……まゐる……千代をめぐらすまひの手など、いとうれしきものから云々、

かゝる類一々はあげず。

(は) 簾中姫君登城

初春に於ける江城の大奥

本月中旬より十八日以降といふ晦日までの間は、三家三卿以下諸御家門の夫人及御守殿御住居等の姫君等、入て新春の賀を申さるゝ例なりき、柳營の某女藤親しくこれを述べて、

春賀の御客人とて、御所々々よりのぼらせ給ふ姫君北の御方、おそくとくとりくくなる御ありさまは、げにかぎりなき人とはかかるにこそと見奉る……御くしのまがふすちなく、左右よりこぼれかゝれるは、青柳の絲かとあやまたれ、縁の御まゆすみは、遠山もとのあさぼらけ、ほころびそむる花櫻の心地して云々。

當時の美觀察するに餘あるべし、簾中姫君等の服飾は、武家風の褂姿なれども、袴を着す、習にして、常の式日とは混すべくもあらず、御臺所これを引見し、酒饌の饗あり、音曲狂言等を催され、その興を共にせらるゝとぞ、千代田大奥上に音曲及狂言の二三例をあげたれど省くべし

註

(1)及(3) 千代田大奥上。

(2)及(4) 西城女禱日記元文四年正月條。

遺老の傳ふるところによれば、同時に兩家以上の登城ありて、混雜する如きこと絶てなかりしは、登城の日取制限をうち合せ置くものにやといへり千代田大奥また吹上の御茶屋に、簾中等を同伴せられ、大神樂或は女中の狂言を見せしむることもありき、同書

(二)二十日

午前に女中目見以上賀を申す、他に殊なる式なし、仲春以後の諸風俗は、改めて記すときあるべければ、今はいはず、

附記

大奥向年中略記にいふ、

今日より平日之通り、公方様、御臺様、御小座敷におゐて、御對顔、上臈年寄、老女始詰、合之役々、斗御目見云々、(八日條)

七日までは御座所に於て、式正に會見し、目見得以上のすべてに謁を賜ふ定めなればなり。

近代玄猪の風俗

古來多くの人々によりて、幾度か叙述せられたることなれば、特殊の新見を有せざる限りかゝる問題に觸るゝを好まざれど、公武上下のそれについて梗概を記さんとす。

一、武家殿中の儀式(上)

鯨を遠火であぶる御目出度さ¹⁾

初冬玄猪の節に於ける千代田城頭の夜景は、右の句の如くなりしならんも、殿中の式に關しては、諸書の載するところ詳略均しからざるがごとし、徳川家禮典錄^{十一}によれば、同日暮に及び申下廻老中若年寄等の登城あり、服飾は鬘斗目麻上下を例

とし、殿中に於て長袴に改むるのみ、かくて酉中廻七時まづ白書院にてその式を行はる、將軍父子服制は臣下と同じ出て上段の座につけば、侍臣祝餅三寶に載すを傍に備へ、親しく手を觸るゝの後これを下げ、次で出仕の貴賤に分賜すべき料を進む、文化二年玄猪記江戸會誌一之三所載幕府年中行事自歌合廿八番注等に云へるを見れば、餅には菊花を添へたるが如し、將軍布衣以上に對しこれを賜ふ、某氏傳へていはく、

玄猪の御祝は、岡崎より始りしにや、一に慶長九年の比、觀智國師^ニ御尋被遊……其後崇傳長老林道春^ニ御尋……元和元年の頃より今の如くに相成云々(朝野雜集卷上)

元和元年十月玄猪に長袴を用ひしむる由は、台徳院實紀四十にいで、當時慣例行事の一たりしこと明なれば、以下多く散見す岡崎説信すべし。

〔備考〕臺徳公實紀附録卷三に、元和元年浪華の再亂已におさまり略中衆に議せしめて、古今武家の舊規を損益し、新一代の制度を創建せらる、明る二年正月元日より新儀をはじめ行はる云々、本文に云ふところと出入すれど改めて考ふべし。

かくて式の次第を云はゞ、諸侯は位階に従ひ、旗下の士は官職の高下により、出で餅を受くる慣なりしが、禮典録に見えたる天保三年の例には、頂戴之次第、西之方より出頂戴、東之方え退と見ゆ、大名衆及び布衣に至るまでは、一名づゝすゝみ、大樹の手より請け收むるも、以下は六人七人といふづゝ次を以て席に至り、臺上よりこれを取納め退下せしむ、武人營中の儀禮に慣れず、時に失態を演ずと云へり、

六人宛御目見以上之分罷出、自身一ツ宛頂戴可仕處、心得違にて左右の袖に入れ、兩手に握り引事故一つ二つ落し、又は前に落し、餅を踏散しなどする事、兩御所様には被爲笑却而御慰にも被爲思召候由、

右の餅は、青黄白黒赤、五色を用ゐる、最後に老中佳節の祝辭を上言し、將軍は去て大奥に向はるゝ定なりき、今晚大手下乗所内、櫻田御門外に而篝火をたく、即ち前掲の句に見えたる趣と知るべし。

註

(1)——(3) 朝野雜集上卷所載。

(4) 禮典錄十一所載。

二、武家殿中の儀式(下)

大奥の式に先だち、御座間これは中奥のそれなるべしに近臣を召し、御側衆御小姓頭取……法眼迄御手自被之、かくて女薦等の賀を受くる様は如何なりしか、朝野雜集の記事に、

御廣敷え被爲入……上薦年寄衆始、上中之女中え一人づゝ被下、下女中之分は大臺御同様御臺様……にても御表向之通、是は御三方え御手を被爲覆候計にて、一人づゝ罷出頂戴云云、

本文の如くなれば、大奥の玄猪式は、(一)將軍の行ふ者と(二)御臺所のそれとあり、(大御所及大御臺所あれば、また別に催されたること疑なし)従て儀禮も相違せりと知らる、將軍の女薦を召見下賜する次第は、略表の慣習と均しきも御臺所は親しく手を下して分賜せず、諸姫進んで自らこれを取る者と見えたり、されど諸藩に至ては、必しも右の如くならず、紀州家の有様は、

玄猪(十月初ノ亥ノ日……)

御簾中様御鬢すべし御召御りん子御相召赤、御對面所に於て御二所様惣御禮

御請被遊、上、薦、初、表、使、迄、御、か、ら、ん、名、々、…、戴、候、事、御、手、よ、り、被、下、白、黄、赤、ご、ま、
 某女薦の書残したる一節なるも、幕府に比して次第式場等の省略せられたる者多
 き…これは當然の結果なり…以外に、多少特色ありしを認むべし、當夜營中女
 薦の服飾は、袴の地黒なる他は重陽に同じと云へば、相衣白綸子縫入相帶綸子縮緬
 の内縫入と禮典錄に云ふを以て知らる、千代田大奥下卷には、相着を赤組白といへ
 ど、本書は訛謬多ければ、容易に採り難し、式畢れる後も、各々その局などにて、夜更く
 るまでさま／＼の興遊ありとぞ、付していふ、かゝる禮典も幕府の末運に及んでは、
 行はるべくもあらず、慶應三年三月廿二日の令により、他の諸式と共に停止せられ、
 徳川禁令考三十、大手櫻田の夜景も見えずなりぬ、翌年は江城の明渡後なれば、また何をか
 いはん。

註

(I) 雜集卷上

(2) 南紀徳川史卷百卅二所收、御慶中、豫年中御作法に出づ。

(3) 徳川家禮典附錄卷廿六所收書留…年中女中の衣裳を註せるもの…重陽及玄猪條

(4) 下巻年中行事上亥日條本書によれば今日式正の鳥子餅即ち下賜の餅の他に、萩の餅を賜はるといへり。

三、宮中の御儀式(上)

禁中の御式も、武家のそれを均しく、便宜兩項に分説すべし。

朝廷にては十月の毎亥日に、玄猪或は殿重と云の祝を行はる、その作法は朝夕兩度ありて、後水尾院の年中行事に十月朔日條

るのこ、亥に當る日なり、あしたの程御げんてうを供す、御いきをかける、夫を人の申出るにしたがひて給はるなり云々。



(載所みふ石の壺版縁元)

本文いふところは朝の御祝と見るべく、晚景改めて、御つく／＼の式あり堂上以下

に祝餅を賜はること慣例なりき、朝夕御料の餅は、川端氏道喜調進の品にして、下賜せらるゝ人の地位により色を異にす、黒を上とし赤これに次ぎ白を下とする趣諸書に見ゆ、當日能勢攝津の地なれどもの土人及衛士より獻上物あり、いづれも佳節を慶し奉る意ならん。

註

- (1) 當今年中行事に「御嚴重猪或立、一番二番三番亥ノ」といへるを見るべし。
- (2) 雍州府志卷六土産門上造釀部角黍條に、道喜道和の兩家及其の調達物のこと見ゆ。
- (3) 後水尾院年中行事當今年中行事等によれば公卿以上黒白品々、典侍以上黒、殿上人及見赤内侍赤、五位殿上人以下白、命婦以下白、然れども名門の出たる人々へは、式日三度の内いづれの時か一回に限り、官位相當以上の待遇を賜ふといふ、赤は黒、白は赤を給はるなり、家を賞賚の故也、後水尾院年中行事とある其證とすべし、近代年中行事を按るに「赤もちあづきの汁くろもちくるごまに云々」と見ゆ、故實拾要五を考ふるに、赤黒を賜はる人々にも、白きを添へらるゝなり。
- (4) これを能勢餅と呼ぶ、攝津名所圖會に製法くはしくいづ、されど本書にこれを宮中より下賜せらるゝ三色餅と混するは非なり、和漢三才圖會貞丈雜記等併見。
- (5) 常のカチンなるが如く、丹波國能勢といふ所より筥に入れて獻る物有、夕方の御祝に供す、衛士かちんを進上す、高倉傳奏也、と後水尾院記させ給へり。

四、宮中の御儀式(下)

次に「つくく」の式を述べんとす。

(一) 御内儀の有様

主上常御所にて御作法を行はる、ツクくの具は、白及杵を臺に載せたる者にして、白の高五寸七分、徑五寸一分、杵は長さ九寸八分上下の徑約一寸。

先つくく……をもて參る、陪膳御前にすう、少し亥の方にむかはせ給ひてつかせ給ふ……親王女御などあれば……次第にもて參る……上臈中臈は次第に御前にてつく云々。

本儀に關しては不審なるところ、頗る多きも、今これを釋るに由なきこと遺憾といふべし、主上及陪侍の皇親及女臈方悉く春き畢れば番衆所に送附せしむ、後水尾院の記し給へる書にいはく、

つくく……つかせ給ふ、陪膳御直衣の袖をおほふ(もとより御直衣は疊ながら御傍に置く)つきおほらせ給ひて……供御を少し參る……親王は半尻着用なれば、陪膳の人袖をおほふに及ばず……上臈中臈は……下臈から衣……の袖を掩ふ、春くとき衣の袖にて白を覆ひ、
神無月時雨の雨のふることに

我思ふことかなへつくく

かくの如き歌を心中に三唱する定めなりしとぞ、

註

(1) 貞丈雜記所載圖參見

(2) 後水尾院年中行事上

(3) 同上

(4) 「つきおはりて番所へ御下の唐衣を添て出さる、男の料と「かや」と見ゆ同書

(5) 「近臣心得條條」にいづ、白の内には餅様の物？ あること、人々の少しづつ、賞翫する由いへるにて知られたり。

右に云へるは、たゞその梗概に過ぎず、中將内侍房子日記嘉永七年十月四日條にい

はく、

亥の子のめで度さ御つきくくの御事……夕方小御所代にて……御つくくくあそばされ……准后様御はじめ女中いづれもうちきの袖おひひ御つくくく……はいせんの人人はつきなり、ほかくの人々はいとりきかへびんあり、これを見れば、古く唐衣の袖といへるも、幕末は裾の袖なりしが如く、沿革尙多かるべし、つくくくの式畢れば、御前に玄猪の餅を進ず、三獻ありて後、餅を近臣に分賜せらる、

御左の方にある御けんてうをとらせ給ひてしきゐの上に置……御ゆびにてはちかせ給ふを賜はるなり云々(後水尾院行事下)

皇族方及公卿の首席にある者は進で拜受し、彈き出さるゝにあらず(地位に従ひ餅の色異なること朝に同じ)

〔備考〕今朝諸家より申受くる餅には添物あり、中御門院年中行事に、「初キクシノブ、中モミヂシノブ、後イチョウノハシノブ」といふものこれなり、されど今度の分にはかゝる例なし、初中役とあるは亥日の順と知るべし。

(二)番所の有様

番所は内々及外様の別あれども、式例には差なからん、近臣心得條々にいふ。

十月亥猪之日、入夜番所へ御ツク、被出（小曰足打ニ載、杵二本、箸一、對掌侍衣等被出）唐衣掛左手覆白春之、心中唱歌三度、（春了一箸宛食之、傳于位次）
（下略）

古く命婦の唐衣を添へて出されたる由は、後水尾院の記し給へる（前條註に擧げたるを見よ）ところあれど、その改れる者と覺し

亥子の餅祝ふとて（天子集）

食にせばしゝにやならん亥子餅

禁中及幕府に於る

歳末掃除の式例

宮中にも亦一般上下の家庭に於ても、歳暮に及べば必ず「煤拂」の式あること、維新までの恒例なりき、今日も遺風を存すれども、そは儀式として行はるゝにあらずと知るべし。

一、宮中の御儀式(上)

極月の式なれども、陰陽頭の勘進により、吉辰を行はれ、定日あることなし、（後水尾院年中行事）その儀に参加する者は、雲客の貴きより衛士諸工人の賤しきに至るまで、いづれも令達によりこれを奉仕せる慣なりき。

従て當日はその地位により、宮中の各部を分擔洒掃したること、當今年中行事に

禁中及幕府に於る歳末掃除の式例

いふところの如くなるべし、即ち、

當御殿四位五位殿上人
六位非藏人勤之

御椽側侍中勤之

男 居衛士勤之

清涼殿極藤衛士勤之

などいへるもの其の一端……本文は、單に一部を示せるのみ……なりとす、かくて掃除の儀は、最初「劔璽ノ間」の煤拂を行ひ、次て吉方より順次各室に及ぶ、後水尾院さ
年中行事れば當時年中行事にいはいはく、

典侍一人内侍一人ひとへきぬ着て、劔璽の間近代此
間ありより劔璽……を昇出して、

常の御所の御座の上に、大宋の屏風一雙引めぐらして、暫其中に案す、神祇伯けんじの間の煤を拂……其後吉方より拂ひそむ云々、

と、宮中にては女官等の掃除に参加することなかりしにや、但准后女御々殿局向等
は別として……かくはいへど右の如き方面については、未だ觸目せる好資料なきなり、されど今日祝宴に列する宮媛の風俗を考ふるに、塵氣を受くべき所役に従事

したる傍證あり、維新後はいふまでもな
く女官みな参加す(4)

註

(1) 後水尾院年中行事に云ふ「勾當内侍兼日殿上人を觸催し……其外は御簾屋大針衛士の者を

それ／＼の奉行の人催」と、以て知らるべし。

(2) 本書は(1)所引の分と同物なり、下巻參見。

(3) これに關しては次項參見。

(4) 別編に見ゆ。

當日は曉天より夜色四邊を掩ふに至るまで、各自奔走從事する例にして、その時設備の御調度疊建具等に故障あるを知れば、すべてその趣を上申し、改め換へなどする例と見えたり、左に親しく所役を勤仕したる堂上及地下官人の記をあげん、

清涼殿御煤拂也、依申合俊常一人卯半剋參勤……荒海障子北面少々破損有之……修理職へ下知之儀……申含置了……申半剋許御掃除並繕物等出來……即剋頭辨以下有點檢……即議奏へ被申當番六條前中納言有點檢……宜敷旨被示……秉燭過令退出了、(大江俊矩日記文化三年十二月廿七日條)
寅剋參内、常御殿御煤拂也……御道具……運送新廊下……各鬮取、予當上段……

禁中及幕府に於る歲末掃除の式例

未燭以前掃除了、(定功卿記弘化二年十二月廿七日條)

晩景に掃除の式を了り、次てその檢閲あるが故に、夜陰に及ぶものなるべし、(右の如き事例は、公家記録のいづれにも多く出でたれど、すべて省略に従はん)

二、宮中の御儀式(下)

本日御内儀に於て、兩度の祝宴を開かれ、長橋局及内侍所女官は、また別に私の賀宴をも行ふ定めなりきとぞ、まづ右にいへる兩度の賜饌について記さんとす。

初度のそれは未だ掃除終らざる内なれど、便宜の御席に公卿殿上人及女官を召され、餅田樂などを賜はる、次で酒盃の巡流あり、參列の女官は、みな髪上に綿を載たり、女中老若によらず、世俗にうちかうぶりとかいふ綿をかつくなり、いかなる事にかゆるはしらず、と後水尾院の仰ありしは、その様なるべし、想ふに女官等も雜役に參仕し、ために垂髪の汚れんことを恐れて行へる慣習なりしを後世その事なきに及んでも、尙遺風の存れるものにはあらざる乎、かゝる類、他の風習にも多きことなればなり。

註

(1)及(3) 當時年中行事に「便宜の所にうつりまします、……一獻あり、初獻かち二こんてんかく供し終りて……女中にもたぶ御見廻祇候の公卿殿上人内々の衆は、残りなく召出されて、かちんてんんがくなど給ふ」と見ゆ。

(2) 同書に「勾當局にて嘉例の祝儀あり、内侍所にても近年嘉例の事ありといふなり」といづ。

三、柳營の禮式(上)

幕府に於ては、十二月十三日を以て煤拂の定日とし、朝廷の如く時日を選ぶことあらず、當時稱してス、オサメ煤といへり、さればにや民間にても、多く本日とその期となせりとぞ、歳時故實武家の煤拂は、古く鎌倉幕府の時代より見ゆれど、儀式の委細を徴すべきは、徳川家の治世以降なれば、左に述ぶるところも、近代の慣例に留る。

註

(1) 某僧正日記貞享三年後に「極月八日九日之比、奥女中方へ如例年十三日、御煤納に可罷出之由申上云々」などいひ、他にも類例多し。

禁中及幕府に於る歳末掃除の式例

(2) 屋代氏はく、吉日を撰みてすゝをはらひし事は、嘉祿二年より體に見えたり、吾妻鏡十二月
るも禁中……にても其頃は御煤拂ありしなるべけれど、定式の御行事にはあらざりし故、諸
 省之家の記録に見當らざるなりと(古今要覽)

(3) 足利家の式は徴すべきものあれど年中恒例本論には記さず、
 記其他

營中表方の掃除は、御老中及御下男これを勤む、舊記傳へていふ。

御年男御老中略中子持筋の熨斗目長袴着之略中朝六時前御年男登城略中御寝間御
 座之間兩所拂之、夫より御次は不殘御下男、麻上下著之勘之、

と、老中が使用するところの煤拂竹は、雌竹雄竹と揃へ、直なるを水引にてゆひ合ひ、
 根松藪かうじ長のしを附つたるものにして普通のそれは、竹にわらの箒を付たる物なりとぞ。

式後所役の老中出で將軍に謁し、酒饌及規定の諸品白米魚鹽いなだ其
 他雜具三種なりを受くるこ
 と恒例なるも、慶應三年三月以降廢絶せり、徳川禁令考
 三十參見

因みにいふ、煤拂勤仕の祝として、拜領せる魚類等は、元日に及び、年男夫妻その家
 司一人と共に、これを賞翫す、

註

- (1) 半日閑話卷一所載書留
- (2) 同上
- (3) 某僧正日記貞享三年煤納條
- (4) (5) 閑話同卷に見ゆ

本丸西丸は勿論、二三之丸等もみなこれを行ふ、酒井忠恭侯日記延享
 三年十二月十三日條山口氏の詩に、

江府年中行事

城鼓鑿々出日初 趨朝閑老影徐々

起承二句、太平の象をいひ得て盡せり。

四、柳營の禮式(下)

大奥煤納については、御對面所の儀を最とし、年男なる御留守居、その下僚廣敷御
 用人番
 等之頭を伴ひこれを勤むといふ、大奥向年中略記に

一、辰刻御對面所におゐて御煤納之御式有之、御年男之御留守居(熨斗目長袴)相

勤之御廣敷御用人番之頭、其外役々相詰、

以てその様を知るべし、かくて他の處々は各々所役の女蕨ありて、男子は參與せず、按ずるに殿中の儀一日にして終るべくもあらざれど、今日はたゞその重要規式あるを以て特に知らるゝならん、太田氏の著書にも、

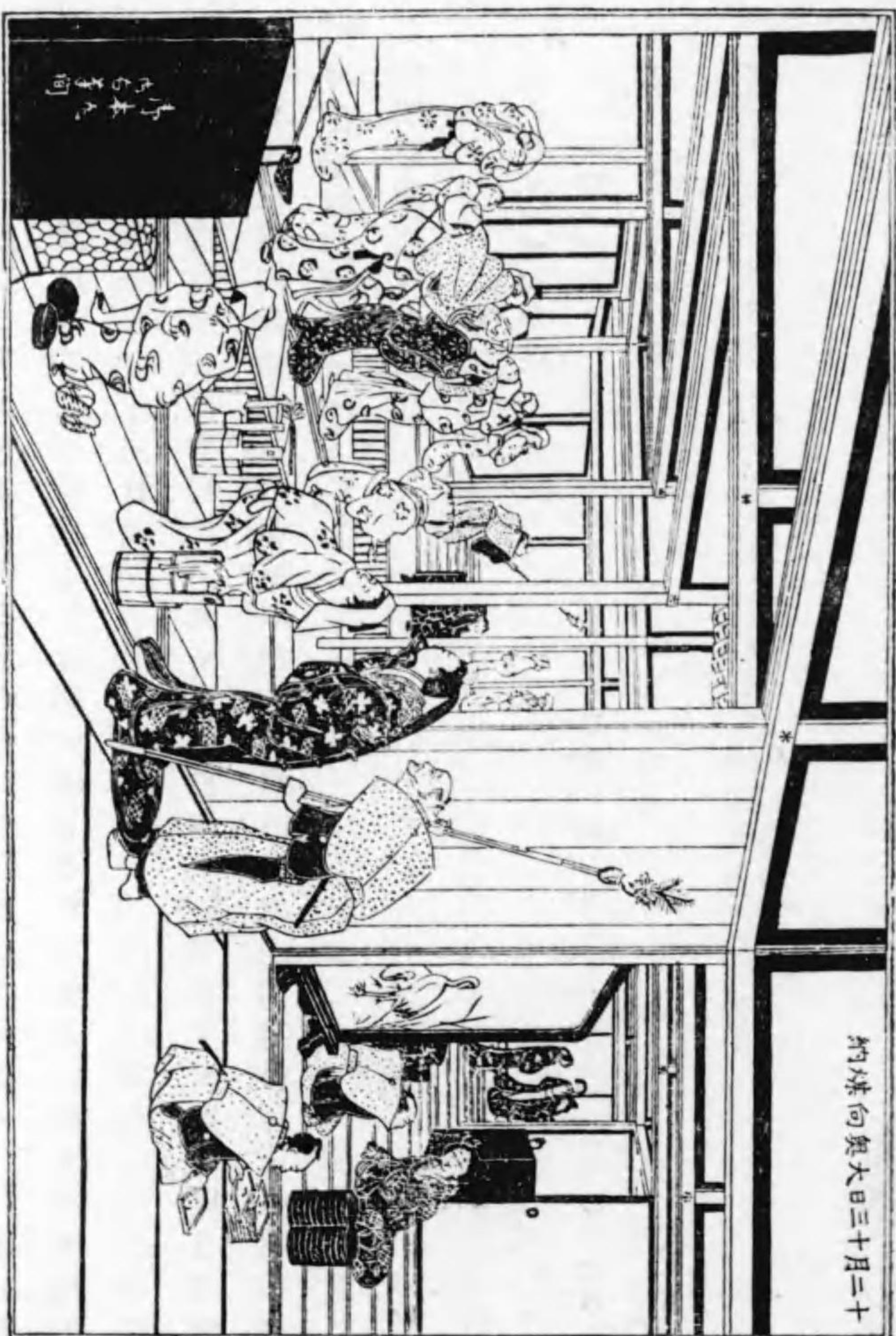
十二月一日より十三日迄、毎日御殿の煤を拂ふ、お次お三之間の女中、一日かばりに二十人宛襦をからげ、木綿中形の前垂をかけ、白地に模様ある手拭を冠りて掃除す、御間により御中薦これを指揮することあり云々、

果してかくの如くならんには、十三日は終了の式あること自然にして、ス、オサメの稱も意味するところ明となるべし、要するに十三日は、煤拂の定日なるも、實はその完了式をあぐるときにして、對面所の作法なども、單に掃除の形式を行ふに留れること、半日閑話に見えたる「煤拂竹」の狀にても推せらる。

注

(1) 禮典錄附錄廿六所收。

(2) 千代田大奥上卷四十五頁。



禁中及幕府に於る歳末掃除の式例

式既に了れば御座間に於て將軍家御臺所と會見し、上臈以下表使までに謁を賜ひ、その勞を慰す、護持院等の住侶登城して祈禱を修し、護符を處々に捺す、某僧正記していはく、(貞亨三年十二月十三日條)

明六ツニ罷出^{略中}其日公方様二ノ丸へ御成被遊也^{略中}其跡ニテ御掃除有之也^{略中}
終リテ後御座間御休息へ參御札取納又其跡ニ押之也、古來伴僧三人召連押之^{略中}
押仕廻御料理被下之^{略中}

以てその状を窺ふべし。

註

(1) 大典向年中略記參見。

(2) 本文の趣を考ふるに、當時は未だ十三日にも掃除の實ありしこと知らる、たゞ終了式のみを行ふことゝなれる最古の時代は、今確知するを得ず。

近代日本の公家生活と平安朝文化

—

近世に於ける宮廷及公家階級の生活を諒解しやうとするならば、顧みて王朝貴族のそれを考へなければならぬ。それと同じやうに平安朝文化を完全に知らんがためには、その一方法としての京洛の上下——特に貴族——が保持して居たところの遺風をさぐらなければならぬのである。けれども江戸時代に於ける政治上の背景から來た東西對立の状態は、自ら兩者の心的隔離を效果することゝなり、西方の人々は東方のそれを疑はうとし、東方の上下はまた逆に類似な心を持つて京洛文化を觀察するを憚らなかつた。近世の政治史上にあらはれた公武交渉の波動にも此種の素因が參加しないと信すべくもなからうと思ふ。予は幕末の

公武闘争を誘導した精神的要約の一としても、公家文化復興運動の逸すべからざることを信ずるものである。——単純な政権回収ではなく、公家らしき文化の復興に對する熱望を意味する公家復興運動である——右のやうな見解を支持せしめる資料は餘に多い。しかし、その一々をあげるまでもなからうから、二三の適例のみを示さうと思ふ。公家階級思想の定型ともいふべきものゝ内容には、武家文化否定の心があつた。政、經、方面の勢力を背景とする武家風の侵入は甚しき反感を以て迎へられた。

「今日於院御所攝政左大將懸水、當年依嫁娘之事也、近年習東國風如此、不可說之事也。」

かういふ歎聲を洩した人が寛永の昔にあつた。また

「近世之風俗於近習輩爲格別、習武家風末代之至也。」

と叫んだ者も二三に留らない。それは餘に當然なことである。武人の公家化とその終局は古く平氏の末路を見ても、近く室町幕府の解體によつて明にされた足利家の風俗を考へても、江戸初世の武家中心者を戒心せしめるに餘があつた。徳

川家康が特に此點を憂へてゐたことも、多く傳へられた事例によつて推測される。彼のみならず、同じ思想を持つた武將は少なくなかつた。本多忠勝も

「武士は成程武士くさく……あれかじとそおもふ」

といひ、「業平侍」の語をもつて、優柔な武士を冷評してゐた。此種の思想は、少なくとも半面に相當な根據があり、武人階級の統帥者としては、當然かういふ考へで、部下に臨まなければならなかつたのである。

「大名以下之諸侍若殿原之美服着し駕籠乗物に而往來するは、公家の流之様にて弱く見ゆ」

これは家康の語として傳へられたものゝ一であり、前文にあげた本多忠勝の語とも一致する。

さりながら、さういふ風な批判や評價は、公家階級の人々からいへば、甚しく侮辱であつたことは勿論である。少なくとも、文化に於て、武家以上のものを有すると、信じてゐた人々がそんな武家者流の思想によつて、自らの保持する風習を拘束されることを悦ぶ筈はなかつた。公武闘争の第一歩は、此種の心的隔離によつて夙に

築かれてゐたのである。

註

(1) 本源自性院記、寛永八年十二月廿八日條。

(2) 長忠卿記、元文五年八月九日條等。

(3) 及(4) 本多忠勝問書——史料第十二編廿四所收

(5) 古老物語による。雑話濁談にも、治國ニハ大將軍幕府ヲ忘レ、公家ノ如クニ成テ……家ヲホ
ロホス、タトヘバ大内義隆、上杉憲政、今川氏眞ナド、其一國ヲ治メ來リシ先祖ノ武法失念ノ故
也」と述べてゐる。これも「東照宮ノ仰」ださうである。

二

武人が果して公家文化の特徴を理解し得たかどうかを考へる前に、少しく當代になつてからも、京洛貴族の間には平安朝生活の色彩が明白に残つて居つたことを述べやう。富士谷成章はその「おほうみのはし」にかういふ話を傳へてゐる。

宗時の中將、家にて……郢曲をうたひすまされたりけるを、あやしげなるさぶらひの門にたちて聞きけるが、雨のふり出でけるに、ぬれながら猶ねんごろに

きゝてたてりけり、さるもの候よし人の申しければ、やさしきやつなりとて、よひ入れさせずのこにすゑて、ことさらに一曲をうたひてきかせられけり

本文に記された下級武人の態度も留意を値するが、それを呼び入れて一曲をきかせた卿の心は、よく平安朝貴人の心を想はしめるではないか。王朝の貴族が持つてゐた特徴の一として、観過しがたい超階級的な「心」——それについては平安季世史にも説いた通である。——その「心」はとにかく近代までも保存されて居つたと見える。さもなければ、こんな話が生れて來さうにも思へぬのである。

さういふ餘裕のあつた人々の中では、幾度か王朝の物語にでもありさうな逸事がくりかへされてゐたことであらう。

南殿の花のさかりにはとしく、花の宴させ給ふに、非藏人の奉仕することしげく、いそがはしき事たくひなし、その中にあまりせはしくおほえけるものには、やありけん、花になく非藏人とうちなげきけるを、ある上北面のきゝてみづにすむ北面とつけたりけるぞおかしき、北面はゆかしうすれども、御階の花、見る事なければなり。

これ等はたゞその一端に過ぎない。しかしながら、こんな話のいくつかを併せ考へたならば、彼等の生活に——無意識的な行動にまでも——武人等の方面からは、異様な眼を以て見られることのあつたのも恠しむに足らぬのである。公武思想の衝突を示す「物語」は多いけれども、次の一例が最もよく平安朝趣味と武家主義の隔離を告げる。頼康朝臣記元祿十三年正月七日條に

出御……内侍の扶持風早中將水無瀬中將命婦の扶持清藏人下官……今日入御之時命婦……長押をこゆる時櫛を取をとす頼庸取之懷中女孀に付てかへしつかはすべきかと思……却て如何と人々申によりて鬼の間の御格子の上にあけ置て歸歌なんとそへて返し遣しなば風流のことたるべきに當時左様の事なりがたきこと無念々々

興味ある記載といふべきであらう。さういふ「風流」な態度に出で得なかつたのは武家方面の耳に入るならば、全然別個の意味——風紀問題に結びつけること——に解釋される恐れがあつたからである。「心境の隔離はたゞ上中流の公武相互間だけには限られなかつた。」

「武家の事は存じつらんが、堂上方の御作法田舎の奴がしることならず」(貞女氣貫卷一)

かういふ考へで武人に對する貴族の下僚があり、またその反對に公家文化を輕視する武家の臣従も多かつた。いふまでもなく當代に於ける一般武人の中にも公家文化の特色をよく諒解した者はあつたらう。しかし、その多數はさうでなかつたかも知れない。

衣冠猶見開元禮

儀禮重逢大寶春

伊藤東涯は寶永登極の儀を拜してかう感じたさうであるし、蜀山人も次のやうに考へた。

上方の方は町人いづれも人柄良く候、此方體の家來共も其様賤く氣の毒なる位なり……わる世話しく下卑たる事とさげすみ居り可申と耻入候

古典的文化の存續と、さういふ文化によつて培はれた庶民の態度を考へるときかういふ風な感想を洩した人の多かつたと共に、徒然草に載せられた關東人の京

都人觀に似たものが依然としてなくなかなかつた。しかも、此種の事實は多くの悲劇をも生み出した。公武兩階級の貴人は、互に姻戚關係を結ぶことを憚らなかつたけれども、それに伴つて、さういふ心的隔離から多くの悲喜劇が演出された。和宮御東下の際に於ける御所風と御殿風の衝突などは、その著しいものと考へるのみならず、そんな場合には讓歩した者が所屬階級の屈辱を甘受したことになるのであるから、個人——乃至は一家——にとつて、大した問題でないことまで、暗闘の原因としては有力なものとなつた。公家文化の復興運動とその政治的意義は、こんな方面からでもよく窺はれる。

註

(1) 紹述先生詩集五に載せてある。

(2) 類似の觀察は多くの人々によつて記されてゐるけれども、一々あげない。

(3) 西人の京都觀などにもよくこの特徴が指摘されて居る。

宮廷と一般民衆との接近

前代人の生活については、今日一般の人士からかなり甚しく誤解されてゐるものが多いことは、遺憾に堪えない。予は此種の問題を幾度か説き來つたのであるが、改めてまた少しく述べて見やうと思ふ。

一、近代日本の宮廷と一般民衆との接近

現代人から誤られてゐるものゝ中で、最も代表的な一例として、これをあげる。江戸幕府存在の結果は、宮闈と庶民とが絶縁隔離されてゐたと考へるのが、所謂常識的見解の定型である。しかしながら、これは全然その真相を知らぬところから來た想像に過ぎない。

近代に於ける三世紀を通じて一般人士と宮闈との交渉は、今日の人々には恐らく信じ得られまいと考へられるほど深く親しかつたのである。しかも、それはどこまでも純日本的な美しさと貴品さを失はぬ姿に於て上下の接觸が行はれたのである。「事實はすべての言論を超へて公明無私であるから、次文に少しく君民接近の状態を舉證しながら、私見の一端をも加へて見たいと思ふ。先づ恒例的な禁門の開放——即ち上下で自由に宮闈の内部にたち入ることを許されたこと——から述べる。その適例として第一にあげらるべき風俗は初秋の燈籠拜見であらう。江戸初世から季世まで繼續された佳例である。一例をあげるならば、西洞院時慶卿の日録に次の一節が見えてゐる。

禁中御燈籠見物衆之事、丸腰、及ハ袴ヲ着て門内へ被入、……堀ノ四郎右衛門妻子共、燈籠見物ニ案内者ヲ被乞候、遣人（慶長十九年七月十五日條）

これで参入者の服飾が自由なものであつたことを想像されるし、それ等の拜見者がどの邊まで参入し得られたかの點については、次の記載がある。

禁中御燈籠……雜人見物ニ御庭マデ参ル、

それからまた參觀時間も頗る寛大なものであつた。

京中之貴賤終日又初夜迄相詰、都鄙ノ者退散ノ後各罷出、

これも時慶卿の傳ふところであるのみならず、かういふ風な特典も、たゞ七月だけに限られたわけではなかつた。仙洞御所の牡丹拜見とか、御能拜見とか、一々あげることも出来かねるのである。

仙洞ノ牡丹盛トテ東ノ門ヲ被明被見候、京中貴賤出入アリ、見事之義也、

是庵宗有、二衛門來、仙洞ノ牡丹見物之次也……牡丹盛ニテ京中者群集、

かういふときに自由な陪觀を許された人々の取締にも留意すべきことが少なくない。御能拜見のやうな場合でさへ、帶刀せぬこと、頭上に何物をも戴かぬことを條件とされたに過ぎなかつた。拜觀券ともいふべきものは、特殊な場合にしか使用されなかつたやうに考へられる。

右に示した例證だけから見ても、江戸時代の君民關係が常識的に想像されてゐるところと、どの位な相違があつたかを察し得られやうと思ふ。かういふ風な過去生活の「誤解」から生れた悲哀は、さまざまな方面に現はれてゐる。皮相な現代禮

讃や前代侮辱のあさましさは充分に覺られなければならぬ。

註

- (1) 言經卿記慶長十年七月十五日條。
- (2) 慶長九年七月十五日條。
- (3) 時慶卿記慶長十八年二月廿八日條。
- (4) 同月廿九日條。
- (5) 兼胤卿記安永六年三月廿三日條。

更に進んで特殊な場合に於ける前代上下の關係を眺めやうと思ふ。此種の方
面でも、現代人の空想をうらぎる事實が餘に多いことを認めるに苦しまない。新
宮殿の造營されたとき、先づ一般の人々に公開された。大禮關係の御調度が出来
たときにも、庶人はすぐに拜觀を許されて居る。かういふ自由な状態が江戸時代
に於てさへ存在した。しかも何人からも惟しまれることはなかつたのである。
明和八年に於ける櫻町殿(仙洞新殿)の拜觀公許については某卿が次のやうな記
載を残した。

頃日仙洞新殿(櫻町殿)雜人見物不及凡卑差別……夜御殿其外雖内々所不及子

細○雜○人○見○物○之○

日本の宮廷文化は、——少くもその一面——かなり自由な君民關係を誇として
居つたものと考へられる。江家日記に次の一節がある。

於行事官高御座諸人拜見、今日迄三ヶ日也。

これは明和八年三月のことであつて、新調せられた御料であり、またそのために
拜觀を許されたわけである。同書にまたいふ。

今日ヨリ於行事官宅高御座諸人拜見爲致候ニ付、予方門前往反賑……

維新以前に何の不思議もなしにかういふことがあり得たとは、恐らく現代人の
夢想にも及ばぬところであるたらう。しかしながら、誣ひられ誤られたる「過去」の
真相はかういふものであつた。我等の前人等が永く宮闈の美しさを忘れ得な
かつた理由の一部は、かくして解きあかされやうと思ふのである。登極禮後式場拜
見などは、めづらしいことでもなんでもなく、

御庭御飾雜人拜見有之、群集不及切手。

かういふ事例はいくらでも残つてゐる。けれども、當時の上下がこれほどまで

に自由な連鎖を持つてゐたにもかゝはらず、貴族文化が民衆化し去るやうなことのなかつた點は、今日の上下關係——即ち當時よりも、遙に形骸化し、拘束されてゐる接近連絡——が反つてともすれば貴族文化の解體を早めさうに想はせる現象の幾種かを暗示するのと對照して、深き興味と識者の充分な反省とを要求するやうに考へられるのである。

註

(1) 愚紳明和八年正月十八日條。

(2) 江家日記、明和八年三月十七日條。

(3) 同書、三月十五日條。

(4) 同書、四月廿九日條。

「學」の普遍化、民衆化は明白に一般人士の學的水準を引きあげることを使命としてのそれでなければならぬ。またその意味に於て行はれてゐるに相違なからう。しかし、多く續出する群籍の中には、反つて「學」の低級化に努力するかのやうにも想へるものゝ少なくないことを發見する。それと同じやうに、上下の接近もすべて

遮民化が目標ではなからうと思はれる。とにかく特殊の事情によつて失はれ去らざる過去文化の遺珠を多く保存し得た貴族文化は、近代文化を完成すべき要素の一として、自然の使命を有するものと信せられる。従つてさういふ文化の「*traces*」も、また充分な自重をもつて、他種文化の「*traces*」を迎へなければなるまい。

近代日本に於ける階級文化の交綜は、幸に——例外は認められるが——文化街道のいづれも荒廢せしめなかつた。それであるから男女上下を分たさず、各自の心境に「僞らずに求めつゝあるもの」を生涯追及し得たのである。江戸時代の民衆はさういふ意味で頗ぶるめぐまれて居つたといひたい。如何となれば、庶民階級を中心として構成されかけてゐた文化圏内では、惜しまれ求められながらも、把握し得られぬ別個の美しさを「堂上」と「武家」なる世界に於て認め得られたのみならず、それ等のものと親しく交渉し得たからである。彼等が極めて自由な徑路で貴人に近接するとき、——一面の不滿と反感とはよしあつたとしても——與へられる何物かゞあり得たからである。或人は風儀禮容の美しさに感じたかも知れない。また他の者は古典的學藝にはぐまれた貴族思想にも尊ぶべき二三のものを見出し

得たであらう。維新以前に於ける上下社會の自由な接近が相互的に利益することの多かつた理由の一部は兩者が自らなる姿——迎合的な不純性を除外した——に於て交渉近接し得た爲めではあるまいか。予はこれが史的日本の君民接觸をキャラクターにせする主要な色彩だと考へる。

二、近代以前に於ける宮廷と庶人との接近

前文に説いたところによつて一部なりとも世人の誤解を明にし得たことを信じるから、更にさういふ風潮が「近代的傾向でもなんでもなく、昔からの傳統——それは恐らく誇を値するものだらう——」的特徴であることを述べやう。

元應三年六月に諸貴顯の御蹴鞠が催された。そのときには上皇も親王方も參加せられたばかりでなく、花園天皇も親しく鞠足の御一員であつたのである。

一 上皇令玄良木南方給……朕立巽木西方、次親王乾木西方……中納言立坤木西人々立定……數三百上了、其後面々名足甚有與、就中爲世卿……堪能之至歟……上皇又有御名足爲定貞久等堪能輩之名足出時之時見物雜人感聲動搖

右のやうな場合にも、庶人は自由に拜觀して憚るところがなかつたのみならず何等感情の流露を抑制したらしくない。しかも、それは不敬とも無禮とも認めなかつたのである。此種の特異な上下の親しみは稀に多少の餘弊を伴ふこともあつて、貞永元年の登極禮を傳へた岡屋關白記に、

天晴風靜、是日天皇即位於太政官廳……今日雜人滿庭中頗妨威儀似無處寸歩往古以來未聞如此事

かういふ歎聲を洩してある。しかし本文にあらはれた失態は衆人の自由參觀そのものゝためではなく、——換言すれば、過度な拜觀人を何等拘束しなかつた無力な武官及警務官の責ではなかつた。——その證とすべきものが、吾妻鏡にある。同書にいふ、

「禁中節會之時大番衆下人等爲見物參入之間嗷々狼藉之由」

これでよくその内情が知れやう。都の庶人はよく訓練されて居り、そんな失態を演じる憂はなかつたけれども、下級武人またはその從者輩に至つてはさうゆかなかつた。それも餘に自然なことであらう。當局の人々も、その點は考へて居た

かも知れないけれど、都人のみを許して多数武人を拒否するわけにはゆかなかつたものと想はれる。かくして貞永元年のやうな例外視すべき失態が生れたのであらう。

註

(1) 花園院御記元應三年六月廿四日條による。かういふ状態の類例は珍しくない。二禪記弘長二年三月廿八日條にも、御逗留於北殿可有御鞠會……新院出御……御鞠庭北方見物傾成群などもある。

(2) 貞永元年十二月五日條による。これについては風俗史講座所載「鎌倉時代の風俗」にも述べて置いた。

(3) 吾妻鏡貞永元年十二月廿九日條。

三、維新前に於ける宮廷文化の特色

登極の大禮を庶民が陪觀するやうな、殆んど信じがたい位なことが、古くからあつた。それは前文に引いた例だけでもよく知れやう。伊勢貞丈はかういふ状態を武家文化と違つた宮廷文化の特色だと考へたらしく、安齋隨筆卷十に次の一節

を残してゐる。

大内裏の御垣の内、宮中の風俗など何事も大やうに……せはしく物とがめする事なく、諸人の風情のびらかにしてたのしげなり。

至言といふべきであらう。勿論、登極禮の庭上に參集する庶民を見たことの一因は、儀仗武官の微力とか警務官の形骸的奉仕とかいふやうな事情と一定度の関係はあるに違ひない。けれども、果してそれが主因ならば、皇室朝廷の衰へと、拜觀者の増加とが比例するわけである。しかしそんな關係は認めにくいやうに考へる。とにかく幕府が君民の親近を忌んだといはれる近世に於てさへ、種々な上下接近の確證を認め得られることは、いふまでもないのである。寶曆十三年後櫻町院登極のときには次のやうな制限が傳へられてゐる。——これは女帝の例であり、従つて拜見者數も普通よりも狭く限られたものと考へてよからう。(頼要卿日記による)

御即位庭上拜見之事

一、

一、當時上ヶ竹之内、拜見男百人、女二百人、切手を以、日門より入、同所より出候事。

宮廷と一般民衆との接近

右は局方客上に而拜見難成分斗

本文によつて他にも拜觀者のあつたことは明示されてゐる。かういふ風にして見て來ると、維新以後——特に近時一部の人々が考へるやうな、古代の君民關係は甚しく隔絶したものであり、それが形式だけでも近接するに至つたのは西方文の化影響からである」とする解釋の誤謬なることがよく知れるのである。

前代の生活に於て、今日からは全く忘れられた優秀なものを見出し得ることは、他に例の多いことであつて、それ等の一々をあげ盡すわけにはゆかない。けれども、本編に記したところだけからでも、過去の生活を正解することが、現代人にとつて、きはめて重要な事業なることを充分に示し得たらうと想ふのである。

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

江戸初世の宮廷風俗を考へんとするときは、何人も後水尾院の御趣好及東福門院の御性行と更にその背景をなせる武家の勢力を觀過し得ざるべし。然れども本問題を少しく委曲に涉つて叙述せんがためには一卷の成書を以てするにあらずんば盡すべくもあらず。故にたゞその重要な二三の點のみについて所見の梗概をあげ、諸士の教を俟ち改めて細説するの機會を得んことを期す。

—

徳川氏子和の入内は元和六年六月にして、立后は寛永元年十一月なりとす。入宮以前に於ける徳川家上下の苦心畫策等については今すべて述ぶるを避け、宮闈の

人とならせ給へるより後の事情のみを窺ふべし。

前月二十八日、從江戸女御晝時分御京着、諸人見物成群義波唯后日の盛儀を見聞したる京洛の上下は、未だ幾くならずしてまた入内の美觀に眼を驚されぬ。しかれどもかゝる事實は京人に東武の實力を知らしむるの効果を與へしのみにはあらずして東方武家の女人に對し輕からざる反感を抱かしめしこと疑なきに似たり。

試みに入内當日の行粧を見れば、泰重卿記は、「從二條城長櫃種々御道具持運也、長櫃數上下五百荷計到來申候」と傳へ、六月十日鹿苑日録の著者もまた、

自早天赴施藥院法印、見御入内○中女御々道具長櫃其外種々結構○中皆蒔繪

也○中女御々車結構萬人驚目者也、其餘六兩茂少雖劣結構不可言、其餘女房衆

者有長柄之衆、其次乗物也、關白九條殿陽明殿下一條殿下其外御公家衆御供云

○同日條

などいへるを見れば、その華奢を極めたるものなりしこと知らる。從て新女御の御方に對しても過差僭越を難するの耳語廷臣の間に絶えざりしが如し。「今度

女御より上へ御進上、御拾百、銀子千枚、近頃おかしき事也」泰重卿記二十日條などいへるも、その機微を洩せるものならずして何ぞや。

されどかゝる京人の反感などは新勢力を背景とする人々の顧慮するところにあらず。彼の藤堂高虎が入内に供奉して宮闈の先例を無視せしとの傳説は高山公實

録に此種の好例證たらしむるを得ん。かくの如にして女御和子は冷眼環視の中央に孤立せらるゝことゝなれりき。入内の翌月は中元の節に當れりしかば、諸家より燈籠獻上のことあり。徳川氏よりも進せられしがこれはた衆目批判の中心たるを免れざりしに似たり。

燈籠共見物申候也、江戸女御殿より御進上之燈籠松松鶴龜近頃見事也、金子三

枚ニテ造作スル也○中近衛殿左府御進上燈籠水車也○中見事手キハ物也、二

間三間之縱横ノ大也、是ハ臺也、水車ハ二間四方アルベシ近年見事燈籠也泰重

卿記七月十五日條

東西對抗的氣分の無言の間に流れつゝありしを想ふべく、東方武人の子女に宮闈を威壓せらるるの感を抱き易かりしならむ。然るに幕府の當局は此種の公家

式心理を理解することなく、單に貢獻の品目を豊にし、また女御の御身邊を賑はすを以て宮闈の和睦を得る所以となせしに留れるは歎すべし。土井家譜河古に「東福門院ノ御費用ハ七十萬石ヲ以テ之ニ充ツト云」武野燭談に「傳ふる如きは即ち右にいへる誤れる政策の禍せる浪費なりともいふべきか。

東方の勢力といへる背景を惡む心と共に觀過すべからざるは、女御和子³⁾の方に對する京上藤本位の批評的態度の點なりとす。入内當初の御修養等のこと今より推察し難きものあれども、譚海^{三卷}には左の傳説みゆ。

東福門院關東より御入内ありしかば、いかゞにやとうちくく禁中にて申あへるに何事も覺束なき事なく^略○中みなおどろきかんど奉りしとぞ御歌の道もことに愚ならずましく^略て、さくをまち待ては又ちるぞうき、花はおもひのたねにやはあらぬなど、云御歌口碑に申傳へたる事也。諸道に立入せ給ひ、香の方にも御流儀とて世に傳へもてあそぶ事多し云々。^{佛法御歸依の事省く}

本文は女御が戚里を辱しめ給はざりしことを説けるものにして、勿論かくの如くなりしなるべしとはいへ、少くも當初宮闈の人々が「いかゞにや」と傾きし點のみ

は殆ど疑ふべからざるべし。

註

(一) 梵舜日記に「ヨシ上下八十丁旗本百五十人御供上下五千人ホド」といひ、孝亮日次記にも同説見えたり。

(二) 後世の書なれども、根岸氏の耳囊卷二に左の一語を載す。公家氣質の一端が最も明白に現されたりといふべし。

輕き公家衆有しか、至而不勝手(中略)年久敷召仕ふ女之童あり(中略)袖を留候年比成故物詣に心懸給へど雜費之差支有之中略然しながら關東人より之助力有ては心も濟す(中略)とて不都合も取賄給て此程袖留宮詣も濟し(中略)やさしき事也と松木かたりき(公家衆者賢徳有る事)

(三) これについての俗傳多く存すれども一々あげず。

入内後に於ける宮闈の事情が武家出身の後妃に對し決して有利の者ならざりしは略述ぶるところの如し。然れども後水尾院の御態度如何については未だ一言をも費さざりき。よりに少しくその方面を概言せんとす。されど本點に至ては忌憚なき論評は憚るのみならず、資料使用の自由も多大の制限なしとせず。さ

ればたゞ私見の歸着點と二三の傍證を指示するを以て足れりとするの已むなきことは讀者の諒とせらるゝところなるべし。

想ふに後水尾帝の御態度たる前後兩期に分ちて見奉るべきものゝ如し。即ち東方の勢力に對してともすれば過激にまで流れんと疑はるゝ反抗的態度を維持し給へる時代と、古典遊興等の趣味に遁れて(？)現實の風潮に眼を背け給はんとせし時代とこれなり。しかれどもかくの如き御態度の變化がいつれの時を以て起りしかは未だ容易にいふべからざるなり。

寛永元年十一月二十日八日女御立后の慶儀あり。「中宮御所御道具盡善盡美云々御繁昌此時也」義演准后日記十二月二日條と評せられしかど、主上の御胸裏は極めて冷なりしを信す。これより先き四月立后の儀ありしとき老中より板倉周防守に致せる書狀の一節にいはいはく東武實錄同月二十日條

女御之御方に而結構過たる御事は驕たる様にも可成かと思召候。

これはた恐らくば徳川家君臣の偽らざる意向なるべし。しかれども、後水尾帝の聖慮を以てすれば東夷の武人等がかくの如き内心を有せりしとは信じ給ふべ

くもあらず。従て宮闈に於ける中宮の御日常も華奢なる表面の色彩を除いて考ふるときは、ほと察すべきものあらむ。されば中宮の侍女等の態度と主上近侍の女官等の心理とを推測して細川家記にいふが如き「傳説」の發生し得べき境地ありしを疑はざると共に、若江家所傳の傳説も多少の意味なくばあらず。

後水尾院様一旦關東へ御不足御讓位後と相聞申候被思召極密御企み御催御座候由、其節臺徳院御代と相聞候御所女房松田と申者此者院之叡慮に叶候もの、由關東へ被召春日局を以段々御尋之上、天下之理害を以御意見被仰上候處聞召分られ候由略○下

少なくとも幕府方に於て此種の戒心を敢てせしことは事實にあらざるか。寛永年間春日局の上洛せしこと兩度あり。初回は六年十月十日に天顔を拜し、大内日記

泰重卿記時慶卿記孝亮日次記等

將軍家の御乳母入洛略○中御學問所に於て御對面有主上御引直衣をめされ中央に御座女院の御方北の方に御座春日の局練貫の袷に紅の袴を着し西の間より入て御前に參る東武實錄

など傳へらる。かくて十五日に口外不出之事被仰聞候との記次で九年七月十九日再度入

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

洛し、時慶卿記、寛永日記、東武實錄、春日局譜等、暫らく京中に留れりしこと諸書にみゆ。その後また三年にして將軍家光入觀の盛儀あり。かく公武間の接觸の重ねらるゝに伴ひて、院の御心事も自ら變遷を見るに至りしものゝ如し。

要するに寛永六年十一月に於ける御讓位を最後として、余は從來の如く關東に對する皮肉なる御態度と解すべきを想ふもいかゞあらん、女帝登極の慶となり。女帝登極に至るまでの女院の御心勞につき落穂雜談一言集に傳説あり、仙洞御料の増進となり。實否は別として、明正帝の御即位を見給へる御悦びは察すべきなり。仙洞御料の増進となり、公武の間を隔てたる妖雲は漸くにして消散するの運に遇へるならむか。

註

(1) 同書忠興、寛永六年十二月二十七日條、本傳説の内容が客觀的事實として承認し得べからざることは、夙に三上博士をはじめ諸先賢の高見に盡されたり。たゞかくの如き風説も當時或程度まで人々をして耳を傾けしむる力ありしことは拒みかたがるべし。

(2) 史林第三卷第二號三浦博士、文藝復興期の儒風(五〇—五一頁)所收他にも類似の傳説少なからず。(弓削物語等)

(3) 泰重卿記九月十六日條に、今日御勅之儲は江戸春日局御もてなしと相聞候(中略)春日つほね其外女中二百人斗も御振

舞之由也。時慶卿記にもみゆ

などみえて頗る御優遇ありしを知らる。

(4) 家光はこれより先き寛永三年父と共に上洛せしことあり。されど十一年の上洛最も大規模にして、從兵の多數なる京中に巨額の銀子を頒てるなど、政略的意義を含めること明白なるものありといふべし。

(5) これに關しては從來幾度か論評せられしものあり。最近にも三浦博士の高見あり。(史林三之二)所司代や將軍がこれに對して反感を抱けりとの説孝亮日記、時庸卿記等を否認せられぬ

二

上皇の御心事は寛永の中年殊に十一年將軍上洛後?を以て一變し、爾後の御生活は頗ぶる享樂的方面に向ひ給へるが如し。

寛永十二年十二月仙洞に四百韻連歌を興行せられ、隔葉翌年五月にもまた千句の御會あり。同書十三—十五日條十四年の季春には三日三夜の御遊興を行はる。隔葉大内日記にも

御遊品々有之由、連衆二十餘人有之略。○中仙洞三日三夜之御遊初ル日條

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

三日三夜之仙洞ノ御遊今朝相濟申之由也日廿四
 また禁中にて躍等を御覽せらるゝことも例年の儀となれりしが如し。

今夕奥之板ノ間ニテ姫宮様ヨリト被仰小女トモニ躍被仰付候、院様モ御見物ノ由也。大内日記十二年七月十八日條、二十七日條にも「此中打ツ、キ御所ニテナドリ有之由」とみゆ。

今日於禁中梅之御庭躍候テ院様國母様被爲成候大内日記十六年六月四日條

かくの如き宮闈の風潮は從來普通の古典的御遊興の開催を妨げしにはあらざれど十六年十月五日には三十五番歌合を民間文化を内廷に普及せしむるの傾向を來さしめし者の如し。

「薩摩アヤツリ」の天覽については資勝卿記に傳へられ、國母即ち東福門院の躍御覽なども度々行はれたりしなり。上皇の御日常にかくの如き變化を來したるは、想ふに無限の御感慨主として政治を仰へて他に洩し給へるものと解すべし。世に勅作と傳ふる「氣樂坊」なる偶像あり。首のみの人形にして、それに附着せられたる棒には「氣樂坊空來和尚」の七字或は和歌を書し、いづれも宸筆なりと稱す。予は未だ實見の機を得ざれば、眞偽を確言し得ざれど、先進の多くはみな信憑すべきものと認めらるゝが如し。その和歌は頗る留意すべきものにして、

世の中を氣樂にくらせ何事も

思へばおもふ思はねばこそ

姑らくこれを信すべきものとして見るときは、最もよく御態度を改めさせられし後に於ける上皇の御心事を現はせる者といふべし。

前項に述べしが如く女帝即位後に及んでは幕府は極力上皇の御感情を融和するにつとめ、上皇もまた深く時運の傾向を看取し給ふところありしと雖も、叡情の發するところ無爲にしては已み難きもの無しとせざるべし。御遊興に或は御著撰講筵等に後年の御生涯を傾けさせられしは即ち右の如き御鬱懷を拂はんが爲めと想はるゝなり。上文参照殊に「當時年中行事」は後光明院に進せられしものにして、後世近代の宮廷生活を考へんとするものゝ典據なるのみならず、深く朝家舊儀の凋落を歎き給へるを推するに足らむ。

更に民間の風俗と宮闈の連絡についていはゞ上皇が女院と共にさまざまなる御意匠を以て各種の藝術界を風化し給へること諸書に傳説多し。香道に於ける

組香の多數を創作し給へる如きをはじめ、盤立物などの類も恐らくはその御考案に出づるならむと想像するものにして、是等の物が古く室町の世にありしとする傳書流の説は信するに足らず。

また染織界に於ては、「御所染」なるものゝ起れるあり。近代世事談卷一 衣は傳へていはく

寛永のころ女院の御所にて好ませられ、おほくの絹を染させられ、宮女官女下つかたまでに賜る、此染京田舎にはやりて御所染といふ。

今日残存せる江戸初世の古衣裳類を考査するに未だ確實に御所染なりと斷すべきものを知らざれど、京洛野村氏の芳情によりて見るを得し「源氏ひゞな形」貞享四年上巻には、「百敷の大みやこ風の御所染」として松の立木及鶴龜模様あるものを掲げたり。當時「京染」の流行が遠く關東を風靡し居たりしこと寛永十二年正月八日江城二丸に演せられし小姓躍の風俗を以ても明なれば、「御所染」この名は俗稱がその一種として勢力を振ふに至れるも宜なりといふべし。「貞山公治家記録」の一節に二丸躍の状を説いて、

二丸御數奇屋ニ於テ公方へ公御茶饗シ奉ラル略○中 公方白御小袖ノ上ニ赤裏

薄柿小紋ニ紫ノ大ナル御紋、黒緞子御上下ヲ召シタマヘリ、出仕ノ諸大名皆伊

達ナル衣裳ヲ着セラル略○中 御能過テ小姓共ノ躍ヲ上覽ニ入レ奉ラル略○下

一番 烏鐘躍略○中 衣裳京染物略○下

三番 團扇躍略○中 衣裳京染

などいへり。華奢盛大の催なりしこと知るべく、たゞ所謂「京染物」「京染」の意匠を傳へざるが遺憾なるのみ。されど、二番舟躍の服飾が「縞子ニツタスリハク」といふが如き者なりしこと、四番木曾躍のそれが「下ニ白地ニ菊水、銀ヌリハク、上ニ地黄ニ金銀ノナルコ」と記さるゝ類の風流奢麗の品たりしより考へても、それに對照されたる「京染」が凡庸の意匠ならざること明白ならんか。

次に幕府初世の年中恒例服制等には頗ぶる「京風」の者ありしを忘るべからず。一二を舉證せんに、(1)三月節句の鶏合の如き、(2)被衣の行はれたりし如き、みな然りとす。

御禮ノ節若君様モ出御、其ヨリ御臺所前江渡御鶏ノ勝負上覽(人見氏私記 二十

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

三年月五日條

竹千代君へ明日鶏合ニ付、老中並ニ御譜代大名ヨリ鶏ヲ上ラル(正保日記増補二年三月二日條)

御闘鶏ノ勝負アリ、略中六十羽餘ノ内、略中七羽ニ勝ハ唯一羽、略中勝レテ大ナル鶏也、武州熊谷ヨリ出(同書三日條)

徳川家の闘鶏は後世その風あらず、室町幕府は京都の地にありしかばこれを行へり。³⁾かくの如きは明に京趣味なりといはざるべからず。

江戸に「カツギ」の俗ありしとの傳説は往々にして異見を懐くものなきにあらざれど、「鶏合」と同じく西方の感化としても考へ得べし。殊に尾州に入興せし千代姫が「かつぎ」を用ひしことは確證動すべからず。大内日記寛永十六年八月十七日條同九月三日條等 (これについての委しきことは別編に譲る。)

註

(1) 資勝卿記にいふ「櫻ノ御庭ニテ薩摩アヤツリ義氏ト申シヤウルリ仕候先式三番ヲ仕候リウキウ人ノ若衆四人ノ由也」十五歳頭 參テシヤウルリ仕候(中略)又小ウタヲ誦申シヤミセンヲ引申候

云々「寛永十三年十月七日條」と以て知るべし。

(2) 時慶卿記寛永十四年十月廿五日條「跳子十人計ト(中略)皆女樂也」の句みゆ。また大内日記十六年六月九日條にも「歌舞妓ナトリ院様御庭御舞臺ニテ御座候」といへり。女院の御覽ありし躍も此種のものなるべく、女樂は三絃を用ぬしならむ。

(3) 讀賣新聞所載市内巡杖記所引柏木祐三郎氏談に「院には同様の偶像十三個を造らせられ近臣に賜はりしといふ、今存するものは(中略)近衛公爵家と京都春光院とにあるものと合せて三個なりと云」と見ゆ。

(4) 柏木氏所藏の分には右の文字ありとぞ。

(5) 近衛家所藏のそれにはかゝる歌ありといふ。

(6) 和田英松博士皇室御撰解題(二七七—二七八頁)による。本書の載するところ御著作類三十種に及べり。

(7) 「香道の成立とその發達史について」別刷 一八一—二〇頁参照

(8) 年中恒例記三月三日條等

三

後水尾院の御態度逸事等にして風俗史の範圍より觀察せらるべきものゝ多く

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

は政治上の御理想と現實の乖離に因する寂情の不安を他面に晴し給はんとし給へる結果なるべきと前條述ぶるところの如し。而して東福門院の華奢風流を好ませられしもまたそれに類する内情に基けるを信ず。女院の御性格を考ふべき資料多からざれば、確言すること難きに似たれど、感情の疎隔ありて理解を缺ける宮中に孤立せられ、戚里は遙かなる東方に存するに過ぎざりし事實は日常の御態度に影響なしとすべからざるなり。

想ふに女院の御態度たるや、豊富なる外的生活を盡して寂寞なる内的生活の愁を忘れんとせられしならむ。されど世人多くはこれを解せず、徳川家の勢力を楯として恣に奢侈を好ませられし者となす。中村氏筆記卷四にいふ。

オ虎サマト云ハ遠山久太夫殿ニ嫁ス○中離別ナリ、ソレヨリ京へ上リ金子參萬兩ヲ持テ樂ヲ極メ被申候○中京都烏丸大納言光廣室ハ細川殿女ナリ、コレモヲゴリモノナリ、女院様ト三所ニテ京中ノ小袖模様モナニモイロク仕候由申候。

本書の著者は水戸家の士にして、元祿——享保初(?)の世事を録し、多く見聞せし

ところなりと覺し。されば當時京洛に於ける「伊達者」の内に女院を數へ居たりしこと知るべく、しかも右の世評は誣言として斥くべからざるなり。その民間風俗に感化を及し給へるはいふまでもなく、庶民的文化の禁中に侵入するをも意とせられざりしは、隔莢記正保元年七月二十一日條に、

及初更於女院之御殿有女中之躍、可仕見物之旨、○中於簾中人之見物、於庭上躍女八十六人○中又於御椽而盲婦人三人挽三美線、而躍女二十五人也。

本條にいふところの躍女が果して何物なるかは問題なれど、三絃の伴奏に伴ひて躍れるを見れば官人とも想はれず。——多くは女官なりとしても地下民間の女流が交れりしことを否定し得ざらん。——時世少しく降つて後は所謂「舞子」の宮闈に出入することありしも事實なれば、坊間の舞妓を内廷に引見せらるゝの例なども、或は當時に行はれそめし慣例ならん。まだ三月上巳に雛遊を行ふことは江戸中世以後世上の恒例となりたれど、初世に終てはその風あらず。されど「時慶卿記」寛永六年三月四日條にはいはく、

宰相來儀、又時良來儀、久語、○中昨夜中宮ニテヒイナの樽臺等ニテ有酒云々。

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

本文によれば前日和子の御方にて雛の祝ありしこと知られたり是等は日時不定なりしひな遊が偶然三月を以て行はれしに過ぎざるべしとはいへ他に頗ぶる考ふべきものなしとせず。何となれば寛永六年は恰もその十一月に明正院の御踐祚ありし年なればなり。

雛遊の史的變遷については別に記すべければ今詳しくせざれど、その三月節供に結合せらるゝに至りしは極めて後世の事にしてその理由は未だ明ならずといふべし。而して女院の行はせられし寛永六年のそれは、今日より徴し得たる上巳に於ける雛遊最古の確例なりとす。しかもその事なるや恰も明正院受禪の慶賀を記念することゝなりし故に。顧みて御内儀の佳例とせられしことは有り得べきを想ふ。而してかくの如き事實が前項に述べたりし宮闈と民間との接觸交渉により、庶人の間に多少の刺戟を與へし者とすれば、一般の慣例として上巳と雛との結合するに至れる原因の幾分を解釋し得べきなり。然れども本點は更に諸方面より考究を重ねざる限り輕々しく斷言すべからず。たゞ少なくとも京洛流行の源泉をなせしと稱せらるゝ女院御所乃至は明正院の御内儀に於て佳例の一とし

て上巳に雛を祭られし事實(これは否定すべし理由を見ず)が民間に何等かの影響を與へしならむと想像するは必しも附會にあらざるべしと信す。

右に挙げしところにては女院が宮廷風俗の上に種々の新らしき例をはじめ給へるを知るべし。而して未だ我等の手にし得ざる各種の資料を博搜せんには類證頗ぶる多からむ。「故實物品々圖繪」。寫一本に「掛花」カケバナの圖を示し、説を加へていはく、

右東福門院御所御風流ニテ糸花ニ歌ノ心ヲ被爲造、定家卿十二月花鳥之和歌
(拾遺愚草ニ出)

その形態を見れば「藥玉」より意匠せられたりと覺しく、毎月形を異にする點のみを異なれりとす。想ふに前者の五——九月間に限らるゝと、その間に何等の變化をも生ずるなきを憾みとして、かゝる御新案ありし者か。かく御意匠に富ませ給へるのみならず「書畫」押繪等の技に熟達ありしことも明にして、後者は遺物の傳存するあり。前者についても隔葉記寛永十七年四月十七日條に、今日於芝山大膳而國母様御筆跡之掛物借用而來也云々の句あるにて推せらる。

かゝる御方なれば日常の御服飾などにも種々新らしき御好みありと見えて、福井文學士が採集せられたる金屋の「女院御所様御用御吳服諸色調進代付之御帳」延寶六年度等に頗ぶる珍らかなる紋様を掲ぐ。殊に八橋模様、或は文字入繪様のくさく(中にも「御地りうもんの御ちあさき、かと廻り先きかわらあかへに」○中「香車」のもじむらさきいと金しや」といへる一種の如きあり。)扇子つなぎ(圓形を作れるものと段垣をなせるものとみゆ)などの華奢なる諸品が悉く晩年の御用品なること驚くべきのみ。延寶六年といへば女院崩御の年にして、その歳、御年七十三なりき。兼輝公記六月十五日條に、

東福門院○中崩御午下自去々歳御不例御病症不慥○中已崩御也○中痔漏云々、依女儀堅固令穩密給、仍療治相違云々、

いふところにして信すべくんば、乳癌の施術を拒絶して薨すと傳へらるゝ柳營の貴人と共に、これはた當代女流の精神を察せしむべき好個の風俗史的例證となすべし。崩御のとき靈元帝を初め奉り侍臣等が奉弔の所詠あり。

悲しさは三年みさりし弟の

わすれすなからさたかにもなき

當今

みな月のひかりもつらしあし簾

かゝる思の秋の氣色に

かゝるときぬれぬ袖やありそみの

濱の眞砂の天の下人

中院通茂

(東福門院登霞記)

「忘れすなからさたかにもなき」と歎かせ給へる寂情想ふべく、次で後水尾上皇もまたかくれさせ給ひぬ、延寶八年八月六日の常子内親王。○無上日記に、
戊刻ほどに法皇ちと御わろきよし○中つけやらん云々。
など見え、十八日の夜○十九を以て崩す。寶算八十五にして、自去月下旬御不食○中略御老病仍無治療と傳へらる。兼輝公記御在位時代に引かへて後年の御日常はめでたき御境遇なりしことは既に説けりしが如し。

江戸初世の宮廷風俗に多くの新しき色彩を加へ給へる兩院の御生涯と、その御態度を象として民衆的風俗の漸く、禁中に入らんとし來れること、及世上に及ぼせ

し霞洞仙院の威化等は上文に大概を述べたりぬ。更に委曲に涉り細説せんにはむしろ「風俗研究」考古學雜誌等の適當なるを思ひ、また餘に多く餘白を汚さんことを恐れ、姑らく筆をこれに留めんとす。

註

(1) 月刈藻集の傳説は信するに足らざるものなり。

(2) いふまでもなく宮廷の公式年中行事としては認められざりき後水尾院の年中行事に一言をも記させ給はざるにてしるべし。

終に福井氏の好資料を提供せられしことを謝す。江戸時代の宮廷に於ける服飾の變化については別に詳記するの機あるべきなり。

上苑の西嵐

中世の歌人は「西こそ秋のはじめなりけれ」と詠んで、自然の支配力が西から東へ及んでゆくといふ哲理を傳へた。それが果してつねに當つてゐるかどうかは別としても、近代日本の文化史を修めたならば、東の花が西の嵐に散さるゝとの感じをば、誰れしも免れぬことであらうと思ふ。顧みれば既に六十年の昔、幕府から佛蘭西へ遣はされた使節の隨員に、岩崎重太夫なる者があつた。彼は遙かなる海山のかなたより故郷の子息に書信を送つた。その一節に次のやうなことがある。

リヨンといふ地に止宿致候、此地は織物之名物之よし土人の衣服は美麗……旅宿は……誠に仙宮に入が如く……佛國帝より使節警衛の兵を出し騎兵者何れも金の兜を頂き……鳩胸の鎧を着し各手に短槍を執……櫻者御國內のみに而

絶て外國にはあるまじき事と思ひしに……何事も我見聞の廣からざるより我のみと思ひほこるはなべて世の常……と我が心にはちてつたひぬ。

他國に類ひあらじと思ひしは

ま○だ○い○と○け○な○き○心○な○り○け○り○

思ひきや八重の鹽路を凌ぎ來て

か○か○る○色○香○の○花○を○見○ん○と○は○

かういふ風な感想は維新當初の外國通を以て任じた人々のすべてに涉つた現象ではあるが、深く考へずに淺く悟つたその點から見れば、何事につけても祖國文化の史的背景を輕んずることを以て、直に大なる所以と誤解してゐる人たちの態度と同じく、悪い意味での國民性發揮なりとも評し得る。

註

(1) 十訓抄卷上可施人惠事條後堀河院御代の話に引いてある。(藤原勝臣の詠)

(2) 新聞志九(文久)所收御用に付京極能登守様御供にて外國へ參り候岩崎豐太夫佛國より宿之子息へ指越候書翰による。

—

さうではあるが維新以前の邦人は他面に於て卓絶した批評的精神を保持しながら、西方の文物を觀察する便宜があつた。それは歐米の文化が人の手によつて造られ得べき文化必然の軌道であるといふやうな先入主に囚はれずに冷かな眼で遠西の土俗を見たからである。從てその視力は文明風と西洋風の識別に充分であつた。(今日の所謂矯風會や改良論は兩者を區別し得ないやうである。)試みに二三の實例をあげて、囚はれざりし人々の外國風俗觀を見やうと思ふ。村垣淡路守範正の日記、安政七年二月十八日の條に、米國へ赴く途上

王西面していさゝかの臺の上に立たり黒羅紗の筒袖にて米の風俗にかはらねど金のたすきめきたるものを肩にかけり……妃立たり名はエレマ年頃二十四五容顔色は黒しといへと品格おのづからあり兩肩をあらはし薄ものを纏ひ乳のほとりをかくし腰の方より末は美敷錦の袴よふのものをまとひ首には連たる玉の飾ありて生るあみだ佛かとうたかふばかり、左右侍女數人妾

と覺敷ものみゆ中には少年姿色の者も有、侍女等は歐羅巴人と見えて色白く
髪毛赤色多し、風俗妃と同じ……つく／＼けふの有様を考ふるに……夢路を
たどるばかり也……ざれ歌を

御亭主はたすぎがけなりおくさんは

大肌ぬぎて珍客に逢ふ

かういふ觀察を敢てした氏が今日も存命であるならば、定めし感慨の深いこと
であらう。所感の當否をいふよりも、まづうらやましく思はれてならぬ。何故と
問ふまでもなく彼等は幸にして未だ西方の文物に囚はれてゐなかつたのである。
村垣氏のやうな考へ方について、一部の現代人は井蛙の見だなどと云ふ。け
れどもそれこそはむしろ自を欺くの甚しいものであらうと思ふ。半解な洋樂を
聞いて空虚な辭令ばかりを弄する輩よりも、夜更て犬のほゆるが如し、笑に堪かね
しかまきらしてゐた方が遙に自己を空しくせぬ態度である。

右の様な人ばかり居たらば、よしや鎖國の夢は破れても、無情の西嵐をして恣に
美しい昔の花を散らさせることはなかつたかも知れぬ。先年のこと、三田の學林

に教鞭を執る或詩人はかう語つてゐる。

江戸の武士は清朝人の如くに飽くまで祖先の服裝と家屋と飲食とを固持し
つゝ泰然として西洋文明に對したでせうか……増上寺の大法會はサンピス
トロの儀式と同じやうにこれは飽くまで東洋的なる宗教美術の壯觀を示し
て呉れなかつたでせうか……吾々が生れた一國の首都は矢張りどうあつて
も今日の東京のやうに滅茶苦茶になつて仕舞ふのが必然の運命なのでせう
か……

我等は想ふ、開國の目的が國民の史的文化——その色彩をなくすることにあつ
たいとすれば、所謂「先覺者」たちは餘に深く先進諸邦の態度を誤解したのである。倫
敦の都巴里の京それ等の土地に住む人々は決して中世からの文化の姿を忘れぬ
ばかりか、更に洗練を重ねて新文明の一要素たらしめて居るとはか見えぬ。然
るに東方菊花の國はどうであらうか。ピエールロロチイが冷評しながらも遙に西
方のそれを顔色なからしめるといつた宮人の姿は、いつのまにか村垣氏の「大肌ぬ
いだ者」とかはつた。而も伯爵ケーニピスマルクからは帽子かゆらつきコルセツ

トかどうとかするといつて笑はれる。それにつけても和宮御來降の際には、先帝之皇女ヲ夷人徘徊之土地へ縁組候テハ實以恐入候……和宮ニモ兼テ蠻夷之儀ハ被聞居且女心ニ候間甚恐口敷被存氣毒ニモ存シ勤メ兼と仰せられた事などまで思ひ合されて時勢推移の速かなるに驚かる次第である。——少しく臆測に失するかは知れぬが、孝明帝が御高齡までも御在位であつたならば、外國交際の風は起るとも容易に宮廷に西風の侵入を許されなかつたらうと思ふ。(自信と「慢心」とか誤解され易きが如く、頑冥とオリギナリテートの主張とも混同される。自國の大典に臨んでは參列する外人にまで所定の式装を強ふる英國の慣例も直に固陋守舊な思想の産物とはいへまい。)歴史的文化的の主張が外來の文化と相俟つて國内の文化を豊富ならしめることは勿論であるから、所謂「舊文明」の保存もたゞ國民的愛着の感情から出る消極的な企とは云へない。そこに深遠な積極的意義がある。たゞ一部の民族的文化にばかり優越權を獨占させて、その類型を人類の手に作り出さるべき唯一の形式なりと強制するやうな社會は好ましいと思へぬのである。

註

- (3) 三田文學第四卷之五所收、永井氏稿「父の恩」一節。
 (4) 別に記す。
 (5) 同氏著 *Japan und die Japaner* S. 224.
 (6) 尙忠公記萬延元年六月廿日峰所載内勅。
 (7) 歴史地理第廿一卷之二所收大森氏の文に乃木大將渡歐日誌を引いて、將軍がこれについて反感を持たれたとのが見える。

二

紫禁の域内——御所の殿上に歐装の人を見るやうになつた最初は明治元年二月のことであらう。列國使臣が始めて宮中に參入したときの有様は嵯峨實愛卿が傳へられた。二月三十日條。

英佛蘭三ヶ國公使以下參内也……出御々引直衣……御南殿御帳内、三職以下
 列立干御左右……中山三條等被候帳内……外國掛誘引外國人……立於御前
 (ノ上)有懇親御應接、畢退出

夢の様な氣分を以て我等は本文を読むのである。聖上の國風の御服であつたことも嬉しく、外邦使臣の立禮も當然な事實と思はれる。彼等には彼等の國の習を屈げしめず、また我國の儀式をもすてぬ處は實に對等交際の體を得てゐる。「遠西」の諸國はどこもみなかういふ態度で互に懇親を完くしてゆく。然るに東方君子の國だけは追々、とさうでなくなつてしまつた。それが所謂「世界的」なのであるとすれば、歐州の邦々ほど島國的なものはないといふ結論になる。けれどもそうはいへぬであらう。要するに本邦の宮廷に外國風の侵入が著しいことも、國民に個性尊重の觀念が缺如してゐるためと解し得る。

橋本實麗卿は明治十五年ころまでの日記を書き残された。その記された者をよんでゆくと、維新初年の御内儀を忍ばしめる條々が少くない。五年五月十五日のところ、「辰刻斗爲御暇參内……御對面……洋服着御、御倚子、愕然歎息至極也。時勢之令然所無是非歎と見えてゐる。寂しい記事である。これに前に述べた外國使臣の參朝から四年ばかりにしかならぬ時であつた。次で島津久光が質問書を提出したり、高倉山科兩家が御服の調進を停められたりする。さりながら皇后

宮は申すまでもなく女官の風姿は依然として昔ながらのそれであつた。——主上も稀には御直衣で臨幸あらせられたやうであるが、それは例外とせねばならぬ。——當時の文官は多く直垂を禮服としてゐたけれど、供奉の節などは「洋服」を用ゐた。明治五年の西京行幸は全くかういふ新らしい姿で行はれたのである。左に實麗卿の感想をあげて置く。

主上御入京之旨傳承之間……向伏水驛……末年刻許御着船……奉迎(着)御洋服(衰)哉……供奉各洋服也。(五月三十日條)

今日九字、非役華族一同禮服用可參朝……則參朝(着)直垂當御禮云々歎息之至也……於小御所有御對面洋服着御。(六月一日條)

かかる事實を列擧するのが主旨でないから、他の多くは一々あげぬこととする。とにかく繪卷物のやうに展開されてゆく舊風頽廢のみちすぢは始終一貫してかはらずに國粹保存論の唱へ出される時分までつゞいた。

註

(一) 久光公記實紀卷八、明治七年五月廿三日條所載、當時の廟堂が執つた無批判的な拜外主義に

對する詰問である。

(2) 高倉家譜及山科言繩卿記四年八月十四日條による。(山科家では遙に前から停められてゐた。(言成卿記二年十二月卅日條參考)これに至つて兩家の家業を廢止された。

(3) 實麗卿記六月一日條、今日申斜臨幸千桂御所(御金巾子御直衣紅御衣依之靜寛院宮御參、…有御對面とみゆ。

(4) このとき御前で宮内卿が「方今宇内列國開化ノ時ニ際シ我國ノ舊制ヲ更草シテ列國ト並馳セント欲ス…」といふ勅旨を傳へた。

三

維新の秋からはすつと遡つて江戸文明の完成期と傳へられてゐる文化文政の世、宮闈の間に翫ばれた物品の内には既に蘭製の器やそれから意匠を採つたものが散見する。文政九年に幕府から献上した「御花臺」¹⁾、²⁾「御燭」(硝子、朝顔花葉蔓造成之、葉蔓之外皆硝子也、晴雨人形³⁾、⁴⁾「阿蘭陀製」などはその好例であらうと思ふ。扇風器さへ優美な意匠に創作されてゐた。——草双子の繪にも往々見受ける。——山科家の「雅俗日簿」に、

自關東獻上之御珍寶拜見、此御器形團扇、車黒漆、能面ナドノ蒔繪團扇八ツ付アリ、メグラスト風來云々暑熱ノ器ト云々^{文政三年十月十五日條}

これは今から百年ばかりの前である。晴雨人形をながめた禁裏の人々はその皮膚や虹彩の色調をば定めし異常なものとして眺めたであらう。御兒姿の若堂上たちは脂燭の下に集つて、オランダ人形の顔に似た者は「？」などと無邪氣な「なぞ」なぞに夜をふかさされたかも知れぬ。

江城否一般の武人は上流階級であつても京上薦ほど「蠻夷」のそれを珍らしがらない。それはカヒタンの來謁や漂流民の口書で——さては蘭學者の盡力で——多少西方の人情も風俗も辨へてゐたから、その筈である。(諸侯の奥方でさへ西人に逢つた人があるといふ⁵⁾。)

かういふ風で來たものの、明治と代が改まつてから鹿鳴館といふ名だけはきつう、東洋趣味な建物で行はれた東西混合の宴遊には皮肉な外客の筆によつて傳へられる珍談が多かつた。(例のビエール、ロチなんどもその一人で頻に西方の跡を追ひたがる者どもを冷笑してゐる。)

- (1) は仙洞へ、(2) は禁中へ (3) は宮方へ贈進せられたものである。
- (4) 國長卿記同年四月七日條。
- (5) 齋藤氏和蘭人の江戸参禮、史學雜誌廿一之九十所收に記された。

四

結髮戴冠の風が漸々と「ザンギリ」シャツポールの姿とかはつて、宮中の御見も金筋の洋服を着るやうな御時世となつた。従つて如何に舊風を尊ぶ堂上の方々でも「大禮服なるものをつくらねばならぬだ。直垂姿で参朝するさへ歎息の至と考へた昨日は過ぎ、今や暦日ばかりでなく禮服すらも異國の風に追従することとなつてしまつた。世人の間にもかかる潮風に對しては少からぬ反感があつたに違ひない。彼の西南役にもさまざま原因事情は存してゐたけれど國粹論的な一面もあつたらしく見える。

移り行く世の傾向は、たゞ頭髪服飾等の外的な方面ばかりではない。上下の關係なども妙な風にかはりかけて居る。

修學院離宮御庭拜見 去月十三日ヨリ
雜人縱覽被差許 予御幸供奉毎度參向懷舊歎息時勢令然實可歎景況也

これは明治六年五月一日の記事である。實記三年の後には舊内裏大宮御所の舊蹟で博覽會が催された。當時の卿相はみな舊事に明であつたから庶民に禁苑參入の自由を與へられたことを驚いたり歎いたりする筈はない。——七月の燈呂拜見や新殿落成の際や御能の行はれるときなどには前々からその特權があつたのである。——恐らくは形こそかはりはないけれども、拜觀者たちの心理の變化が悲しまれたものではあるまいか。昔の人は宮闈に近いのでその比ひなき高きと美しさを知つた。今の人はどうであらうか？

京の御所、江戸の御殿、今はいづれも櫻と橘の咲き匂ふところではあるが、日本人々が自覺してその備へをせぬ限、西方から吹き來る嵐に伴れて運ばれる千紫萬紅の中には菊や櫻を枯すべき毒素をふくまぬとも斷じ得ない。御局の雪洞が近年なくなつたとかきいてゐる。明滅する燈火の影にも失はれゆく過去の姿のなつかしさが残されてあつたものを、かくて古典的なミカドに對する美しき情緒も現代的否むしろ西歐風な皇帝觀に移りゆくのであらう。またそれと共に櫻の精

と菊の靈とは追憶ふかき上苑の春秋を見捨て、大翳オホカサの檜扇をかざしながら長閑に花の姿をながめた宮人や、鴛鴦ウヰウヰ羽形ハネガタの垂髪オビ優ユに置く露の重さを思ひ遣りつつ着綿キヌワタの日を待った人々の跡を慕つて彩霞瑞雲の去來する仙境の空に飛び去らうとしてゐる。

右にかきつらねたところは、僅にその一端を採つて棄てられんとする美しきものの憾みを洩したに過ぎない。狭義な風俗の上にはあらはれた西歐專制の公認とそれに對する歴史的理性が放つ反感の矢を詳述せんためには、一巻の成書を要するから、今はこれだけにして置く。教へられて狂ふ者は憐れむべきである。少なくも維新後の日本には西人がその土地で主張する個條以外には、權利も自由も存在することを認めぬのであらう。殊に「新人」を以て任する輩に限て著しくその色彩を濃くしてゐるのは「皮肉」である。

註

(1) 五年九月廿九日小倉家で大宮以季十五才の元服式が行はれてゐる。(實麗卿記)そのころはまだ舊風が維持されてゐたのであらう。かくて翌年正月には「西園寺ニ向散髮一件」とか、「十

一日條「今朝從西園寺有使者散髮件……本人散髮望之由也」(十二日條)などいふ事實があらはれる。

(2) 女官物語七十九頁

(3) 實麗卿記に「内裡大宮舊殿博覽會見物其爲體歎息至也」と述べてある。(五月四日條)

(4) 御局生活(明治三十六年十月以降中央新聞所載)によると、その比はまた行燈や雪洞が用ゐられて、江戸時代の御殿を想はせる。

(5) 言成卿記文政十四年三月條に、これについて風俗史的に面白い記事がある。

江戸時代の宮廷に於ける侍兒の生活

本編に使用した資料の内には河鰭侍従の御好意によつて得たる同家の秘録がある。特記して同學士の芳情を謝する。

禁中や堂上の方々にばかり行はれて居つたやうな風俗、それにはさま／＼と美しい者があつたけれどその多くはたづねやうとても委しくしがたい程に忘られてしまつた。これから述べやうとする宮中の御兒、及一般堂上階級に於ける未成年者の風俗などもその一つである。京洛の地にあつて舊風遺俗に親しむ斯道の諸士に對しては、年と共に失はれてゆく昔の姿を書き残すがために、眞摯なる努力をつゞけられむことを望むで已まない。

一

禁中に「兒」を勤仕される人々は殆どみな美容の公達であつた。「いとあでにらうたけ」な方や「いとめづらかなるわらは姿」の方が多かつた。その地位たるや、いふまでもなく日常御内儀に注來して女官等と接近する境遇である。當然の結果として「あどけなさ」の失はれぬ間だけが勤仕期間と定められてあつた。

年齢をいふならば十六七歳を限とされてゐた。早熟なる者十二三歳でも奉仕を許されぬ。かく定められた規はあつても、稀には種々な物語を残した者がある。

永雅卿男永胤今日元服略中年來院中御兒勤仕也、然而近來下、菟乙女加茂社司

女密通既及懷妊、常夏露顯、於乙女は無何と賜御暇、然而永胤無御咎之沙汰、可謂

強運歟 某卿記文政六年九月二十三日條

流説は客易に信すべき限でない。けれども多の人永き年月の間には有り得らるべき事實であらう。「御兒」としての時ではなく、既に人となつてその地位を去つてから、遙か昔の幻影が實際化したやうなことも全くないではなかつた。これに

も適例の一をあげて置く。某卿の日記に、

富小路中書兒勤仕元服之後依寵遇忝參入御内儀○中少將内侍御召使局間通沙汰非無不可說事共也。(文久二年七月廿九日條)

彼も是も出典を明記し得ないが、全然別人の手に記されたものである。

次にはまた、右のやうな愛情關係の失態ではなしに、女官達を迷惑させた宮裝の不良少年も稀にあつた。さういふ「兒衆」は退職せしめられた。

禁裏小兒(裏辻故實孕男季忠實清水谷中納言實揖末子)依所勞願之通自今日賜暇……實非所勞此小兒生得姦曲過法之間寂慮不快女房等毎々加譴責又違天威……無不差指者終及如此十歲童子姦惡之事前代未聞歟(某卿記文政十三年十月廿八日條)

これは前に引いた幸運な兒の話を書せた日記と同じ物である。

上にあげた例とは全く反對の側になつた人々——理想的な「兒衆」はその數に於て遙に多い。またさうなければならぬ筈であらうと思ふ。下文それから「兒」の生活は必しも禁中だけに限られたものではない。攝關家にも堂上出身の兒があつた。

富小路永貞卿記に、「愚息久丸有子細自幼少近衛殿江令參數年預御介保頃日……御暇之事申之處被許容仍今朝彼御殿へ迎遣人令退出了」延寶五年五月十四日條これだけでもその事實は知れやう。

註

(1) 柳原紀光癩閑窓自語に甘露寺篤長卿のことをかくいへり。

(2) 同書裏辻公風朝臣のこと。

(3) 及(4) 資廉卿記元祿五年十月十四日條。

宮門跡や有力な寺院にも、公家の子弟が童形で住んでゐたことはいふまでもないけれど、それ等は「侍兒」といふわけではあるまい。

二

「御兒」たるべき幼年の堂上を撰擇するためには當局の人々が少なからぬ苦心を重ねるのであつた。さもなくば、優秀な心も姿も美しいひとを求めるとは至難なことといはねばならぬ。

三室戸前相公次男(實子也、七歳)……昨夕予在朝、女房參常磐井局之處、院中見春來所々有御穿鑿之處、當時無人之間、三室戸末男家督於治定者可被召出……向三室戸前相公面會……兒被召出、雜々令談合了(某種日記文政十三年二月十一日條)そればかりでなく、適当な人柄はあつても、種々な事情から採用を妨げられることもある。「宮仕するまでの徑路に至つては女官の出仕と殆ど大差がなかつた。」

(イ)御内意の通達

これは文書で行はれることも、廷臣の一人が親しくその家庭を訪ねることもあつた。前に出た三室戸家の子息などは後の例に當る。「親王小兒被召出留」天保八年二月には次の一節がある。

正月十一日馬内侍より内々今城家後室迄尋之趣に而母公迄彼後室より書中を以尋有之……親王小兒御入用に付、壽賀丸差上不申哉、内々從長橋可尋噂有之……馬内侍より申來云々。

かういふ恩命に接したとき、家門の人々は如何なる態度に出たであらうか。河鯨家では「一存にも不相成……極内々三條家滋野井家所意相尋」その御請をされた。

「近年格別之物入打續候故支度之所……不具之儘に而も不苦候はゞ何時に而も可差上自然冥加叶候はゞ深畏入」これが御請の大意と見られる。特に末尾の「一句には堂上氣質が活躍してゐる。根岸守信もいふやうに公家方の皇室觀は民間學者の尊皇論とも違つて、實際的な感化から來た至純な感情である。「自然冥加叶候は深畏入」生涯を宮闈に送る女官達の父兄もこれと同じ心理状態を持つてその妹や息女を出仕させたのであらう。

(ロ)御目見江

美しきものゝ運命は漸々と開展される。「被召出留」に、

十七日馬内侍より母公江書中ニ而……先御詠之者故廿一日御目見江ニ可差上云々(下略)

當日は「午半剋」に女官馬内侍の局まで參候された。服装は「衣服地垂れ袖、長絹等着用」とみゆ。魚類などの献上物をも携帯する例であり、歸亭の際には下賜品や女官の送物がある。

河鯨家の壽賀丸はいづれの點からも非難を受けられぬほど理想的な方であつ

た。従つて「御目見」の結果は更に公然の御用召となり、——これが前後二度ある。形式的なものに過ぎぬけれども初度のときには兒としての御請を爲すか否かを尋ねられ、改めて御請を命ぜられることゝなつてゐた——諸所へ御禮の言上所領地に對しても用途上納の違があつたとなつた。

三

出仕の當日は衣裳修容具、飲食具等の宮闈生活に須要な品々を收めた「荷物」や同僚たるべき女官への送物とを携へて參内する例であつた。「荷物」は前日に差上てもよかつた。またその日に着用すべき衣裳をば女官などから送られることもある。「親王小兒被召出留添賀丸の例を見るべし」

廿四日己刻壽賀丸目出度出勤、供(左近彌四郎)下部等也、伊豫江目出度生看(鯛一尾海老七ツ)一折、……老女江金百疋。其餘一朱ヅツ中居江二百文遣ス、彼方ニ而供之者江祝酒被出、鯛煮付、すししたし等出ル由也 (被召出留)

出仕後はその所に於ける最高女官の監督を受ける例となつてゐた。壽賀丸に

ついていへば、

尤表向出勤後世話之所高、松局。(親王上臈)ニ候得共、何分昨今出勤之人故、逆も世話之儀は難出來、故、先下臈伊豫禁中命婦(世話被致候)……(二月十一日の項にみゆ)八月廿日日從長橋使到來(中村守衛)來廿七日より壽賀丸殿此方ニ而御世話被申候間此段申入……

便宜に従つて禁中の女官が監督の任に當られたやうである。これは恐らく例外と見るべきものであらう。

かくして出仕後に於ける日常は多く傳へられぬ。河鱒家の壽賀丸は天保八年二月から五ヶ年の間宮闈に春秋を送迎された後に、御暇を願ひ出られた。實萬公記天保十三年九月十七日條に、次の様な記事が見える。

以伊豫長橋被申出、壽賀丸御暇之事願之通被仰出、……萬端神妙無滯勤仕珍重之旨被示、甚穩成性雖成長女房之中相父無其妨安心云々。

その美しい兒姿も想ひやられるほど理想的な兒衆であつた。この温淑しやかな壽賀丸の御暇は元服の期ともなつたので餘儀なく舊例を追ふて願ひ出された様

に傳へられてゐる。本書に、

川鱒三位息壽賀丸(本宮兒)今年十四歳、當冬元服、其節兒御暇之事兼而願申先例也云々 (八月廿六日條)

「兼而願申」の制も容易ならぬ人選の苦心から出た至當な慣例かも知れぬ。さりながら理想的な兒衆に別れる人々には何となき寂しさがあつた。御覺えもめでたく首尾を完うして退出する兒衆には袍を新調下賜される恩典がある。

東宮兒壽賀丸來十二月元服……兒退去之時先例被調下位袍云々紋様有所望者繪様可付御内儀云々 (實萬公記九月十三日條)

幕末から維新の際に渉る最後の兒衆は何家の公達であつたらうか、言成卿記明治元年正月八日條に「今度御變革ニ付堂上以鐵漿染齒……可任所意云々若人拭眉之事是又可任所意」こんな御時世となつては、御兒の美しい姿も見られない。しかも右の御布令が出た時さへ、今からは五十餘年の昔となつてしまつた。

四

兒衆はみな化粧して居られた。それは堂上一般の例で恠しむに足りない。兼香公記元文二年五月十三日條に、

此日辰刻大將着吉服狩衣指貫……(ウスケソウ、眉、シロキハ)如例向般舟三味院當年十六歳の道香卿もかういふ姿で外出された。——先帝が御東幸のとき薄化粧を遊されて美しい御姿であつたことは奉迎の故老から幾度もきいたことである。(供奉の廷臣にも粉黛の人は少なくなかつた。)

堂上の粉粧に就いては別に書いたことがあり、委細は更に再説する機會があらうと思ふ、次にその眉についても様々な名目が傳へられてゐる。八文字眉慶言卿記享、條三及裏松兵眉、八字眉長忠卿記延享二、また兒眉時慶卿記寛永九年、日條之事等、年二月七日條、十二月十二日條、年二月十一日條、などの名稱がある。

童すがたの移りゆくことを惜んでいつとなく「兒惜」といふ風俗が出来た。これは果していづれの時代まで廻り得られる風であらうか。御湯殿之上日記に、

あす若宮の御方御げんふくにて、こよひは御ちこをしみの御盃おとこ女中みなく申さたにてあり (永祿十一年十二月十八日條)

本文でみれば戦國の世には既にあつたのである恐らく「兒惜」文字はさまに書くの稱は

とにかく、事實は古くからあつたことに違ひなからう。

「兒惜」の式は幼年期少年期といふべきかに對する訣別の禮である。何人も顧みて少年の春を想ふときその再び來らざる「幻」の破滅を歎かぬ者はあるまい。殊に美しかつた人々に於てさうであらうと思ふ。たゞに常人ばかりでなくその美しきひとを中心として親縁知己の者たちの心に潛む名殘惜しさの情は前途を祝福する慶賀の形式を持つて現はれた。それが兒惜の意義である。萬里小路通房の加冠を記した「元服雜誌」安政四年八月を見ると、よくその狀況が窺はれる。

爲兒惜新大典侍局二參入(俗服——長絹、地赤、縫物)

乍内々拜天顏(十九日條)

近衛殿參上、兒惜也(三十一日條)

爲兒惜行向所々、予同伴、俗服也(廿二日條)

地赤に縫物した振袖の姿が見える。兒惜の半面は最後の姿を人々に見せることにあつた。その事情は本文からでもよく察し得られる。美しき兒姿に別るゝ憾みはその比の父兄にとつて一度は免れ難い運命として經驗されたのである。

五

堂上方の若公達——必しも御兒とは限られない。——は「兒わけ」が「垂髪」かにして居られた。その垂髪には少なくとも次の二様式が行はれてゐた。

(イ)前つと、これは近世普通の型と認められる。言成卿記明治元年三月十九日條に

自堀川三位尋合條々、

一、兒ノ髪 前ツトノ童髪ニ無之、旅ナドニテ結ヨキモノハ無之哉ト云々

答云、鶯羽形有之、是ハ高倉家傳。下略

本條の趣から考へるならば、理髪法に技工と努力を要するものであつたらしく思はれる。

(ロ)鶯、鶯羽形、これは幕末になつてから高倉家で考古的調査の結果に復舊したものである。言成卿は「所詮古圖童體髪皆如此歟」といふて居られるものゝ果して確實なレストラチオンかどうか。傳へによると光格上皇の修學院御幸のとき高倉家が先づ再興し、天保十四年三月に及んでから山科家でも採用することゝなつ

たのである。そのときの「日記」に、

童髮鴛羽形、八條侍從舞人勤仕(中略)所望然而當家未再興(中略)今度一家所望幸便令再興給、結様官女卷(中略)高倉家令示談給(十四年三月七日條)

近代の山科家は何事につけても遅れがちであつた。その一端がこゝにも見られる。いづれにしても垂髮の二様式あつたことだけはこれで知れたのである。けれどもその實際的方面の相違點を把握することはまだ出来ない。先年これを上野の帝室博物館の参考品中にさぐつて徒勞に了つたことだけを書き添えて置く。

結髮としては殆ど唯一の「チゴワケ」が行はれた。兼香公記に、

庭田中納言 狩衣 童形チゴワケ、チヤウケ、チヤウケ、チヤウケ、チヤウケ侍從同道入來(享保八年十一月十二日條)

これなんともその一例であらう。いふまでもなくチゴワケにも型が種々あつたさうである。北小路盛子氏の物語に、宮方のそれは特に優美な——さりながら理髮の技工に苦心を要する——ものとのことである。これまた我々の境遇からは

更に一步を進めて形態の比較研究を試みる機会を與へられて居ない。高貴なるもの美しきものを尋ねんがためには「凡卑」の社會に生を享けたる憾みを忘れ得ぬのである。

註

(1) 雅俗日簿天保十四年三月七日條。

(2) 同書十五日條に「件鴛羽形如瀧頂卷致光童僕鴛羽形也高倉家先年光格天皇修學院御幸始之節、再興云々」と見ゆ。

江戸時代に於ける公家階級の女子教育

本篇を三部とす。一——三節に當代堂上教育の特色及方法を説き、四——六節修養の進捗と繼續をし、七節以下にその種類を概観せり

近世に於ける都會人士の生活を知らんがためには、京都のそれについて考ふるの要あり。従てその中心を形成せし公家階級の狀態をも明にせざるべからず。堂上及地下官人を包容する階級を以て一般社會に超越し、殆ど庶民生活と没交渉なりしと説くものあるが如し。然れども、少しくその實際を考究するときは、右の如き感想が甚しく先入の信仰に囚はるゝものなるを發見すべし。政治、經濟の方面に於ける交渉は暫らくこれを別としても、堂上文化の有せし魅力は頗ぶる強く世上に達せしこと疑ふべからず。かくて都下の庶民階級はその自然的感化を

受けしこと大なりといふべし。また所謂「堂上文化」とその稀薄せられ擴大せられしものを構成要素となす京都文化を觀察せんには、平安朝生活の影像多きに驚くならむ。故に近代公家階級の生活を諒解することは、王朝文化の研究者にとりて、重要な一階梯なりといふべし。

更にまたこれを他の方面よりして見るに、當時の貴族等が所屬階級存立の意義を獨自なる文化の保存にありと考へしことも現代貴族の民衆化運動と對照して興味なしとせず。想ふに貴族階級の民衆化は完全に實現し得たりとするも、それは庶民階級及其の保持する文化的內容の擴大を效果するに留る。故に何等貴族存在の理由を附與することなからむ。

これに反し、階級獨自の文化を根底とするに於ては、その實質にして何等か世上に寄與するところある限り、幾分なりとも階級存在の意義を確保すと見るべきならん。以下少しく文化の獨自性を以てその誇りとせし堂上階級の修養——女子教育に限定して——を窺はんとす。男子のそれは別に詳述する機會あらむ。

堂上女流の修養は他階級のそれに比し少なからざる相違ありしを知る。これを平安以降江戸以前のそれと對照するときは少ななるもその深さに於て劣れるものありしを疑はず。されど當代の他階級に比すれば優勝の地位に立ちしこと明なりとす。武家階級の識者といへども、此種の事實を認め居たりしこと多く證あり。左に少しく堂上家庭に於ける女子教育の特色をあぐれば、

(1) 教養の程度高かりしこと、(2) 男子の修養と聯絡交渉ありしこと、(3) 實際的效果の重せられしこと等なるべし。教育最後の目標が女性の完成にありしは言ふを俟たざれども、武家階級のそれの如くに儒教本位ならざりしは留意を値す。そのみならず右の如き諸特徴は必しも江戸時代に成立せしものならずして、古くより公家風なる家庭に行はれたるところなり。殊に現代より考へて興味を感ずるは(1)——(2)のそれなりとす。想ふに、當時堂上の女流を通じて教育程度の高かりしは公家階級の一般的修養低からざりしに基けること明ならむ。更に教養科目

の種類と各科の内容を見るも、男子のそれに對し接觸隨伴する如く採擇構成せられたりしこと動かすべからず。而して當代に於ける卿相常識の範圍については資勝卿記元和二年正月廿八日條に、

諸藝式日之事、

二日 有職 六日 和歌 十日 儒學 十三日 樂郢曲 十九日 連歌
二十三日 詩文學 二十七日 聯句 二十九日 詩

などいへるに徴するも明にして、此種の狀態は中世季世に至るまで繼續せしものと考へらる。右の事實を以て、有職、歌文、漢書等の女流に傳習せられしこと、對照するときは、上文にいへる論旨の否み難きを知るべし。

實際的效果の獲得を重んぜしといふは、漫然たる平等教育を施さず、文化の階級的個性に適應せしむるやうに子女を指導せしことを意味す。當時の社會思想に於ては傳統的階級の存在を承認すると共に、それ等の諸階級者に對し所有文化の獨自性を豫想否むしる強要せりき。故に堂上階級の女流が「堂上らしく」教化せらるゝことは、自他兩面よりして好ましきことなりしを信ず。

註

(1)及(2) 別編に詳述すべし。

(3) 三浦博士文藝復興期の儒風史林三之 二二一頁以下等。

二

教育方法について見るに、殆ど個人教授なりしことを言を俟たず。教官の選擇は比較的自由なりし如く、主として同階級より物色せしも地下の學者を招聘すると稀ならずといふべし。左に二三の例證をあぐれば、

(イ)尊族を師とするもの

多くは父母なれど、母姉等のこれに當れるもありしならむ。兼香公記享保十九年十月七日條に

千代君遣手本了略○中

水の面にうかべる色のふかければ

紅葉を波とみつるけふかな

千代君は公の女にして、親しく筆道を指導せられしことを知る。本書享保二十年閏三月十七日條にも

千代君遣書了

菖蒲

ふくからにあやめも花にさき草の

三葉四葉の軒のつまなる

などいへる一節みえ、近衛基熙の孫女常君に箏を教へられしこともその證あり¹⁾。然れども此種の狀態は堂上の子女と雖も、一般に期待し得べきものならざりしなり。

(ロ)知人を師とするもの

當代に最も多かりしは此種の例にして、或は同僚よりその適任者を求め、または下級の卿相を招きしこともありき。

兼香公記寛保元年八月三十日條に、

烏丸前大納言江遣使晴常是千代君和歌入門、仍而祝儀詠草等被送了略○中大納

江戸時代に於ける公家階級の女子教育

言入來、千代君詠草點削持參之、右府見之、給酒肴(五月十日條にも烏丸前大納言入來見之、道姫君和歌之事也とみゆ)などいへるもその證にして、適任者あるときは婦人の師範をも迎へたりしこと明なりとす。(若江氏薰子の登用せられし如き)

(ハ)地下の學者を師とするもの

堂上の子女は必しも公家階級以外にその指導者を求めざりしにあらず。地下の學藝者も、その任に當れること多く見えたり。即ち、

立川外記來敦君讀書也略中喜安來五百君讀書也、兼香公記寬延四年閏六月四日條

香川木工來秋、歌書讀合、今日始行之了四年六月二日條

今日姫君手習讀書今古等、殆而靜休、令指南、四年四月一日條

これ等はその一端にして、一條近衛甘露寺諸家に於ける實例をあげしのみ。

かくの如く師家選定の方法は一ならざりしかど、通じて個人教授なりしことは疑ふべからず。また個人教授なりしが故に、家庭或は子女自らの嗜好に従ひ、修養科目と課程の高低を自由に選擇指定し得たりき。此種の事情は少なくとも半面に良好なる結果ありしものゝ如し。

註

(一) 基熙公記正徳四年六月一日條。

(二) 實麗卿記慶應三年八月九日條に、「若江修理大夫妹、年來、學問有志、於今、天晴、宏才之由、聞之、中略、女御爲御稽古參上、略、中、可然存之間、其旨申答了、などみゆ。

三

師範の選定については上文にいふが如し。次で考ふべきは幼年期以降成年に至るまで逐次教へられしところの課程なるべし。

中古の社會に有ては四歳にして書を知る例も珍らしからざりき¹⁾。然れども、近代に於ては稀なり。予の知る限を以ていへば、年齢の明記せられし者は五歳を遡らず。而して最幼年者の授業は文字の習得と素讀に限らる。

(イ)文字の教授 和漢兩字體についてこれを行ふ。假字の知識は「伊呂波」と和歌を用ゐて指導したりしこと諸例の確證するところなり。兼香公記享保十二年十月十五日條に、

若君伊呂波之義、去六日よたれ被習、此日有清書也、姫君いろ二字令習也、略下
といひ、また基熙公記にも、姉姫六歳敏君五歳各此比有手習、古歌一首書連などいへ
るを以て推すべし。元祿四年九月廿二日條これ等は要するに字形とその讀法を習得せ
しむるに留れるならむ。さりながら、その間に於ける父兄の用意と見るべきもの
少なからず。一條家の例をあげんに、教材として使用せられし和歌の種類は

枝かはす春日の原の姫小松²⁾

いのる心は神ぞしるらん

あふきみる天津日嗣のくらゐ山³⁾

その末々も雲井はるかに

花に啼、水に住てふもろ聲に⁴⁾

契が置しわかぬ浦鶴

みな此種のものなりき。

(口)意義の教示

既に一定の和漢字を識別し得るに至れば、その範圍に於て意義の解説をも附加す

ること自然ならむ。兼香公記享保十九年四月廿日條に

千代君伊呂波終、從此日外手本云々

此種の機會に際し伊呂波の意義などを教示するの類は必ず行はれしを想ふ。
また前文に掲げし「千代君」の書道練習に用ゐられたる和歌の内容なども、文字の教
育に伴へる意義の説明を豫想せしむ。貴族的風尙の養成を念とし、自重心の發達
を希へるの狀、明なりといふべし。また漢字の知識は千字文及經書の素讀により
て與へらる。兼香公記享保十二年十月十二日條の次文に、

又若君、大學經一章此日相濟也

といひ、基熙公記も「又於敏君者千字文六七句暗誦一々有器量、自愛々々」と傳ふるみ
なその證なりとす。本文にいふ若君は享保七年十月の生れにして七歳なれど、敏
君は未だ五歳に過ぎず。(官名國名物語名等の實際的教材も使用せられたり。)

右掲二例の如き人々は當時に於て凡才視せられざりし者ならむ。然れども、少
しく公家文化の隆盛期及それに近かりし世に比較するときは甚しき遜色あるを
免れざるなり。

後京極良經の女は五歳にして法華經神力品を書寫し、御筆勢大略如故殿御筆^中。略見者無不拭涙と傳へられ、不良兒視せられし定家の子息も七八歳之時僅所讀蒙求百詠といへば公家階級の教養が時代と共にその深さを失へるの状、察すべし。

註

- (1) 菅家文章二に「小兒年四初知識」の句みえ、淨藏は四歳にして千字文をよみしと傳へらる。桑扶略記、應和四年十一月二十一日條、元亨釋書卷十等。
- (2) 兼香公記、享保十年九月三十日條。
- (3) 同書、享保廿年二月五日條。
- (4) 同月十三日條。
- (5) 三長記、建永元年三月十六日條。
- (6) 明月記、建保元年五月一日條。

四

進んで少年期の教育とその効果を徴するに、漸次高等なる文學書類の講讀せられ、また種々なる雅藝の傳習せらるゝあり。その師範たるべき人も多く、他より招

聘せしものゝ如し。

講讀書目は主として歌集物語等の古典なれど、

玄三來喜安來、今日より五百君讀、書被致也、大學より初^{○兼香公記、寛政四年六月廿六日條}

法橋元安來、貞姫盈姫、歌書讀始了、貞姫自今日古今集下卷戀一、盈姫伊勢物語上

卷末、其後祝酒兩姫勸盃、^{○篤長卿記、文化三年正月十四日條}

常君被來是、箏稽古之事、内々有所望、仍今日始而令彈之、書譜(五常樂)^{○基熙公記、正徳四年六月一日條}

條日

音樂の傳習は敢て雅樂に限らず、世上に行はれし所謂「ツクシコト」の如きも家庭に採用せられしを知るべし。(たゞ家風によりて此種の修養を好まざりしこと少なからず。)甘露寺篤長卿の日録に、

替女來今日貞姫箏組相傳云々有其儀、後盃酌^中帶一筋白銀一枚金百五十疋等

與之訖^{○文化三年九月十五日條}

などいへるは俗箏教習の一例にしてこれを前文にいへる近衛家の「樂箏」と對照し諸家好尚の必しも一ならざりしを察せらる。少年期に於ける近代貴族階級の修

養にして著しく中古のそれと趣を異にするは、宗教及音楽教育の退化なりとす。前者について見れば、七歳より俊蔭がつかうまつる本尊あらはれ給へ、「字穂物といふが如き幼時の敬虔なる信仰的情操はこれを徴すべからず。」小兒どもの文ならひそむるには俱舎頌とてよむぞかし、「日吉山王利生記六 成通夫人疾病條」といふ類の教科書目もまた存否を明にしがたし、されど、此種の事實は種々の方面より解釋し得べきを以て、直に信仰心の稀薄なりしものとすべきにあらず。むしろ佛教界の状態が中古のそれと異なり、社會日常の生活に接觸せざりしに歸すべきならむ。即ち求むる者の心境には古今の差なくして與へ導くべき方に缺くるところありしを想ふ。音楽教育の低下についても、殆ど相類する事情あるべし。近代に於ける雅樂の退化は著しきが故に、子女は師なる樂人より傳へうる技藝に對し、たゞ慣性に従ひ傳習理解せしのみなるべく、特殊なる感興の伴へりしを認むべからず。従て才能の所有者なりとも、それを發展せしむべき餘地あらざりしなり。「乳母の文」は傳へていふ、たゞ箏のこをととりわきあはれにおもはしきものゝねにて、五の御年よりならはし、そめしに、ふしぎなるまで御さりやうさとく七つにて御いままいの

夜、院の御まへにてひかせおはし、また八の御としと覺え候に春宮の御琵琶にひきあはせまゐらせ云々
 僅に彈奏法の一般を教へられしに留れる人々は、此種の記載を讀みて殆ど信じ難き想ひありしならむ。

註

- (1) 五百君十三歳(後に紀州家に入興す。元文四年十二月生る。)
- (2) 貞姫は本書文化元年三月廿日條に十三と見ゆれば、十五歳なり。盈姫は寛政八年十二月の生れなりといへば、同九年正月五日條、未だ十歳に足らず。されど當時の慣例によりて算すれば十一歳となる。
- (3) 常君は十三歳なりしと信ぜらる。(新中和門院の御幼名にして御年齢異説多きを憾む。)

五

成年前後に至れば更に新なる方面の展開を見るべし。少年期よりする教育の繼續せらるゝはいふまでもなく、父兄の助手的勤務を試みしことも見えたり。柳

原本水左記四年承曆奥書にいはく、○天明四年正月、紀光卿の記されしもの

右承曆四年俊房公記左記水以自筆曆記本記卷物殊勝過法令書寫了、大略少女嘉久子書之、

余又令助筆者也、堅固可祕藏矣

此種の類例は頗ぶる多けれど、たゞ一例をあぐるに過ぎず。これ等は修養の應用せられしものにして、子女の學藝的趣味を助長する効果少なからざりしならむ。當時の女流は成年期前後に婚約の成立を見ること例なりしかど、此種の階級にありては夫人としての生活は何等修養上の障害を來さざりき。

烏丸前大納言入來見之姫君和歌之事也○兼香公記寛保元年五月十日條

替女來盈姫貞姫等彈箏其後於老女部屋聊有三獻夜食等十二月一日、六年四月十四日等にもみゆ。萬

長卿記文化五年十月三日條

申剋過萩原三位并兩姫千萬姫殺姫等被渡中略彈箏依所望兩姫兩三曲被彈孫女貞

姫一曲彈之○文化七年五月七日條

右の諸例は主として未婚者の修養を示し、通姫、貞姫は十七歳盈姫は十三なりしと推定せらる。

婚嫁後に於ける修養繼續の好例は、無上法院の御日録に多く見えたり。

古文のかうしやく有てきく○中ゑきといふ物よむ也○寛文九年九月四日條

小出ゑいあんといふ者書經のかうしやくす書院にて我身もきく○同年閏十月十五日條

儒家僧家を招聘しまたは家庭の尊長より聽講するの例なれど、常子内親王の近衛家夫人として禁中に行はれし源語の講筵に參列せられしこともその日記にみゆ。

右に述ぶるが如くにして老境に至るまで學藝と離るゝことなかりしなり。宮廷に於ける仕官生活者の修養状態もまた殆どその趣を均しくす。これについては他日改めて叙述するの機會あるべし。

注

(1) 通姫は兼香公記元文二年六月廿三日條に通姫君才十三齒黒始也とみゆるを以て知るべく、貞姫は第四節の註にいへるが如し。

(2) 無上法院御日記寛文十二年四月十二日條等。

六

女子修養の種類及範圍は頗る廣汎なるものありしといへども、その根幹をなすものは完成せる女性たらしめんとする思想なりとす。

公家階級の子女について考ふるに、修養の中心たりしは文學的方面なること疑ふべからず。特に古典的和文學を首位とし漢文學歌學の如きもみな主要科目とせられしなり。

素讀をモジヨミと稱しヨミゾメなどのヨミもこれなるべし意義の解明に先ちてこれを行ふ。無上法院の御日記にいはいはく、

きん中へ法皇御幸なり聖護院宮右府も參内也、我身も參源氏の御文字よみあそばさるゝ、上にもあそばし法皇へきけまゐらせられ御よみくせなをさるゝ、聖護院宮右府もよまるゝ。寛文十二年四月十二日條

今朝兩所吉書よみそめあり古今賀の歌七首源氏初音の巻くち一枚よむなり。同十一年正月一日條

成年者に對して行はるゝモジヨミは本文いふところの如く、讀法矯正の爲めなるべし。卿相の多くはその家庭に講筵を設け年少者の古典的教化に努力せしこ

と久野宮定基の松曆寶永七年正月廿五日條に、

予講源氏物語桐壺小女子略中等聽之

などあるにても推せらる。而して此種の方面に利用せられし教材に、平安朝のもの多かりしことは自然の勢なりとす。漢文學としては、經子の教へられし例ありといへども、史類は殆ど見るところあらず。親しく詩文を作れる人も稀に見えたり。

うん庵もう子のかうしやくす我身もきく無上法院御日記寛文七年九月十二日條

參芝御殿論語三御讀書申上申剋歸宅畢勝長朝臣記嘉永六年五月十七日條

參敏宮御許今日御會始云云論語五御讀書申上略中例賜物有之處宮御徳日也

仍明日略中旨御年寄藤崎被示畢同書七年二月十七日條

歌道の愛好者は頗る多く、壯年晩年に及ぶまで求道の志を絶たざるもの稀ならず。

藤掌侍藤子有倭歌入門八枕記安永五年正月十六日條

日野西兵部大輔母堂志定院忠子歌道有入門明和四年三月廿七日條

江戸時代に於ける公家階級の女子教育

式部大輔爲璞卿内室總子有歌道入門覽詠草○安永二年十月九日條

されば宮闈を中心とする貴族階級に歌仙の輩出を見しことありしならむ。後西院帝の勅撰なりと傳ふる「新院女歌仙」○三十人などはその一端を洩せるものといふべし。左に所謂「新院女歌仙」の所詠一二をあげん。

新上東門院

聞からにちさとの春ののとけさも

なへて知らるるうぐひすの聲

花園

ほにいでてまねくもあやな花すすき

たれとふべくも見えぬ垣根を

阿也宮

よをこめていくへのみねをこえくらし

あくる田面の初雁の聲

御匣

かへしぬる夜の衣のゆめになれて

別れし朝もうつつとはなき

右衛門佐

すきかてに心ぞとまる須磨の浦の

ながめや關の跡のこすらん

此種の所詠を撰ばせ給へるは、上皇の御趣味に基くなるべけれど、作風は近世堂上の和歌に類せず。時人にして中世の體を追ふもの少なからざりしこと察せらる。

註

(1) 若江薰子の石作神社記を撰し、(進藤千尋著石作玉作兩社考に附收す) 佐波加刀神社事蹟考に序せし如きいづれも漢文を以てせり。

(2) 仁孝帝の皇女淑子にして當時二十余歳なり。

(3) 紀光卿記安永元年五月廿九日條に令妹尼公の逝去を述べて「日來和歌奇妙文筆等有其才」とみゆ。此種の人物諸家にありしならむ。

(4) 視聽草第五集之六等に收む。

江戸時代に於ける公家階級の女子教育

(5) 幕府の後庭に名ありし右衛門佐と同人なるべきか。(柳營婦女傳卷十六等新上東門院は勸修寺氏にして後陽成院の國母なること人の知るところなり。

七

右に述べ來れる和漢文學及歌學等の修養は、高級武家々庭の女性に於ても多く見るところなりとす。さればそれ等は未だ堂上女流の教養としての特徴となすに足らざるべし。これに反し、有職及國史の素養ありしことは、彼の人々に於ける動しがたき異彩として認めらるべきなり。此種の修養は特に授けらるゝことあるのみならず、父兄の補助者として古書に親しむことによりても自然に獲得せられたりき。

(1) 禁裏院中内々御規式(寫本)奥書

以民部權少輔高橋等庭朝臣本命孫女國子令書寫于時文化八年季夏前亞槐篤長

(2) 御うふ屋已下の次第(寫本)奥書

右一冊借請等庭朝臣令女子拜寫畢一日之間文化八年七月十六日權中納言藤原國長

のみならず、稀には著作を残せし人々もありしかと考へらる。「禁中女中方御祝之次第」奥書にいはく、

九條まん所殿のあそばし候うつしなり公方様仰により伊勢守どのへ御つたへ也ひすべし、夢々他見あるまじく候あなかしこ、右はおそめよりかり書うつす物也、

いふところの「あそばす」義は如何に解すべきか、類例を求むるに「禁中様女中方いしやうの事」の奥書にも、

右者藤大すけ殿あそばし候をうつし申候、

とみゆ。予はこれ等を單に書寫の義とせずして「記録」せしこと、見んとす。

當時堂上の主公は多く國典有職の知識ありしを以て、その配遇たる人々もまたかゝる素養を要せしならむ。従て小著の二三を傳ふことも自然なればなり。

國史の知識については、公明公記明和七年閏六月三日條に、

江戸時代に於ける公家階級の女子教育

詣大聖寺宮御方令出逢給攝取院禪尼同祇候被仰云多賀碑圖所持之由令聞及給可借進之由

なる一節みゆ。公主の多賀城碑を見んとせられし理由は明ならざれど、——少なくとも他に轉借せらるべきためなることの證なき限、——古史に興味を有し給へり、いと解すべきならむ。荒木田麗女の例より考ふるも、史を好める女子の存し得べからざる理なきを見る。

加ふるに、當時堂上の子女は前文○第六節をみよ、説くところの如く、少年時代より父兄の命に従て史料に親しむべき機會多かりしを想ふべし。

右に説けりし事實はたゞその一端に過ぎずといへども、有職と國史の知識について公家女流の特色あるを見たり。即ち此種の方面は武家及一般女性の殆ど企及し得ざる點なりしといふべし。

これに反して公家女流の武家階級の女子に對し一步を譲るべきは、倫理教育——主として儒教本位の實踐倫理——なりとす。これまた明に古王朝式生活の影と見るべきならむ。

注

- (1) 公明公記文化六年正月廿四日條に「少侍從尋問若菜事示遣之七種十二種等李部王記宇治殿記年中行事秘抄拾芥抄所見之分命愚妾令書訖略中且若菜繪圖花篋圖等同遣之」とみゆ。成年以後に至ても此種の事情は繼續することを知るべし。されは自ら斯道に關する興味の進むものありしを想ふ。
- (2) 後に高田本誓寺に嫁せし人ならむ。(甘露寺家譜)
- (3) この推定に従ふときは攝家夫人及女官の撰著にして上流女子の間に行はれし有職書類ありしことなる。

八

武家階級に於て徳教の中心たりしものは、儒教の倫理なること人の知るところの如し。然れども、公家階級のそれは頗るその趣を異にす。經書類の講習せられ、また幼女間に假名列女傳の讀誦せられし證あれど、儒教的訓練よりもむしろ情趣ある教化を主とせし點を以てその著しき特色なりとすべし。賴庸朝臣記元祿十三年正月七日條にいはく、

今日入御之時命婦、御後の長押をこゆる時櫛を取をとす、頼庸取之懷中、女孀に付てかへしつかはすべきかと思燈にて見之、あまりならし過たる櫛にて見くるしく、かへし遣なば却て如何と人々申によりて鬼の間の御格子の上にあけて歸歌、なんとそへて歸し遣しなば風流のことなるべきに、當時左様の事なりがたきこと無念々々。

本文は最もよく公家階級の趣味を洩せるものといふべし。しかも、その希へるところが平安朝的趣味生活なることもまた察するに足れり。(されど此種の心理は武人の諒解を得ること難かるべく兩者の會談に際し論旨の誤解を招きしこと多かりしと推せらる。要するに右の如き父兄の思想及それに伴へる家庭の慣例に浴しつゝありし堂上の女子等は、その情操觀の武家婦人と同じからざるものありしを疑はず。更にまた宗教の方面について見るも、信仰の情は頗ぶる厚かりし如く、承秋門院、青綺門院等については殊に御篤信の事實を傳へたり。(宗派は淨土法華天台眞言禪等の諸流みな行はれぬ。)

信仰の種類は主として所屬宗派の教理を中心とせしなるべけれど、個人の考慮

に基く自由撰擇の認められし事實疑ふべからず。正保三年記八月五日條に、

予亡女子七年、百萬遍宗流寺作善事申付候、雖法華宗、余横屈様子、見聞、咲止、從今日淨土宗歸依也。

などいへるはその好例とするに足らん。(かくの如き態度のたゞ父兄のみに許されしとは考へ難く、子女もまた全く傳統を否定せざる限り、一面に於て信仰對象の自由撰擇を行ひ得たりしを信せんとす。)

註

(1) これについては既に前節に述べたり。然れども、此種の思想はただ知識として保存せられしと解すべきに似たり。されば彼の武家階級に於て見るが如き、實賤者の多くを出すことは期待すべくもなかりしなり。

(2) 假名列女傳のことは、經熙公記安永九年九月十八日條に、「借假名列女傳八册、靜休所持本也季吟也」とみゆ。靜休は近衛家に入出せる地下の師匠なりとす。(本書の幼年者に適する讀物とせられしことは、經熙公記九月廿二日條等参照)

(3) 野史卷七十四、松平忠周傳等。

(4) 兼香公記享保九年七月廿日條に、或云、承秋門院者念佛心身、仍義山和尚略中、女院女中悉令進、

江戸時代に於ける公家階級の女子教育

於部屋々々有念佛講といへり。○女院は幸仁親王の女幸子
女王東山帝の中宮なり。
(5) 翁草卷十に見えし大般若經書寫の例など参考すべし。

九

藝能として修められしものまた少なからず。書畫、香、茶花、細工物、音樂、舞蹈の類はその一端なりといふべし。左にその一々について少しく述ぶるところあらんとす。

書道は一般教育に於ける必修課目なりしが、また特殊の藝能としても獎勵せられたりき。師範は多く知人の間に求むるの例なりしといへども、家臣或はそれにより選定せしこと少なからず。坊間に門戸を張れる「師匠」を招くことは、殆ど稀なりしが如し。正房御記萬里小路嘉永四年二月十三日條に記して、

橋本大夫室丹州龜山松平□□守息女當年十二才書道入門之事略中今日手本認遣萬代とみかさの山ぞ……

とある如き、知人を師とする例なるべく、柳原家の女が廣橋兼胤の門に入りしも類

證なるべし。八槐記明和三年十月五日條安藤爲賢が清閑寺家に寄寓せしとき、その女子を補導せし中村氏雜記卷五は、上文にいへる第二種の師弟關係に相當せり。畫家については未だ適例を見ざれど、日常席畫その他の所用を以て出入する者多かりしが故に、指導者の撰擇に苦しむが如きことなかりしを信ず。

公家々庭に行はれし遊藝としては先づ香道をあぐべきならむ。(茶花兩道は汎ねく武家庶民兩階級に涉れりと雖も香道は堂上及上流武人を限り、民間には稀行はれしのみ。)

入夜有十炷香待従おつま月晦日條コン余也各六七炷尤有興者○基熙公記元祿十六年十月九日條槐記享保十一年十二月

暮方參前殿下略中女房相交十炷香有之○賴庸朝臣記寶永五年正月廿一日條

是等は堂上家庭の人々がみな香道の修養ありしを示すものならむ。

「細工物」と稱するは、香花、茶道の如き雅藝とは同じからずといへども、現今いふところの手工藝的訓練が夙に行はれたりしことを證す。——さりながら當時は實際的意義を意識することなしに授けられたりしなり。

此春よりおもひたち(繪馬)えんまをきれ細工にす鳥居藤の花人形などもあり下繪は略中一門にたのみ略けふ日からよきゆへこの家の鎮守へかけたてまつる諸願成就のため也○常子内親王記延寶五年六月三日條

本文の趣を見れば、此種の技術は頗ぶる高度のものなりしと考へらる。子女が少年時代より此種の技巧に親しみしことは諸書に例みゆ。兼香公記元文二年六月十四日條にも、延君千代君等のことを記して、

未剋○中略于時兩姫君於東椽カハ鼻紙さしを細工也……(延君及千代君ヲイフ)

かくの如くにして製作せられし品は近侍輩に頒ちしもあるべく、優秀なる作品の宮闈に進獻せられしことも珍しからず。兼香公記別記延享二年十一月七日條に參内獻品の状を述べて、

是千代さいくのふとうのすすりいた……人形等そへつくる尤内にきれの細工道具等有之也……主上にも入念サイクの人形千代より被送候由有仰共也「ふたうのすすり」云々の句解するに苦しむといへども、作品獻納の好例なりといふべし。

註

(1)「香道の成立はその發達史について」考古學雜誌第八卷十二號——第九卷三號參照
(2)無上法院御日記とも稱す。著者は後水尾院の公主にして近衛基熙に降嫁せらる。

十

音樂の種類はまたこれを二類に別つべし。雅樂の圈内に入るべきもの及庶民樂に屬するものこれなり。而して堂上階級の家庭に行はれし者は、前者の多きこと言を俟たざれど、庶民文化の上流に浸入せし結果、俗樂を修めし人々も少なからず。

雅樂の方面にては、箏最も行はれ、琵琶篁もみゆ。「琴」と傳へらるゝ例は恐らく箏なるべし。みなその父兄或は伶官を師とす。

- (1)辻豊前守來姫君有樂琴稽古之事只今○兼香公記寛保元年七月六日條
- (2)入夜辻大膳大夫來從此日樂こと稽古是仕女一人ニ先令教訓○同書元文三年十二月十四日條
- (3)千代君箏稽古合歡鹽通君齒痛不出座云云○同書四年二月廿日條

(4) 辻豊前守來通君箏稽古也 ○天正五年六月五日條

(5) 四辻前亞相 ○中來臨即福公 ミラハカ 於小座敷見之 ○中 被授五常樂急譜 ○輝

真公記天明三年二月十八日條

「箏」及琵琶は多く見るところなけれど、實麗卿記明治元年十月七日條にいはいはく、未

斜許參女御 ○中 過日以來樂箏御稽古之事有共沙汰而三管之内何か ○中 御覺

無之而者難相成ニ付 ○中 予御箏御稽古可申上 ○八日條に笙譜獻

これによりて昭憲皇太后の斯道に親しませ給ひしことを推すべし。琵琶のこ

とも兼香公記享保十九年九月三日條に記して、

故祖母從三位輝子 ○中 或彈琴或琵琶又廿一代集源氏榮花物語等熟覽給、

などいへるのみならず、公明記公享和三年八月廿五日條にも、

裏辻前宰相駕訪出家之事云々けふは ○中 宰相中將きたのかた女子など琵琶

箏、箏ひきならし予も箏をふき ○中

世をそむくほどちかきにももてなれし心ぞとまる糸竹の聲

などあるを見る。以上を通觀するにその學習せられしものは樂器に限られしな

り。(平安朝に於ては聲樂に名ありし女官も傳へらる。)

庶的音樂にして、堂上の家庭に行はれしはツクシコトを首とすべく、胡弓三絃な

どは座興として翫賞せられしのみにて學習する者なかりしが如し。

内府北方者不用樂道琴瑟風俗琴被用 ○中 甚稱美日々稽古異于他 ○兼香公記正

條日 盲目女かね來娘共俗琴令習之云々於二階如此云々 ○輝真公記天明八年十月三日條

前者は二條家の夫人、後者は一條家の姫君にして、いづれも樂箏ならざるものを修

めし例なりとす。

終に舞踊の方面を徵すれば、當時堂上の慣習に女中七遊の一として「躍」を數へた

りしこと 兼香公記寛保元年七月七日條等 從て今様舞藝の學ばれしことは想像するを得べし。され

ど未だその實例を見ず。

式日例年之通薰子所勞にて仕舞致さず。 ○圓臺院殿御日記文政三年十二月廿八日條

六條より文み、享君彌よろしく候、仕舞も被致候由也。 ○同四年十一月三日條

是等はみな仕舞なれど恐らく此種の「舞」のみに限らざりしならむ。彼の舞子は

多く招きせられて堂上家庭に出入しまた宮闈にも召されしことあり。かゝる事實の存在するは、當然その前提として貴人間に近代的舞踊の理解ありしことを告ぐるものといふべし。

入夜白拍子三人(高野和泉岩野地、富代)舞之云云○中令見了通、姫君沙汰也、香公兼記寛保元年三月廿二日條

一條家の姫君を主催者とする舞子の演舞が貴人に翫賞せられしこと知らる。

公家階級に於ける女子教育については述べべきものこれに盡きざれど、上文に説けるところを以てその大概を敍し得たりとす。

註

(一) 風俗研究三十五以下所收 近世京都の舞子参照

(二) 武家階級の女子教育についても別に述ぶる機會あるべし。

俗信の歴史的生命

多くの俗間信仰について考ふるときは、その個々の生命に長短均しからざるものあるを發見し得べし。

即ちその根柢の比較的深遠なるものは信仰存続の期間も永きに涉れども波動的に生滅するもの少なからず。また多少の年月を経て反覆生起するものあり。左に二三の實例をあげん。

一

死後の生活他界の存在 或は神佛の實在の如き信仰はその生命殆ど永久に涉れども、他の多くは一定の「壽」を以て死滅するが如し。

虹の現はれし地點に市を立て、物品賣買を行ふの慣習が平安朝より南北朝に至るまで行はれ、方違の風がこれにはた平安奠都後程なく起り、維新の際まで持續せしが如きは、その生命長きもの、適例とすべく、右の委しきことは別編、平安朝の俗信に説けり。近時往々にして各地に現はれたる流行性信仰、「お穴様」とか「ゴロゴロ様」雷のことなどいふ類のそれ——此種のもの古くより存す。——などは短命なるもの、好證ならむ。

特定信仰の出現より消滅までの間をその「壽」とすれば、その間に盛衰起伏あるは人體の或は病み或は壯健なるにも比すべきものにして、その信仰に對する人心自然の變化は年齢の増加に伴ふ身體の發達乃至は老衰と同じかるべし。かくの如き現象あることは單に俗信に限らず、すべての風俗を通じて然りといふを得ん既に右の如くなれば多くの俗言について一々よく始終を考證觀察せんには、信仰の盛衰壯老を判斷すべき特徴をも抽出すること難きにあらざるなり。然れども今はたゞ近世に於ける二三の信仰についてその生命を觀察するに過ぎず。

二

近世姫路に於ける妖怪として有名なる「オサカベ」なるものあり。狐妖なるに似たれども真相明ならず。その信仰の起れる年代についても、播磨鑑、飾東郡三には

姫山小判部社者三品刑部親王ノ御女小刑部媛ト申ヲ祭ル。是秘事也。

一説ニ正應ノ比伏見院。御寵愛ノ局小刑部ト云女房勅勘。ヒメ山ニオ

カレケル是ヲ逝去ノ後、祠リテオサカヘ殿トアガムルト云此説不可信用。

又説ニ曰、池田輝政卿遠州小刑部村ノ社ヲ勸請也大已貴命ト云云々

是等の傳説一も耳を傾けしむるものなし。たゞ夙に江戸以前神異の傳へありしものと見え、秀吉の姫路築城に際しこれを祭祀せり。吉田兼見郷記天正十一年閏正月日缺條かくて

江戸時代を通じ、その生命を持續せしが如きも、起伏常ならざりき。享保十五年孟春の序ある「雜話筆記」一にいはく、

播州姫路ノ城ニ妖怪アリト云事誰云出シタルト云コトモナク、世ニ久シキ口説ナリ予一日榊原ノ家ニ行略中各口ヲ揃ヘテ申ケルハ其事大ナル虚也去レバ先年當家越ノ村上ヨリ姫路ヘ所替ト云ヲ聞テ家中ノ老母妻子ノ類事ノ外ニ恐ヲナシ略中案シ煩フ者許多ナリ是ヲ見テ男子タル者モ略中如何様ナル

珍事カ有ント思ヒモシ又ハ語り合ヒタリシ○中 姫路へ移住○中 夜陰ニ至リ
 子丑ノ刻ノ頃城内ノ家中互ニ往來スル事數回ナリト云ヘドモ○中 珍事ヲ見
 タリシト云者ナシ○中 天守ニ妖怪有テ常ニ住シ或時ハ姫ノ形ヲ現ハシ或時
 ハ老母ノ體トナリ或ハ夜深テ不慮ニ天守ニ火ノ見ユル事アリナド様々ニ雜
 説アレドモ一向ニ跡形モナキ空事ナリ○中 然ルニ世上ノ雜談ノミナラズ姫
 路ニテモ亦城ニ妖怪アリト云フコトヲ云フラセリ何ノ比ヨリ○中 云始メケ
 ン其子細ヲ知ラズ

當時藩士の語るところが榊原家の武威を示さんための言にあらずとすれば、その比はオサカベ信仰の衰退期なりしを知らる。然れども後に及んで再び盛なるに至りしこと兼香公記寛延二年二月十八日條によりて證すべし。

或人云はりまのしめじにをさかべ令出はりま中令其沙汰ひるは小兒四五人夜口には一人いろくのつげ有之云々

按ずるに本年七月酒井家上野より轉封のことあり。
本書七月十九日條に酒井雅樂頭此日播磨姫路へこさる姉小路風早等面調とみゆ 所謂「託宣」はこれに關するものならんもしるべからず。寛保二年に成れ

る「老嫗茶話」にも次の「諸節」あり。

猪苗代御城代堀部主膳○中 寶永十七年十二月主膳只一人座敷に有○中 禿來りて○中 今日御城守御禮請させらるべし○中 御目見可仕○中 姫路のおさかべ姫と猪苗代龜姫を知らざるや○中 汝が命數もすでに盡きたりと云て消失

(猪苗代城怪異條)

姫路の城主松平大和義俊の兒小姓森田圖書十四歳の傍輩と賭をなし、ぼんぼりを燈し夜天守の七階目へ上るに三十四五のいかにも氣高き女十二一重を着て燈の許に机に向書を讀居云々

是等みな信仰の存在を證するものといふべし。然るに志賀理齋は記していふ、播州姫路の城は秀吉の築かれしもの成が其頃此所姫塚と號して元來高師直の息女刑部姫と云る者と倉橋中將の息出羽介と戀死して屍を葬したる所也。秀吉此由來をきかれて大に悦陰陽合體の地なればとて築かれしが姫塚を改めて姫路と號し天守の上には秀吉の像を安置し鎧壹領を鈎上られてと云、扱こそ天下百五十七條の中第一の名城と申傳されば世には姫路の怪とて天守に

姫あり杯様々怪しき事ともを申觸る事なれ共みな信するに足らず略中予
 異聞の奇事有といへ共憚る事有に依て記しがたし筆のまに續編十六
 本書の成れるは文政年中文政七年甲申十なるべければ當時また信仰の衰へたりし
 を想ふ。しかれども末尾の一句により怪異傳説の亡びしにあらざるを證すべし。

三

右の如きは信仰存續期間の長き一例とすべくその間に起伏盛衰ありとはいへ、
 根底の頗ぶる深きを知らる。然れども多くの信仰中には全く上述のそれになし、
 たゞ特發的に人心を集中せしむるに留り一定期間を経過すれば全く消滅し去る
 ものあり。その例をあぐれば幕末に於ける御靈の化掠京都の俗信に木娘なるも
 のあるが如きもこれはその一種と見得べきか否か知らず。などはその好例なら
 む。「文化祕事」卷二にいはく、

上御靈社内辰巳の角に椋木ありそはより見るときは常の木のすがた也夜分
 に東の方へ三町程行見るときは十八九の娘のかたちにみゆかほのやうすわげ

つとのぐわい帯の風俗までうるはしく誠にすこい程に見ゆる也寫生圖あれど省之

樹容と枝葉繁茂の狀が自然に人の陰影らしくみゆることは有り得べけれど本
 文に述ぶるところは何人にも文飾誇張のやうに考へらるべし。されどいふとこ
 ろは全く事實にして示羊記文政二年七月四日條に親しく實見の記事あれば左に
 あげんとす。

自去月初所在上出雲寺社地巽角之木形如婦女形之由風聞夜陰見之真如婦女
云々仍秉燭之後密々爲見物行向中略南門東方之木也真如風聞似婦女形實奇
 怪事也自南門前大路俗號御靈馬場見之如婦女自社内見之尋常木也大奇怪者也南門
 前大路出茶店諸人群集絕言語實奇怪々々

九日條にも傳聞上出雲寺木之事近國傳聞之吾上洛見之京極通爲群集云々
 といへり

本條の例は樹容が自然婦女形を現じその發育のためまたその形を失ひ去りし
 ものとして解釋するが普通なるべし。さりながら俗信として成立せて化掠は樹

靈、或は他の妖精の憑れるためにかくの如き奇異の現像をなせしものとせられしことまた疑なからむ。たゞその生命短かりしと見え、志士横行時代に至ては既に全く風説を留めざりしものゝ如し。

此種の特發性俗信の内には虚偽的作爲になれるもの少なからず。室町初世、應永二十三年に起れりし山城桂地藏の靈驗は阿波法師の奸謀に出で、看聞御記七月十日條に一度は將軍よりして代參使を立てらるゝまでに至りしかど、終に桂地藏奉仕阿波法師與黨七人自公方被召取中略同心者數十人種々回謀計中略或相語病人愈衆病十月十四日條かくの如き末路を見るに終りぬ。かくはいへど同地藏の信仰あらず。御記次文にも、然而貴賤參詣者不相替云云といへるにて知るべし。更に古く鎌倉の初期に於ける天笠冠者の幻術なるものも偽構の術に過ぎざりき。明月記によれば、

人云、伊豫國稱天笠冠者狂者擲取明日可上洛可有御上覽云々月來於彼國稱神通自在致種々權謀云々(建永二年四月廿八日條)

など見え、二十九日に上洛叡覽のことありて妖術の採るに足らざること露はれ禁獄せらるゝに至れり。

上に述べしところは俗信にも一定の「壽」あることなり。壯年期老年期等の別と
その特徴については改めてこれを説かん。

江戸時代の公家階級に行はれし信仰の二三について

京洛の地に遊び、去てまた奈良の舊都をたづねれば、東都に見がたき多くの特色あるを知るべし。

正親町亞相公明公の南都に遊ぶや、人心溫柔、總存舊都之遺風、聊發懷古之懇情焉(1)の感ありしといふ。卿に後るゝこと百餘年、武人石川明德公命を以て京都にあり。「京土産(2)」を著して風俗の長短を説き、堂上の閑雅と、一般婦女子の美にして溫柔なるを述べ、貴賤共に服飾の整へると併せて、華洛の「美事」となしぬ。今や彼地には公家風俗の美を想はしむる者なく、女子についても言語と動作を別にしては、殆ど東都に異なるを見ざれど、自然の風景と飲食住居の風に至りては、別天地といふを妨げず。

註

(1) 日記寶曆五年十一月三日條。

(2) 本書寫一卷あり。尾に元治甲子春以來數月滯留の間に成れる由をいへり。

徳川家の覇政未だ盛なりしとき、朝臣の此地にありし者數百、攝家清華の貴きより地下官人の輩までその日常と修養と共に武家それの如くならず別個の天地を形成せりしなり。かくて彼の人々の間に信せられたる神佛の靈驗恠異禁忌の類も頗る多けれど、今悉くを盡しがたし。

一

智識の神として尊ばれしは虚空藏菩薩なりとす。長忠卿記廣享保十八年十一月二十八日條に「從今日百日間祈虚空藏大菩薩予物學惡問……一心可祈之」といへるもそのためにして、十三歳の子女は三月十三日を以て嵯峨法輪寺に詣づるを例とせり。(これまた智慧を受くるの意か。)

(1) 貞姫參詣嵯峨釋迦堂虚空藏等申半刻許歸家了。(文化元年三月二十日條)

江戸時代の公家階級に行はれし信仰の二三について

(2) 盈姫十三歳也……虚空藏代參用人黒川藤治申付及晩御供物持歸了 (同五年三月十五日條)

右はいづれも甘露寺家の記録にみゆ。篤長卿記梨本町の地藏尊に提燈を獻するこ
と十六歳以下の男女に限て行はる。

昨今地藏祭也。梨本町地藏尊燈燭……五張遣之如例、但中園權介實年及十六
歳、間止之、淑姫自當年始歟。(篤長卿記同八年七月二十三日條)

かゝる類多かるべし。兒女に關する佛菩薩を通じて最も衆口に喧傳せらるゝ
は地藏と子安觀音を推す。子安の信仰は天文の初年既にみえ、江戸の代の末まで
もかはることなかりき。公明公の記に夫人參向の記事を傳ふ。

今日女房密々參詣清水寺井子安觀音堂、等爲妊身祈禱也、明和四年四月二十五日條
葛野郡田原郷に腹帶地藏といへるあり。これはた產生平安の驗あるを以て知
らる。長忠卿記寛保二年七月二十一日條

日野法界寺は藤原式建築の所在地として汎ねく知らるるところながら、當時は
乳なき人の祈請を納受せらるゝとて、貴顯の家人これに詣づる者少なからざりし

が如し。

母子平安但乳汁猶不出、仍令家僕詣日野法界寺、藥師如來也祈乳汁之事、(定祥卿記天
保五年十月六日條)

參拜の後加持米を受けて歸る習にして、その效驗著しかりしとぞ。(三ヶ日の精進
をなし、中日に加持米の粥を食する時は驗ありといふ。)

二

特種の病を祈らんが爲めに信仰せられたりし者また少なからず。

眼疾あれば千本炎魔堂または岩倉觀音に參り(1)痔病を東大谷の神(2)何社か明
ならざるも、尙考ふべし。)に禱るの類その比に於ける人々の記せしもの多し。或
は單身にして赴くあり。家族を伴ひて詣るも稀ならず。蘭法醫學が漸く堂上に
納れらるゝ代となりても、此種の方面にはさまでの動搖なきに似たり。

注

(1) これについては例證乏しからざるも、單に一二を示す。

江戸時代の公家階級に行はれし信仰の二三について

辰下刻詣娼窟堂近日眼疾遠望不叶之間去冬以來立願之故也尤可有靈驗者也青爭記文化四年正月四日條 廿八祖母公未尅比御出門岩倉觀音江御參詣賢姬美姬奉此問ヨリ兩人眼病段々宜故右御禮之由也 勝長朝臣記 嘉永六年三月十七日條

(2) 青爭記文化五年八月二日條

昨日まで羨れたりし美容の人も一朝變じて他の忌避するところとなるは「疱瘡」のそれなるべし。白川山なる將軍地蔵はかゝる災を除却し給ふとて醫家の一族さへ參拜祈願を怠らざりき。尙秀卿記にいはいはく

白川山將軍地蔵へ愚妻娘愚息疱瘡之爲願 中略 桃燈等ヲ奉納 (延享元年七月廿三日條)

卿は錦小路氏にして刀圭を以て朝に仕ふる者以て他を推すに足らんか。別に額鼻口及手足に梵字を書して病者の経過を佳ならしむる方法も信せられしが如し。定之卿記に

萬猷院林泉和尚 六十一 中略 痘瘡ましなひを致 中略 各以紅脂書梵字暫而以水拭之 (安永七年二月三日條)

と見え甘露寺一位の姫君をはじめ多くの實例ある由を傳へぬ。そのみならず「嚴閣相具叔母妹等令赴東寺……又到羅城門二王。股。叔母五歳匍匐令過之世謂過此二王

股下之兒疱瘡甚輕云々仍婦人等頻催成此事」

なる一節定晴卿記寶曆十年四月十七日條にいづ。本病が如何に當時の男女に恐れられしかを想ふべけん。疾病の祈禱は決して上記の例に留らず。下體を患ふるため淡島の神に詣でし人さへありき。某羽林家の日記にいふ、

午刻許詣淡島大明神大宮東七條北女房同詣夏已來下部病立願之處忽平癒仍爲謝申所詣也 天保二年八月二十九日條

(三年閏十一月十四日條にもみゆ。)

本書とは異なる同家の記に「辰刻略體參詣幸神」といひ願有るに依てなりといへるもみゆ。文政十三年五月十日條

附記 本編は「公家生活の文化史的研究」の一部として稿下せしものながら、未だ公にせざりしを以て、こゝに收め博雅の教示を俟つ。惟異の信仰も別に

江戸時代の公家階級に行はれし信仰の二三について

繪島事件考

近世上流の武家生活を考ふべき側面的事實は頗る多く、従つて世傳に現るゝ諸事件の真相を考ふる如きも内情考察の一方方法たるを失はざるべきなり、然れども此種の叙述は多く好事家閑餘の夫と誤解せらるゝを以て未だ真摯なる先輩の筆これに及べるを見ず、予は本件の文化史的價値を信するが故に、其梗概を窺はんとす、讀者幸に眞意を誤解せざれ、

一、史料及批判

本件は俗耳に觸るゝこと既に久しく、恐らくは全く之を知らざる人なかるべし、然れども多くは虚飾演義を加へたる者のみにして、信憑すべきは稀なり、

(甲)特殊書類、○三女中噂之事一冊 ○江島實記一冊 ○繪島騷動記一冊 ○江島斷罪事略

右掲四書は、最後の一本略を除き、皆俗本と認められるれば、容易に信すべからず。

(乙)一般書類、○三王外記章王外紀篇 ○盛衰隱秘録七卷 ○武家祕笈八卷 ○及聞秘録四卷 ○一話一言五卷 ○視聽草卷百二、繪島物語

「及聞秘録」は俗書殆ど採るに足ず、他はみな傍證に供ふべし、尙他にも記事のこれに及べるは極めて多けれど、悉くは述るを得ず。

(丙)確實と認めらるゝ者、○三朝逸事 ○御實記 ○日記特書の原據 ○日録正徳日録、十冊本 ○年録一三柳營月次記、又正徳年録、二十冊本

以上を示せるところの諸書を通じて詳細なる點は、「及聞秘録」を首位とすべきも、一本書すべて十八冊なるに、本件の記事五冊に涉れり——内容は價值少なかるべし。

此書は卷十四に繪島以下の經歷と事件とを述べ、次卷は後藤氏手代口書、小人目付上申等を載せ、十六卷には白井豊島を初め諸關係人士などの審問を記し、

十七に入りては江島の糺問と、平常參詣寺住侶の喚問を説きて、三月五日の宣告に及ぶ、かくて關係者の處分と餘談は十八に見ゆ。

「三朝逸事」は風聞を録せるものなれど當時の著にして考に備ふるにたれるのみならず日録年録は柳營史官の記動すべからざるなり、(兩者の本末は確實ならざるも後者の方を主とせん乎) 後世に及び戯曲或は小説に作られ種々の附會を加へ來れるは、既に汎く認めらるゝ事實なれど、その方面は今論及の要なからむ。

一、繪島の人物及性行

すべて人物を考ふるは至難なれども特殊の言行より推考して、これを想像し得ざるにあらず、武家祕笈卷十八にいはいはく、

江島邪智専深事

先將軍の御代、遠流に處せられし江島は、邪佞の智恵甚厚く……いか斗なる難澁に臨みあはたゞしき事にも……優然として共事理を分……常々威儀嚴重にして、嚴に笑ふ事をなさず……辯舌さはやかにして、能善惡を決斷すと云へ

江島寛大心之事

江島常に秘藏して用ひけるかうがい……何方へか失せてなかりければ、江島是を惜み……心苦しくぞ云ひける、扱兩三日を経て、召仕ける女江島に告て曰、君の御かうがいは傍輩の誰女こそ盗み取……たしかに針宮の中に候ひける、急ぎ御詮義あるべしと云……さらばよし……其者の實なり盗むからは能々望ましければなり、夫程人のほしからんするもの、取返して何かせん……一事にして萬端を恥かしめん、事不便なり、打捨置て可なり、汝此事必人に語る事なかれと云けるとなん」

本書は江戸中世の談叢にして、俗本とは見るべからず、従つて所載の逸事も多少の演義あるにもせよ、傍證に資すべし、かくて前條の説は、一般權威を占むる人物として、普通の要素たるに過ぎざらんも、一事にして萬端を恥しめん、事不便なりといへるは、稍その性行を明かにせるものか、按ずるに繪島なる人物も後世より一事の爲めに萬端を捨てられたること無きか、松浦靜山侯の「甲子夜話續編」九十八にも、

章廟ノ御時カ、大奥ノ御年寄繪島ト云シガ淫行ノ事ニ罪セラレテ、高遠侯内藤氏ニ御預ケトナリタリ……預ノ人ニ岡島某ト云ヘルガ……定メシ徒然ニ坐スベシ、書ニテモ讀タマハハ指出スベシト云タレバ、サラバ朱子語類ヲ借サレヨ、讀タクト云フヲ聞テ、コノ繪島ハ博覽ノ聞コヘアリテ、文學ニ長ゼシ人ナリキ、因テ岡島モカクハ云シト……御モト今カ、ル身ニ成リ給ヒテ語類ヲ讀給ハシト、所讀後馳ナラズヤト云シト、

語類は大部なれば、小藩にその備本ありしか否か疑はしけれど、そは今論せず、本傳説にして誤りならずば、精神的修養も全くこれを缺けりとは見えす、此種の逸話を綜合して考ふるときは、美事善行また少なからざりしならんと思はれ、その失敗を招けるは、世風の感化と一面に於ける性行上の特質とが相俟て然らしめたるものと云ふべし。

四、江島と申女中、隠れもなきは、で者にて御坐候、年齢も四十に近き人に候由、三朝逸事

是に就ては後文にも云ふ所あれば詳しくせず。

三、觀劇事件と其發覺

俗傳の
大要

正徳四年正月十二日、繪島以下女薦の一行、代參勤務のため芝上野兩廟に赴き、歸途戯場を觀たりし事は、一般書類の傳ふるところなれども、確實に近きものとしては、「三朝逸事」に風聞を録するに留り、真相は全く明かならざるを知るべし、該書卷四にいはく、

當月二日、御城女中年寄江島宮地と申兩人、其外中老かけ候而九人、下女共に五十人斗、増上寺え參詣に事寄、木挽町へ參、棧敷かり候て、野郎生島新五郎と申、隱もなき美男と申候、其外野郎四五人棧敷へよび寄せ、酒宴に及候由、其事相知御候而、急速に御僉義有之、右上分九人は一門え一生御預被成候、略中松前伊豆守れ留守居役を以被仰渡、白小袖一つ着せ、略中直に乗物に乗せ候而一門方へ被遣候、略中下女不殘御追放、略中三月十四日記

本條の記事は最も眞摯に傳へられたる始末のすべてにして、幕府の記録には全くこれを載せず、左に少しく俗説の叙述を試みん。

(一)參拜の事實は「隠秘録」卷七に、

十二人フタ分ケニ成リ兩寺へ御代參……増上寺へハ江島ヲ頭トシテ、寛永寺へハ宮地ヲ頭トス……増上寺ニ至リ……禮拜シ、夫ヨリ打ツレ乗物ニテ木挽町山村長太夫座へ狂言見物……寛永寺へ御代參ニ行シ者共……來リ、終日大酒に及、

從來の慣例にては、代參勤務の節拜畢れば、寺家の饗饌に着し、次で辭去する習しなりしに當日は然らざりしより寺僧駭きたりと稱す、又歸城の時は既に出入の定刻に後れたりしも、辯解宜しきを得て發覺せざりしと云。

(二)發覺の端緒は兩説あり、同書によりていはんに、繪島騷動記は後説ロと同じ

(イ)同月十六日、家繼公御乳ノ人増上寺佛殿へ參詣……話ノ序……祐海和尚……去ル十二日……江島殿始……木挽町芝居見物ニ御出候キ……當寺ノ後難モイカハナリ、重テケ様ノ儀無之様御ハカラヒ可被下ト被申……密ニ申上ラレケル御乳人言上ナリ……急度申付ヨト被仰

(ロ)或説ニ興添ニ行キシ御小人、木挽町へ參リ候儀は成間ジクトイフ……金子

ナドトラセ召ツレ行キシトナリ、サレドモ御小人後難ヲ思ヒ、早速御廣シキ番頭へ右ノ段斷シトナリ。

是非を考ふる價值もなかるべければ、かゝる兩説あるを示さば足れり。

(三)劇場は山村座にて、正月狂言は東海道大名曾我なりといふ事、「繪島物語」視聽草所載に、

右狂言勝れ不申候……御名代江島殿宮路殿にて……大名曾我見物被致暮に及歸られ候と傳へたるも確實を知らず。

(四)看劇の間さまぐの失態ありしと傳ふ、「繪島騷動記」初に、

生島新五郎山村長太夫中村清五郎右三人御酒の相手に呼れ……一向狂言は不見して……大騒にて……松平薩摩守殿谷口新平と申仁、夫婦連にて見物致されたる所へ、上の棧敷より酒をこぼし云々、

と見ゆ、「甲子夜話」卷六十には、

先年江島^{中略}芝居ニ往テ棧敷ニテ不身持ナリシ事世ノ所云ナリ^{中市川團十郎}柏蓮^{俳名}世ニ名高シ、折シモ景清ノ狂言ヲセシニ、江島已ガ棧敷ニ招^{中略}ケレドモ來

ラズ、屢々呼ケレバ、頓テ發句ヲ短冊ニ書テ贈ル、ソノ句ニ

景清ハ棧敷へ顔ヲ出サヌ者

コ、ヲ以テ柏蓮彼時ノ後難ヲ免レタリトゾ

右に擧ぐる所は果して事實か、或は世人の傳稱に留れるか全く不明なれば、予はたゞこれを略言するに過ぎず。

四、審問の經過と有司の論難

當初審問の目的は、全く觀劇始末の究明にありしが如きも、證人の喚問其他の舉證により當日以外に於ける柳營後閣の風紀問題に接觸し來り、更に一轉して一般武家女蔭に涉れる重大事件たるを認められ、それと共に幕府有司間に二様の見解を生ずるに至れり。

(一)柳營内廷の事件として、秘密主義の下に處分し了らむとする者。

(二)上の如き姑息の解決を以て満足せず、公然これを處分して範を天下に示し、一般風紀の頽廢を救はんとする者。

一は宮内官として然るべき態度なるべく、他は一般行政司法官の立脚地よりして至公の希望なるべし、然れども世人は後説を是認せざりしが如く、秋元侯は種々の批評を受けたる事、一話一言五卷三女中御刑罰之事等に云へる所を以て察すべきなり。

二月二日は第一回審議の終了確定せる時にして、各女薦はすべて罷免責付せられ、陪士の女子は追放となりぬ、三女中噂之事に、

十二人ノ女中御廣敷へ被召出御留守居列座、松平伊豆守申渡有之——正月十日爲御名代上野増上寺へ罷出、互ニ遊山所へ罷越、及晩景罷歸候段、猥成仕形不届り思召候、依之御暇被下宿々へ御預被成者也——何レモ直ニ乗物ニ入兩戸ヲ外シ、敷物無シニテ平川口ヨリ下宿ス、右召仕之下女十七人申渡——正月十三日上野増上寺參詣之節、木挽町見物所へ立寄事、下々迄不届之事トモニ付、追放被仰付者也。

本文果して正確なるか否か疑はしけれど、大要に於て謬らざるべきか、月堂見聞集卷七の條にいはく、

一月光院様女中方御仕置△御年寄江島、生島新五郎馴染、右は新御番豊島平八殿へ御預け△同斷宮路、村山平右衛門馴染、同町醫者山田定庵へ御預け△御中老梅山、勝山又五郎馴染、同本山江助殿へ御預け△表使吉川、玉澤林彌馴染、同高岡新六殿へ御預け△御中老以世、中村源太郎馴染、同御扶持被召上奉公御構、春日次郎太郎殿へ御預け△御三間木津、吉野、松本重卷馴染、△御使番藤江、木曾路、出来島小太郎馴染、右四人御暇被下奉公御構中略右之衆中之より子六人ゆり、連よ、くせん、右二月二日御暇被下候已上、

當局は未だこれに満足せず、更に遡つて審議を續行し、關係人物の喚問相次ぎ、遂に最後の處分とはなれり。

五、關係人物の究明と再審及宣告

繪島等の退役責付となれるは、既に述べたる如く二月二日にして、以下全月に涉り關係者の取調を行はれぬ、三女中噂之事に、

今度之儀ニ付於評定所御詮義有之、御用掛大目付仙石丹波守、御目付稻生次郎

右衛門丸毛五郎兵衛町奉行坪内能登守二月七日狂言作者中村清五郎山村座役者生島新五郎中村源太郎勘彌座村山平右衛門木挽町茶屋海老屋某等町奉行所へ被召出御詮義……清五郎事江島へ取入此モノ斗ニテ……役者ドモ呼……江島モ殊之外懇意イタシ……針女ヲ妻ニツカハスベクヨシ約束ヲナシ孟ヲ致サセ近日祝義……之處斯ク珍事出来……白狀イタシケレバ……十二日新五郎……入牢被仰渡……廿二日江島方へ御目付衆兩人マイラレ御糺明之上揚屋へツカハサル云々、

かくて事件は當日に起れる事實より更に重大なる者あるを確認せられたれば、新五郎の收牢に次て奥山嘉内十六日後藤手代日廿を喚問し録十五廿三日白井豊島兩人を取調へ江島も廿二日糺明せらる其平常參詣せし寺院住侶の召喚は廿九日及三月朔日にあり同書十六十七詳細は考ふべからずといへども再審進行の日次は信ずるも誤なかるべし傳ふる所によれば諸證歴然たるも江島堅く執て服罪せざりしとぞ、本書は秋元侯歴代「の言行を収録せり」に記していふ。

公御老中御月番ノ時、奥女中江島ガ獄興レリ、此江島ハ賤シキ者ノ女ナリシガ

追々昇進シテ大年寄トナリ……究問數日ニ及ベドモ敢テ白狀セザリシカバ、或人昔ヨリ不寢問ト謂フコトアリ……ト申ケレバ、左コソトテ三日三夜ガ間不寢問ニゾシタリケル初ハ氣ヲ張リテ居タリシガ、追々疲レニ堪兼テ幻ニナリ……責殺サル、トモ生島新五郎ト枕ヲ替セシコトハ申サズトゾ申シケル公此事ヲ聞召シ、究問已ニ可ナリト仰ラレテ、其罪ヲ裁斷シ玉ヒシトゾ（濟川公）本文にいへる不寢問は、即ちウツ、ゼメなる者に均しからんか。幕末の繪草子類に往々圖示せるあり、金華七變化、文庫等に見ゆ、かゝる方法が果して虚心の實を徴し得べきか否か疑ふべけれど、その實施せられたるは事實なるべし、三月五日を以て下されたる宣告は、年録日録の本日條に載す、字句の少差あれども、比較して左に掲げんとす、

於評定所申渡 大年寄 繪島

右繪島事段々御取立にて、重き御奉公をも相勤、多くの女中の上に立置れ候身にて、内々にては其おこなひ正しからず、(一)よからぬものども 又は御使に罷出候折々又は、宿下り候度々、人の貴賤をえらばず、(二)よからぬ者共に あひ近

付、差たるゆかりなき家に泊り明し、中にも狂言の座のものどもと年頃馴したし、その身の行ひ如斯なるのみにあらず、傍輩の女中をすゝめ道引遊びあるき候事共其罪重々に候(三)といへども、尙も御慈悲をもつて命をばたすけをかれ、ながく遠流におこなはれ候もの也。

(1) 目録にありて年録には抹殺す。

(2)(3) は年録にあり日録にはなし。

繪島は主犯者として處罰せられたるも、特旨により死を免れ、實兄白井平右衛門斬弟豊田平八郎重追は、姉妹の監督行届かざるを問はれ、平田伊右衛門流と交竹院兩人も、繪島と縁あるを利用し、亂行を敢てせしめたるを罪とせり、(交竹院の弟奥山嘉内、平田の息彦四郎金井、六右衛門金丸四郎兵衛、兩名以下皆刑せらる) 宣告當時の状につき、武家祕笈卷十八に記していはく、

既に江島罪科究まり遠流に處せられ……兪服を與着せしむ、尤懐中の品々取之、時に……守袋は格別の事なれば苦しからじ、給はらんにと申ければ、奉行中考察の上、是は與ふべしとの事……則袋の口を解……うちはたきて……懐に入たり……尤の心遣と人皆云ひけるとなり、段々の仰付られを承りても、更に驚きわろびれたる氣色少しも無りけるとなり、扱乗物に移ると等しく轉び伏して泣つゝ、前後も知らぬ程なり。

容易に採るべからずといへども、人物を想はしむる點に於て、本書の前條江島寛大引證の一節と参照するに足らん。

附記

(一)二月二日に責付せられたる他女蕨の處分は視聽草所收繪島物語に、女中衆御仕置之事一町醫師山田定庵え御預年寄宮路、一小普請方手代高岡新六え御預表使よし川、一永山次助え御預中蕨頭櫻山、一上様御小姓江姓ゆり、右四人之者奉公御構縁書御構以下九人省之と見ゆ。

(二)同書又云、長太夫隱居友碩被召出御詮義有之に付、江島殿と新五郎不義無之：友碩先妻新五郎先妻と兄弟にて御座候處に、此者共先年屋敷奉公の時、尾張様に相勤罷在候、其比江島殿おみきどのと申候時より馴染にて其ゆかりにて去年四月山村座棧敷にて狂言御見物之節、新五郎初而江島殿御目に掛り申候由を申ひらき候よし云々、果して然らば惡縁憐むべきも、採るに足らざるべし。

(三)隱秘録卷七には、奥山交竹院ハ奥醫師ヲ勤ケル故、江島ト別テ懇……不義有由沙汰、其故ハ交竹院寢タル所ニ江島鼻紙袋落テ有ケル由、其外疑敷事多カリトナシ、といへり。奥醫師輩に此種の事實ありといふ事或は信すべし。

六、繪島等の素性及世風の感化

繪島等の失敗は其原因さまざまなるべしと雖も、内部よりしては天性と閱歷を擧げ、加ふるに外面の刺戟ありしことを述べんとす、江島實記の一節に、

父ハ白井某トテ輕キ御家人……江島若年ノ時ハ尾張殿ニ相勤ム、其時ノ名ハミキト云ヘリ……綱吉公御代御奉公……立身シ御使番トナレリ……家宣公ノ御代ニモ不替勤メケルニ、從三位ノ御方御平産ノ時分、始メテ御年寄トナレリ、其後家繼公ノ御代トナリ……余多の女中ノ上ニ立……才覺利發……諸事心ノ儘ニ計ヒテ云々。

その賤しきより出でたること、宮路梅山みな同じく、同書の傳ふる所によれば、宮路の如きは嘗て失行ありしが如し。

父ハ隨分輕キ町人也、爰ニ江戸飯田町ノ邊ニ、近江屋五郎右衛門トイヘル吳服屋……見初メテ……妻トス、然ルニ宮路父ノ方ニテ懷妊ニテ來レリ……追出ス……其比三位ノ御方ハ未ダ御小姓ニテ……御奉公ニ出……御部屋ニナラセラレケレバ、宮路モ御次ノ衆トナリ、其後立身シテ御年寄トナレリ……山田宗見トイヘル町醫師ノ娘分トナリ、宿下リノ時ハ宗見方ヘ下リケル……宗見宮路ヲ娘分ニシテヨリ妻ヲ離別シ、内所ハ……妻ニシケル積リノ由云々(實記盛衰隱秘録同之)

果して此種の失態ありしとせば、後年の亂行も自然なるべし、梅山の事歴は隱秘録卷七に

是又輕キ町人ノ娘ナリ、爰ニ家宣公ノ御代ニ御年寄ヲ勤メラレケル清田ト云女中アリ此人茶ノ間奉公人ヲ召抱……或人世話ニテ梅山ヲ……イダシケリ……其頃從三位様ハ左京様トイフ……梅山清田方ヲイデ、左京様御髮結ニ出タリ、其後御部屋様ニ被爲成ケレバ、梅山モ御次ノ衆トナル、從三位様ニナラセタマヒテ……御年寄ニナレリ。(三女中噂之事モ略同ジ)

すべて顯要の地に躍進せる者は、放逸に流るゝ傾向を免れず、況や彼等の如く卑賤の間に出たるより、富貴を望むの念更に切なりし輩に於てをや、三朝逸事を按ずるに、

(一)常憲院様御代以來、段々不法に罷成時分も、此類の事有之候由、江島と申女中隠もなきはで者……小身の旗本一門有之候宮地は俗姓賤しき人に候由、定而一門もしかと仕たる者は有之間敷候……參詣とてから乗物斗寺へ參り候、道より直に參會の宿に毎々參候由(二月十四日)

(二)月光院様付の女中……御詮儀嚴被成様子に候、是は月光院様御下知、又は間部殿より出申候と推量仕候、是にて御城奥方の御作法少直り可申……先年五丸様年寄女中増見と申ものも、江島同事の行跡有之候得共、御先代には役者へ參會不珍風俗に候故加様之御吟味には及不申由沙汰(二月二十日)

常憲公時代大奥風紀の類廢察すべき者あり、先進者の多くかゝる空氣に觸れ來れる結果、後輩も無意識の間に薰染せられ、覺らざるに至れるならん、世風の風教に及すところ少なからずといふべし。

或説に、先々御代より先御代には、別て踊子等の女中藝を御好被成故、御用の筋にて密々に女中方より役者え通路有之來候處、當御代妓女御用無之御暇被下候へ共、御城女中人者惣而其馴染の舊習有て……起申旨申旨候(同月廿六日條)本書にいへる舊習説は、即ち前文に述べたる無意識薰染の論と均しき見地に立てるのみ、境遇と經歷と相俟つて、惑溺の道に陥れる者とすれば、有司が彼等を處分する比較的寛大なりしも理解せらるべく、秋元氏が遠島を輕減するに反對して、處刑既に輕しといへる、また味ありとす。

八、配流後の生活及末路

年録日録等に載たる宣告には、配地を指定せざれども、繪島騷動記本書は一貫せる著作にあらす關係資料を収録せるなり 卷頭的一篇には田原島流罪の達なりしを、後に及び高遠に改められたりといふ、而して其原因は月光夫人の懇命に出とせり、其文に云く

月光院様より秋元但馬守殿御召なされ、繪島儀久々相勤候者……何卒何方へ成共御預に被成候様、御頼被成候へ者……少も無理無道無御座候、重き罪科を

輕き仕置と存候……かれより輕き仕方無御座候……諸役人相談の上申付候
義を相破候儀、權現様の御法度に御座候と斷り被申處、安藤志摩守殿被居合
：御相談被成て可然與被申候。

秋元氏固く執て動かざりしかど、終に減刑せらるゝ事となりぬ。騷動記、本篇の尾に
この記或人古屏風
をへがしたるに下張になりてあり、是其頃の實錄なるべしと見ゆ、有章院實紀七卷の趣にても、三
出處疑なきにあらざれども、捨つべきものとも見え、尙考ふべし。月五日遠誦の令あり、十二日三位月光院尼公の旨により、内藤氏の封地に遷さるゝ
由いづれば、本據あるならんと信ず、江島實記に、

三月十三日……内藤駿河守へ御預、依之同月廿六日信州高遠へ赴ク、召使ノ女
一兩人相添テ發足アリ、江島モ是ゾ武江ノ名殘トヤ思ハレケン……浮世ニハ
又歸ラメヤ武藏野ノ月ノ光ノ影モ恥カシ、(この詠隱秘
録にも出づ)

和歌の眞偽今考へず、高遠侯内藤氏は三萬三千石を領し、神田今川小路に上屋敷あ
りき、本年版武鑑大名篇二によれば當
主は彌三郎といひ内室は宗氏爾後廿餘年の間繪島を監視せるも、藩府の記録を
閱するにあらずばその委細を知るべからず、その遺址等も未だ知る所なければども、
日常待遇の情狀は、年録所載の幕令にいはいはく、

左之御書付渡之……

- 一 かろき下女一人付置可申候。
- 一 食物一汁一菜に仕、朝夕兩度之外無用に候、湯茶は格別、其外酒菓子何
にても給させ申間敷候
- 一 衣類木綿着物布帷子之外無用に候。

右之外之義は追而可被伺候以上、尾三右書付豊後守宅え酸河
守家來呼寄渡之といへり

江城榮花の夢と邊地の現在と對照し來りて、多少の感なきを得ざりしならん乎、流
罪の時卅餘歳なりしとの説を以てすれば、其歿せるは六十を過ぎたりし事疑ふべ
からず、有徳公實紀卷五十三によれば、寛保元年四月十七日條に、繪島死去により檢
使出發の事を載す、從つて日次は明白を缺けれど、四月に入りてよりなるべし、騷動
記末尾の一書に、

寛保元酉年四月十七日、御徒目付平井太郎右衛門、杉浦惣十郎兩人……信州高
遠へ御使に參る、内藤大和守御預り之江島病死之由、(繪島罪斷事
略にもいづ)墳墓の事など地誌類を考索せるも得るところなかりき。

九、本件の當時及後世に及せる影響

繪島一件として述ぶべき者上に留らざるべけれど、餘に長きに渉るを以て、社會への影響を略論して、本篇を了らんとす。

(一)當時の社會に對する影響

(二)後世に於ける反動

前項に關しては先輩の辨多くこれを盡せり、三朝逸事卷四の記事に見ても、如何に劇界への打撃が甚だしかりしかを察すべし。

此度堺町木換町へ被仰出、向後棧敷一段に致し可申候、先年は一段に候處近年三重に致し候……又棧敷簾屏風など用候事御停止に候、坐に而藝相勤め申外、茶屋又は外え出候事堅く御停止に候……大名衆へ呼申事迄有之間敷候へば、半づぶれに候、是は御尤なる事と奉感候……人心を快仕候義と奉存候、但人により候て歎申類も多可有之存候、此度の事第一間部殿嚴重に御申候て、秋元但馬守御同意にて如此に候(三月十日)

芝居構造の制限役者行動の取締、みな風紀上の見地よりして處分せられたる者なれば、單なる演藝史の問題として論じ、其是非を説くは正當ならざること明かならんか、また一面を考ふれば武家女薮輩に向ひても、嚴に令達する所あり——後世は空文化せるを免れざれど——殿中生活に語優人に及ぶを許さざるの類は、奥女中袖鏡流の書冊及諸訓令集に累見せり、かくの如くなりしかば優人等も相戒めて、奥女薮等に愛情的接近を避けたるが如し世説海談三十六には、

近き比去御旗本衆の御息女、勘三郎座の菊太郎に御心移り、ふらくと御煩：
女中衆打寄……尋申候へば、菊太郎事を御申候間、御兩親……内々にて如何様にも取斗ひ候やうにとの事にて……御息女の供いたし堺町へ參り、茶屋にて菊太郎を呼寄……たのみ候へども……承引いたし不申……存の外なる儀承はり候、親方兼々……御女中はかたく無用と申付候、其上仲間口も有之……由もぎだうに申切……此御むすめ三日過て御死去のよし、此節狂言のせりふに菊太郎事情しらすと申候よし。

師匠の訓言は、明かに正徳事件の感化を示せるのみならず、優人の操守また賞すべ

く、佳なりといひつべし、されど甲子夜話續篇六十六所載の、松浦家侍女の説話、及齋藤月岑翁の漫録にみえたる、某家女蘭の記事を讀むときは、江戸季世に及び、前例の失敗も漸く忘れんとせるを知らん、前書は既に世に流布せれば、後例のみをあぐれば、

南傳馬町三丁目東の横町せ組頭取金太郎、寄せを業として佐野松といふ……江戸第一の大寄せと噂しけるが……岩井彖吉といへるが……この頃佐の松に出て狂言をなしけるが御諸侯の奥女中見物に來りて彖吉を最負し、葵御紋付の小袖を與へける、この頃仙臺萩の狂言を興行しけるが、政岡の役となりてかの小袖を着たり、四五日程興行せる内風聞高くなりて、三月廿一日南北廻方へ被召捕……金太郎入牢……彖吉は手錠御預……(翟巢漫筆卷廿五慶應二年の條)葵章の紋服といへば、少くも御家門の藩侯に侍仕せる者と思はる、天下の風雲險惡を極むる時なれど、かゝる人物の存するを見れば、泰平を送迎せる有章公の時代に繪島を出せる怪しむに足らざるなり。

繪島事件補考

一

高遠城下の某詩家繪島謫居の址を吊ひ、その生涯を歌へるものあり。

曾生良家養襦袢……從班曾奉君主寵……棲止宮禁二十年¹⁾

正徳の變を遡ること二十年とすれば、元祿の初年を以て殿中の人となりしを知る。(されど客雅の詠するところ往々にして事實ならざるあり。)從來諸書の傳ふるところのみにては、江城出仕以前の經歷及出仕の時代等は全く確知しがたきも、詩句のいふ如くならば、幼弱にして仕官せし者なるべし。尾州家の女蘭たりしことありとの傳²⁾は證すべきものなけれど、幕府の後庭に出でしを「綱吉公御代」となす江島實記等の説は信するに足るべし。

當時大奥には諸姫寵を争ひ將軍の性行また常規を逸する者ありしが如くなれば、諸書多く内庭に於ける風紀の修らざりしを記すもの故なしとせず。かゝる時世に出て、江城の空氣に養はれたる「増見」繪島等の失行は、免れ難き周圍の感化に根底を有するものといふべし。しかも前者の罪を得るに至らざりしと、後者の重讎を得たりしとは、その間多少時世の變化ありしに基く者とす。

註

(一) 安永に成れる高遠の地誌にいづ。下文に引くところの「木の下蔭」をみるべし。
(二) 江島實記の説(此花第六參考)

當初「使番」となれる趣は舊説既にこれを傳へたり。されどその後遂次昇進の有様は考ふべきものあらず。史上に名を發見するに至れるは、文昭公時代以降なるが如し。その漸く大奥に勢力を有するに至れる時代は、確知すべくもあらざれど、寶永の頃「表使」として諸侯の贈物を受けたりしこと明證あり。岩田彦助日記に、

- 一、八丈織 五端 豊原様(2)
- 一、鳥羽二重 三疋宛 常磐井様(3)

○以上三人同じ省之

- 一、鳥羽二重 二疋宛

表使衆

春 日 様
 五。し。ま。様
 い。わ。き。様
 み。さ。か。様

右之通被遣之

(寶永六年八月廿七日條)

本文を按ずるに、當時未だお清之方月光院夫人に侍せざりしが如く見ゆ。降て正徳初年の大原重朗日記にいはいはく。

御代替ノ御祝儀○中略女中へモ御贈物アリ 所謂金千疋 豊原 五百疋宛
 常磐井○中略同三百疋 繪島 福井 宮崎 原文繪島の傍書に「是より三女
 は月光院殿附」とあり。(正徳二年十二月十九日條)

繪島事件補考

兩書の趣によりて、考ふるときは、繪島の月光院に侍せしは文昭公薨じて後のことなるべし。(俗傳に、古くよりその方に仕へたりとなすは信憑を値せざらん。將來更に諸書を考索せば、得るところ少なからざるべく、彼の出身及女蘭としての經歷明白とならんには、月光院夫人との關係もまた確知し得べけん。

註

- (1) 秋元侯の重臣にして、主人は即ち後に及び繪島を糾弾せし人物なりとす。
- (2) 上臈にして西洞院氏の女當時勢力隆々たりしのみならずその前半生に於て極めて波瀾に富める經歷を有す。弱年にして勾當内侍となり宮闈の同輩に嫉れ退隱を餘儀なくせられしことあり。當時堂上の日録類に委しくみゆ。
- (3) これも東園家の女にて、聘せられ東下せしん、詳しきことは今述べず。
- (4) 酒井侯 厩橋 上州の家臣。
- (5) 繪島事件考参着。

二

觀劇一件の失敗よりして有司の糺問を受くる身となりしことは既に述べたり。

當時これを諷する落書の類多く世に流布せし者の如し。左に一例をあげんか。

繪島八景(一)

評定夜泊

評定へ呼出されし夜の雨

涙のさまは身のしつとしれ

遠路晩鐘

高砂や遠路のつねの入相に

おあづけ人の道いそぐなり

平座落女

梅山や宮路も友に誘はれて

登りし江島又下るなり (他省)

また献立見立評(2)なる者あり。その一節に、

平 皿 江島あわび 身上つぶし玉子

大 汁 ……酒をしひたけ人はわらひ

煮もの 女中なまふひ……山村こんにやく 梅山のいも

指身 人しらぬこひ

繪島事件補考

などみゆ。巧妙周到を極むといふべし。また龍溪正小説卷五によれば、繪島の取調に際し一條の笑話を傳ふ。本書は深く信すべきものならずといへども、附記せんとす。

一、御詮議中御目付稻生次郎左衛門繪島に向ひ、新五郎は如何様成男そと問れしかば、御手前様の様なる男にて候と申候……せき面被致候と申觸候。此次郎左衛門誠に美男にて在之、享保の頃町奉行勤仕、稻生下野守と申候
前考(3)にも二三の逸事を以て、彼の人物を窺ひ置きしが如く、尋常平凡の女流ならざりしこと勿論なるべし。

註

(1)及(2) 續談海卷五 正徳四年條に載す。

(3) 繪島事件考 (此花四——六所收)

かくて高遠流罪の後、その一生を終るまで住居せし地點についても、安永八年に成れる「木の下蔭」高遠城下の地誌に記すところあり。頗ぶる考に資すべきものなれば、次に掲げて、前考を補はむとす。

一、花畑南畠のうち路岸へよりたる所に繪島圍屋敷のあとあり……其砌○流罪當時
ふきい は非持村のうち水打平と云ふ處に圍屋敷あり。後享保四己亥年公裁をへて同年十二月六日此所へ移さる云々

法名及其の宗旨も次文に見ゆ。

寛保元年辛酉年四月十日病死……宗旨たるに依て蓮花寺へ葬る。七面堂の脇に墳あり、法名心敬院妙立日如大姉と號す。今は屋敷あともとの畠となれり。

右は前考を公にせしより以後、新に知り得たる事項の概要を叙するに留る。讀者にして前考と参照の勞を執られんには、予の幸これに過ぎざるなり。

蓮華王院通矢考

一

蓮華王院は中古以來の名刹にして、傳ふべき事蹟の多くを有す。(特にその文庫は忘るべからざる者なり。別編今述べんとするは單に近世風俗史上の事實に留れるも、最も衆庶に興味を以て迎へられたる者なるは言をまたざるべし。

江戸時代に於ける蓮華王院は妙法院門跡の管するところにして、雍州府志卷四門上院にも、

蓮華王院世謂三十三間堂中妙法院之所主而坊官松井三河監之

といへり。武人がその技藝を試みんがため射術を當所に演ずるに至れるはじめは、いづれの年よりなるか未だ考へずと雖も、寛文元祿の際は既に盛を極めたり

しが如し。

何人にて射を試むるときは、まづ門跡の認許を受け然る後これを行ふ。妙法院日次記に矢數の際に於ける状況を叙していふ。

三十三間堂番所中幕をうち同御挑燈をも出中境内自身番中申付る也

(元祿十七年五月二日條)

稀には所司代特派の吏員さへ參列することありき。されど門跡に事故あるときは延期或は停止を免れざりしは、寶永四年四月米田新八郎の例にても察せらる。松平美濃守家來米田新八遣矢數相催度由中告來雖然門主御遠忌中可爲延引之由申遣之處則領掌云々(日次記十四日條)
次文に米田氏は美濃守家來ニテ……格別之條延期を令せし者にて、以來かゝるきはすべて停止すべしと見ゆ。

二

武人の射藝を演ずるにも諸種あり。發射矢數の多少によりてこれを分つ者と

す。

(イ)百射 例せば日次記寶永五年六月廿六日條に「卯下刻より松平讃岐守家頼
牧野嘉藤太と云者百射あり通矢四十二本也」といづ。

(ロ)千射 前者と共に矢數に限定ありて、單にその中に於て命中の多からんこ
とを期するに留る。されば彼の矢數のごとく心身の強健技能の精到なるを
要せざるならん。

(1)石川主殿頭家頼福島長藏と云者卯刻より千射あり通矢三百六本也寶永五
年二月廿三日條)

(2)石川宗十郎家頼戸田勝之丞と云者千射あり、通矢七百十二本(正徳六年三
月五日條)

これに反してかの和田大八郎の徒が試みたりし如き大規模のそれ(これに對し
ては名稱を傳へず、矢數或は大矢數とのみあり)に至ては、その筋力の絶倫と技能
の巧妙とを盡くすにあらずんば、いかでこれを能くせん。されば精銳の士といへ
ども、その發射總計七八千以下なるを恒とし、萬以上に及ぶが如きは殆ど稀有に屬

す。以下その例を示さん。

(イ)四千本

田中源十郎○中略矢數あり惣矢四千五十七本通矢千五百四十四本也(天和
五年四月六日條)

(ロ)五千本

尾州角田傳藏と云者矢數○中略暮六半より射始(元祿十三年五月八日條)矢數
八ッ半畢惣矢五千八百七十七本通矢二千四百五十二本也(九日條)

(ハ)六千本

玉置市之丞吉見壺右衛門弟子也矢數射掛惣矢六千通矢二千九百五本(貞享四年五月十
二日條)

谷主水家頼道家源之進といふ者○中略矢數○中略卯刻より酉刻まで惣矢六千
十本通矢二千二百八十本(寶永二年閏四月廿六日條)

(卯)酉は十二時間にして、一時約五百本、一分に八本強となる前例に射掛
とあるは豫定の時に至らずして中止せるをいふ。

右に示すところのみにて、略その發射速度と命中比例の程を察すべし。

三

進んで萬本を超過せし射手を見るに、寛文——享保の間和佐米田兩氏を除くも尙四人を算す。即ち左の如し。

(1) 通矢五千本以上

(イ) 酉刻より永屋嘉兵衛略○中 矢數あり。(寛文十二年四月廿日條)

酉刻畢惣矢一萬五百五十、通矢五千五百五十五也 (廿一日條)

(2) 四千本以上

(イ) 今曉より河州浪人河野新左衛門矢數あり (元祿十一年四月十二日條)

酉刻略○中 畢惣矢一萬百五十七本、通矢四千五百九十本 (十三日條)

(ロ) 石井友之進酉刻より矢數同十四年五月三日條

酉刻矢數畢惣矢一萬二十三本、通矢四千五百五十三本四日條

(ハ) 酉刻より西村重八矢數 享保二年五月廿七日條 酉刻矢數畢惣矢一萬

百九十本、四千二百十本廿八日條

永屋氏は通矢と惣矢の比例に於て頗ぶる優秀なる結果を示せり。

附記

未だ弱年にして矢數を試みし者もなきにあらず。日次記いふ。

卯刻より鹽川萬十郎大阪住人、當年十六歲、矢數略○中 酉刻畢惣五千二本

通矢千五百本也。(貞享元年四月十八日條)

以て知るべし。類例は東都深川三十三間堂にもあり。帳中漫録所載加藤朝之丞(内藤大和守内、十一歲)は五十間射にて七千八百廿本を射たりと傳へ、元祿寶永珍話卷二には、梶川勝藏(石川備中守臣十二歲)が一萬二千二百本(通矢一萬十一本)を射たるを記す。惣矢及通矢前者は命中の數を缺くの數は信じ難きも、弱冠にしてその技を示さんとする者ありし點のみは事實ならんと思はる。(東都の矢數については本編の尾にもいふところあり。參看すべし)。

四

和佐大八郎が矢數を試みて「天下一」の稱を得しときは貞享三年四月なりき。當時の人々みな驚歎してその事實を傳へぬ。日次記廿六日條にいはいはく。

從今夜於三十三間堂矢數有之爲見物中略射手紀伊黃門家頼和佐大八郎

かくて翌日に及び終了し、惣矢一萬三千五十三本（通矢八千百三十三本）に及び「前代未聞之事也」（同書廿七日條）と評せらる。今度のこと一條家の記録にもみゆれば、左に示さんとす。

傳聞今日紀州侍和佐大八於三十三間堂有通矢得天下一名云々矢數八千百三十九云々（玉華廿七日條）

堯恕法親王記によれば、親王も日嚴院の坊よりこれを御覽せられしなり。惣矢及通矢の數は日次記と異ならず。（玉華の説は傳聞の誤と思はる。）

かくて大八郎は翌日吉見臺右衛門（當時弓術の師家として令名ありしが如く、門

弟の技を此地に試みし者少なからず）に伴はれて門跡に伺候せりき。（日次記廿八日條に和佐大八郎昨日首尾能數仕舞に付爲御禮伺公云々吉見臺右衛門同道也といづ）。俗傳に尾州の臣星野勘左衛門が寛文四年に八千本の通矢（惣矢は一萬五千本）を得たりと傳へ（年代著聞集）たれど、全くの虚傳に過ぎずして、大八郎の擧たる殆ど空前の事實なりといふべし。

備考

定晴卿記寶曆十一年四月廿五日條に

此日於蓮花王院（今號三十三間堂）有矢數讚州卿侍（云々）通矢八千八筋（云々）風聞也……

他に見るところなけれど殆ど大八郎に追及せるものといふべく無名の達人なりしと見ゆ。

五

和佐大八郎の後に於て惣矢數一萬四千餘本を射し者即ち數に於ては和佐氏を越ゆこと千本有餘―を米田新八郎となす。谷氏の秦山集卷七にいはいはく。